

西東京市基本構想・後期基本計画案

中間答申
(パブリックコメント版)

平成 20 年 4 月

目 次

序 論

1．本パブリックコメント版の位置づけについて.....	1
2．市の沿革	2
3．市の概況	4

基本計画

総論	5
1．計画策定の趣旨.....	6
2．計画の期間.....	6
3．計画の指標.....	7
(1) 人口	
(2) 財政フレーム	
4．計画の方針.....	9
(1) 市民参加と情報公開の推進	
(2) 健全な財政運営	
(3) 公共施設の有効活用	
(4) 新市建設計画の推進	
5．重点プロジェクト.....	11
6．後期基本計画の基本的な考え方.....	17
各論	24
創造性の育つまちづくり.....	25
笑顔で暮らすまちづくり.....	51
環境にやさしいまちづくり.....	73
安全で快適に暮らすまちづくり.....	91
活力と魅力あるまちづくり.....	109
協働で拓くまちづくり.....	117

< 参考 >

基本構想

1 . はじめに〔基本構想策定の目的と視点〕	131
2 . この計画をつくるにあたって〔計画のフレーム〕	132
3 . わたしたちの望み〔基本理念〕	136
4 . 理想のまち〔将来像〕	137
5 . まちづくりの方向.....	140
▶新市建設計画重点施策（アクションプログラム）◀	151
資料編	159

序 論

1 本パブリックコメント版の位置づけについて

西東京市では、平成 16 年度から 25 年度にかけて総合計画(基本構想、基本計画、実施計画)を策定しています。基本計画のうち、平成 21 年度からの後期 5 年間の開始に向けて、平成 19 年度より後期基本計画の策定を行ってきました。

このたびの後期基本計画策定にあたっては、基礎調査はもとより、アンケート、企業や団体へのヒアリングなどを通じてさまざまなご意見をいただきました。

また、審議会においても、そうしたご意見を尊重して審議を進めてまいりましたが、より広く市民のみなさまとともに西東京市の新たな方向性を考えていくために中間答申としてまとめました。

今回のパブリックコメントでは、市民のみなさまに後期基本計画の大枠の方向性についてご意見いただけるよう、骨子を中心にまとめております。具体的な個別事業や数値目標については、11 月頃に再度行うパブリックコメントにて、ご意見をいただくことを予定しています。

審議会では、この中間答申に対して市民のみなさまからご意見をいただき、参考としながら再度、議論を重ねてまいりたいと思います。

なお、この中間答申では基本構想は巻末に参考資料として掲載しています。

2 市の沿革

旧田無市は江戸時代から青梅街道の宿場町として、そして北多摩地区の人々の生活を支える商業の拠点として栄えてきました。また旧保谷市は、江戸時代、幕府の開墾対策の一環として新田開発された農村から、その後の都市化の進展と住宅開発により住宅都市として発展してきました。

旧保谷市が旧田無市を包み込むような地形をしているという特殊性により、通勤、通学、買物など両市民の日常的な生活行動は行政区域を越え、また市民間の交流も活発に行われていたこともあり、この地域はすでに一体的な生活圏を構成していました。

両市の合併問題については、古くは明治 23 年ころにありましたが、昭和に入ってから、昭和 29 年に「町村合併促進法」に基づく「東京都町村合併計画」の策定に関し、都知事からの諮問に対し「1 市 3 町合併」（武蔵野市、保谷町、田無町、小金井町）を要望する旨の答申を行ったのが最初で、その後、昭和 38 年、昭和 40 年に合併論議が活発化したものの合併には至りませんでした。

しかしながら、少子高齢社会や地方分権などの社会環境の変化への対応から、あらためて合併の必要性が論じられるようになり、平成 10 年 2 月、任意の合併協議会である「田無市・保谷市合併推進協議会」を設置し、両市合併の必要性、効果を検証・確認するとともに、平成 11 年 7 月には新市将来構想策定委員会及び 21 世紀フォーラム等の市民参加を得ながら新市将来構想を策定しました。しかし、任意協議会においては、市民の負担水準や行政サービス水準などの具体的な協議に踏み込まなかったことから、任意の協議会から法定の合併協議会へ移行し、具体的な合併協定事項を協議することが必要であるという方向が示されました。

平成 11 年 10 月には法定協議会である「田無市・保谷市合併協議会」を設置し、新市建設計画をはじめとする合併協定事項を協議するとともに、具体的な合併効果の試算による検証や市民意向の確認方法に関する検討を行いました。

特に新市建設計画は、合併後の新市のまちづくりの方向性を示す重要項目として検討を重ね、任意協議会において策定された新市将来構想をベースとして取りまとめられました。

新市建設計画をはじめとした合併協定事項が新市の名称のみを残しすべて終了した時点では、これらの合併協議の結果について広報紙やパンフレットを全戸配布し情報提供するほか、両市内の各所で市民説明会や出張説明会を行い、市民への理解を図ってきました。

一方、合併に関する市民の意向を確認する方法としては、平成 12 年 7 月に満 18 歳以上の市民を対象に投票方式による市民意向調査を実施し、合併の賛否、新市の名称、特に力を入れてほしい施策について意向を調査しました。その結果、両市ともに合併に「賛成」とする票が「反対」とする票を上回り、その後、開催された両市の臨時議会において、配置分合をはじめとする合併関連議案が可決されました。

そして、平成 13 年（2001 年）1 月 21 日、全国に先駆けた都市型合併の先進市として誕生した西東京市は、全国から注目を集めるとともに、新市としてのまちづくりにおいても先駆的な役割を担っています。

3 市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあって、東京都の西北部に位置し（北緯 35 度 44 分、東経 139 度 33 分）、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市、東は練馬区に、西は小平市および東久留米市に接しています。

標高 67m、地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）南部に石神井川があり、それぞれ西部から東部に向かって流れており、その沿岸が 2～3m の低地となっているほか、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。

地質は、関東ローム層（主として関東地方に分布する褐色の土で、砂と粘土から成って空隙に富み、有機物を多量に含んで、植物の育成に適する。）で厚さ 10m 以上の所が多く、その下は径 3～5 cm の礫層で、地下水位は河川沿岸の低地に見られるくらいです。

(2) 気候

1 年を通じての平均気温は、15.3（最高 37.8、最低 -6.6）（平成 14 年）、年間降水量は 1,481.5mm、気温は温和で、都心への交通の便もよく、住宅都市として最適の環境をそなえています。

(3) 面積

本市は東西 4.8 km 南北 5.6 km にわたり、面積は 15.85km² となっています。

(4) 人口

平成 19 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳による本市の総人口は 189,221 人で、平成 14 年の 176,126 人と比較すると約 5.6% 増加しています。

年齢別三階層人口は、平成 17 年（国勢調査）の年少人口が 12.7%、老年人口が 18.8%、平成 12 年（国勢調査）は年少人口 13.0%、老年人口 15.9% となっており、老年人口が増加傾向にあります。

基本計画

総論

1．計画の趣旨

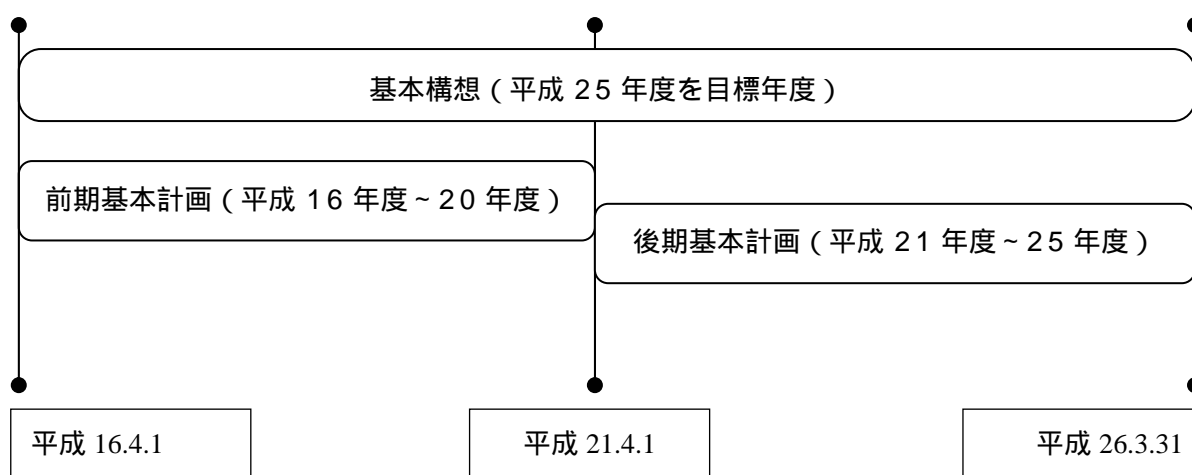
この基本計画は、西東京市基本構想に基づき、その基本理念と将来像を計画的に実現するために、本市における現状を整理するとともに、体系的な施策展開を示すものです。

なお、本計画を基本として、毎年度3年を期間とする実施計画を別に策定し、本計画の実効性を確保します。

2．計画の期間

計画期間は、平成16年度から平成25年度までの10年間とします。

なお、平成16年度から平成20年度までを前期基本計画、平成21年度から平成25年度までを後期基本計画とします。



3. 計画の指標

(1) 人口

平成 21 年までは、人口は大きく増加し、平成 22 年以降、増加率は緩やかになるものの平成 27 年までは増加を続ける。

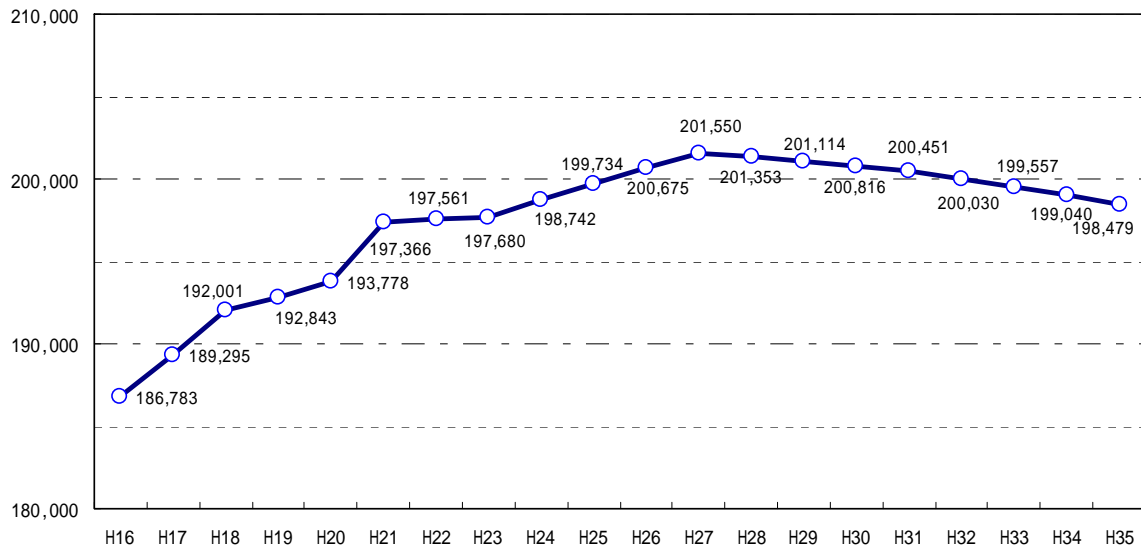
平成 27 年以降は、人口は減少に転じる（中位推計、低位推計）。

総合計画（後期基本計画）の計画終了年次である平成 25 年には、199,734 人に増加する（中位推計）。

65 歳以上の人口は増加を続け、平成 35 年の高齢化率は 23.7% となる。

14 歳以下の人口は、平成 35 年までに平成 19 年現在の人口を下回る。

【人口グラフ】



図表 西東京市の将来推計人口

「西東京市人口推計調査」
(平成 19 年 10 月) より

(2) 財政フレーム

基本計画（平成 16 年度～25 年度）期間中の財政計画は、社会・経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済環境の変化、行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

4 . 計画の方針

基本計画は次の方針を踏まえ、事業をすすめていきます。

(1) 市民参加と情報公開の推進

市民と市との協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、市民参加と情報公開の推進を図っていきます。

市民参加

市民が、まちづくりの主演として活躍できるよう、市民参加をさらに発展させるとともに、市民の意向を的確に反映させながら事業を推進していきます。

情報公開

市民参加を促進するとともに、個人情報等の情報資源の保護に十分配慮しながら、情報公開と情報発信をすすめていきます。

(2) 健全な財政運営

財政の健全性を確保しつつ、まちづくりに対する市民の期待に応えていくため、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムの確立や自立度を高めた持続可能な財政構造への転換を積極的に図っていきます。

行財政改革の推進

将来にわたり、健全で安定した行財政運営を確保し、市民サービスの向上を推進するため、行財政改革を着実に実行していきます。

自主財源の確保

課税客体の正確な把握と市税徴収率の向上を図るとともに、使用料・手数料等の適正化による自主財源の確保に努め、安定した財政基盤の確保を図っていきます。

特定財源の有効活用

国や東京都の補助制度を有効に活用するとともに、地方債の活用にあたっては後年度の財政負担に配慮しつつ、効果的な活用に努めていきます。

財政運営の適正化

社会経済情勢や各種行財政制度の動向に対応した財政運営を行うとともに、「最少の経費で最大の効果」が発揮できるよう、市民ニーズに応じた財源的な配分に努めていきます。

財政計画の作成

事業の円滑かつ着実な推進を図るため、社会経済情勢の推移を的確に捉え、財政計画を作成していきます。

(3) 公共施設の有効活用

円滑かつ効率的な事業執行に向け、公共施設の有効活用を前提に事業をすすめていきます。

公共施設の統合整備

地域において重複する公共施設については、市域全体のバランスを考慮し、統合整備していきます。

新たな施設の整備

新たな施設整備については、公共施設の統合を前提として整備に努めるほか、現在ある公共施設の建替え・改修や余剰公共施設の有効活用を図りながら事業をすすめていきます。

(4) 新市建設計画の推進

新市建設計画は、平成13年度から22年度までの10年間における新しいまちづくりの指針を示した計画であり、合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となる重要な計画です。

新市建設計画の位置付け

新市建設計画の重要性を勘案し、この新市建設計画との整合性を図りながら、事業をすすめていきます。

新市建設計画の重点施策

新市建設計画の重点施策については、引き続き事業の推進を図るとともに、さらなる事業展開に向けた取り組みをすすめていきます。

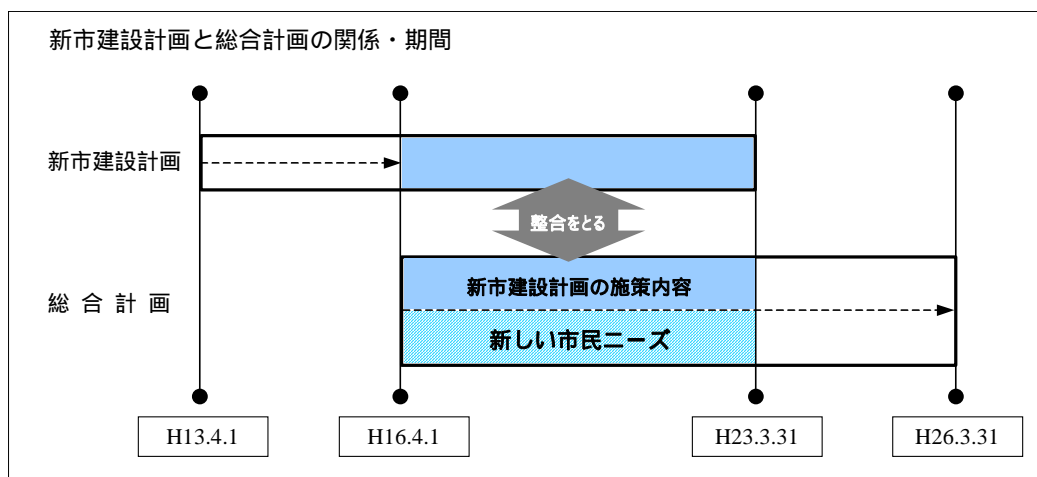
重点施策

(仮称) 合併記念公園の整備

コミュニティバスの運行

地域情報化の推進

ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進



5 . 重点プロジェクト (今後見直し予定)

基本構想で位置づけている「わたしたちの望み」や「理想のまち」に少しでも早く、効果的・効率的に近づくために、以下の4つのプロジェクトに取り組みます。

これら4つのプロジェクトは、「まちづくりの方向」の枠を越えて、分野横断的に力をあわせてすすめるものです。また、行政だけではなく、市内で活動する市民や企業・団体等の連携により実現されるものです。

西東京ブランド発進 プロジェクト

コンセプト(目的)

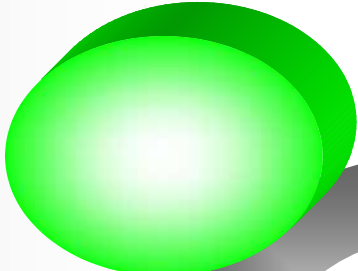
「豊かで活気あるまち」をめざして、西東京市民が誇りをもてる良好・良質な都市イメージを醸成します。

目標

西東京ブランド(ひと・もの・こと)を確立します。

具体的な取り組み

市民や企業・団体等と協働でブランドイメージをつくり、「ひと・もの・こと」のキーワードのもとに、ブランドづくりおよび西東京ブランドを展開していきます。



豊かで
活気あるまち

やすらぎグリーン プロジェクト

コンセプト(目的)

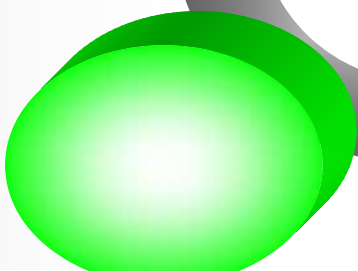
「ほっとやすらぐまち」をめざして、みどりの保全・活用・創出によって、人が憩い、集いあえる空間・場を演出します。

目標

人々のふれあいを演出するみどりと花の空間を創生します。

具体的な取り組み

市内のみどりをネットワークするとともに、散歩道や散策ルートを充実させます。また、まちじゅうにみどりと花の空間を創出します。



ほっと
やすらぐまち

当初から予定する取り組みや事業を実行するだけでなく、コンセプトに沿った新たな取り組みや活動等も含めてすすめることを前提とします。

そして、効果的・効率的にプロジェクトを推進する手段として、目標設定および効果測定を実施し、その評価・改善による進行管理を行います。

ふれあいサポート プロジェクト

コンセプト(目的)

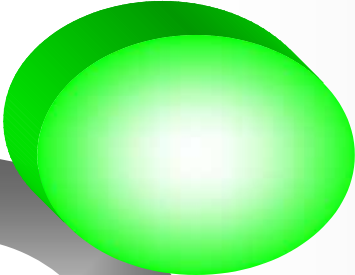
「みんなで支えあうまち」をめざして、市民一人ひとりが協力しあって、安心して暮らせる社会をつくれます。

目標

コミュニティの醸成と互助・共助のしくみをつくれます。

具体的な取り組み

人材等の地域資源を生かして、市民のもついろいろな頼みごと・困りごと・お願いごとと、それらをサポートするしくみをつくれます。



みんなで
支えあうまち

いきいきチャレンジ プロジェクト

コンセプト(目的)

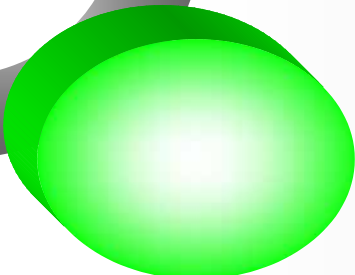
「ひと・もの・ことが育つまち」をめざして、子どもも大人も地域に暮らす人々がさまざまなことにチャレンジし、いきいきと活動できる機会を増やしていきます。

目標

だれもが生涯、学び、楽しみ、活動できるしくみをつくれます。

具体的な取り組み

市民の主体的な知的欲求に応える生涯学習メニューの充実、生涯スポーツの場づくりのほか、習得したことを実践できる機会づくりを行います。



ひと・もの・ことが
育つまち

西東京ブランド発進プロジェクト

【主要施策の概要】

キーワードは、「西東京ブランド」。

「ひと」に関するもの（創業支援・人材育成など）、「もの」に関するもの（名産品・特産品等の創出とその展開など）、「こと」に関するもの（（仮称）合併記念公園の整備やイベントの拡充・新設など）というそれぞれの分野で、「西東京ブランド」の確立をめざします。

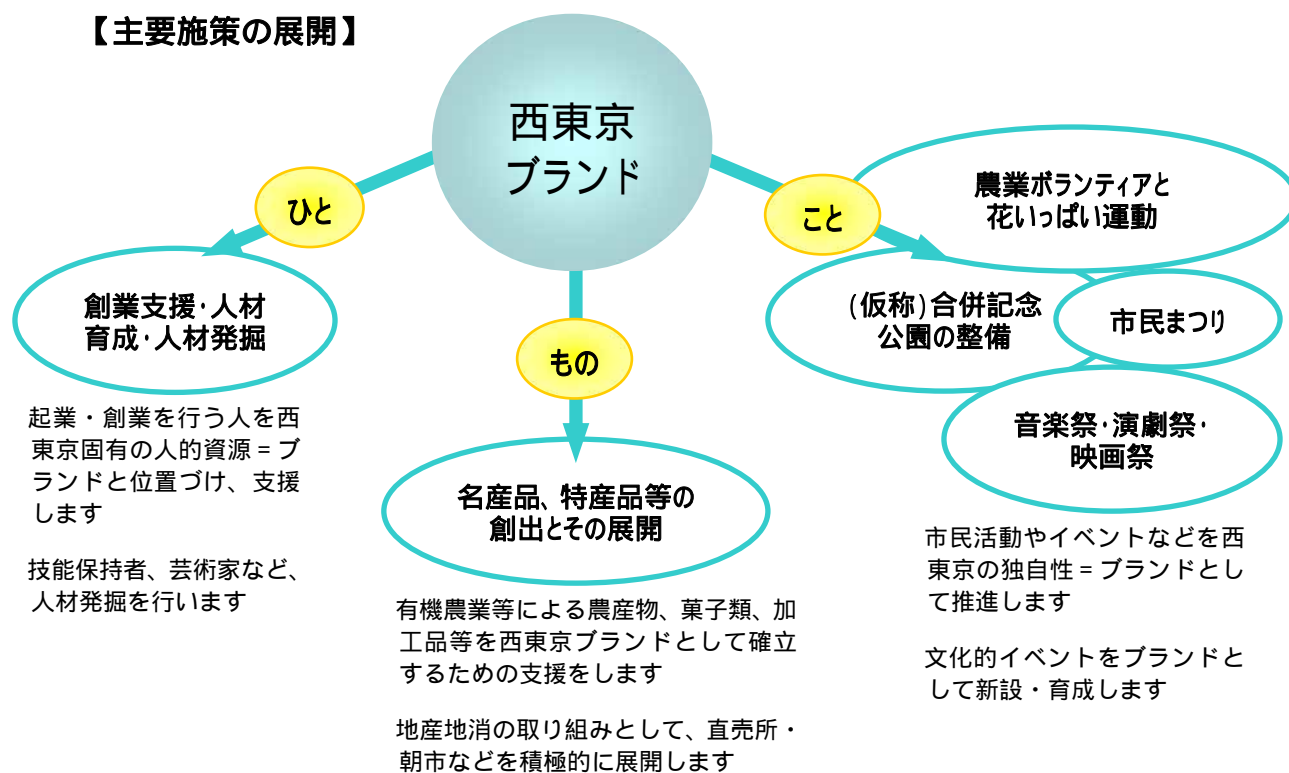
<指標案>

西東京市に住み続けたいと考える人の割合

「西東京ブランド」の数

（「西東京ブランド」の定義と目標数値は、（仮称）重点プロジェクト推進委員会で検討）

【主要施策の展開】



やすらぎグリーンプロジェクト

【主要施策の概要】

キーワードは、「みどり・花」。

みどり・花の活用・創出・しくみづくりをとおして、豊かな自然環境を実現するとともに、市民がそれらに親しめるような事業を展開します。

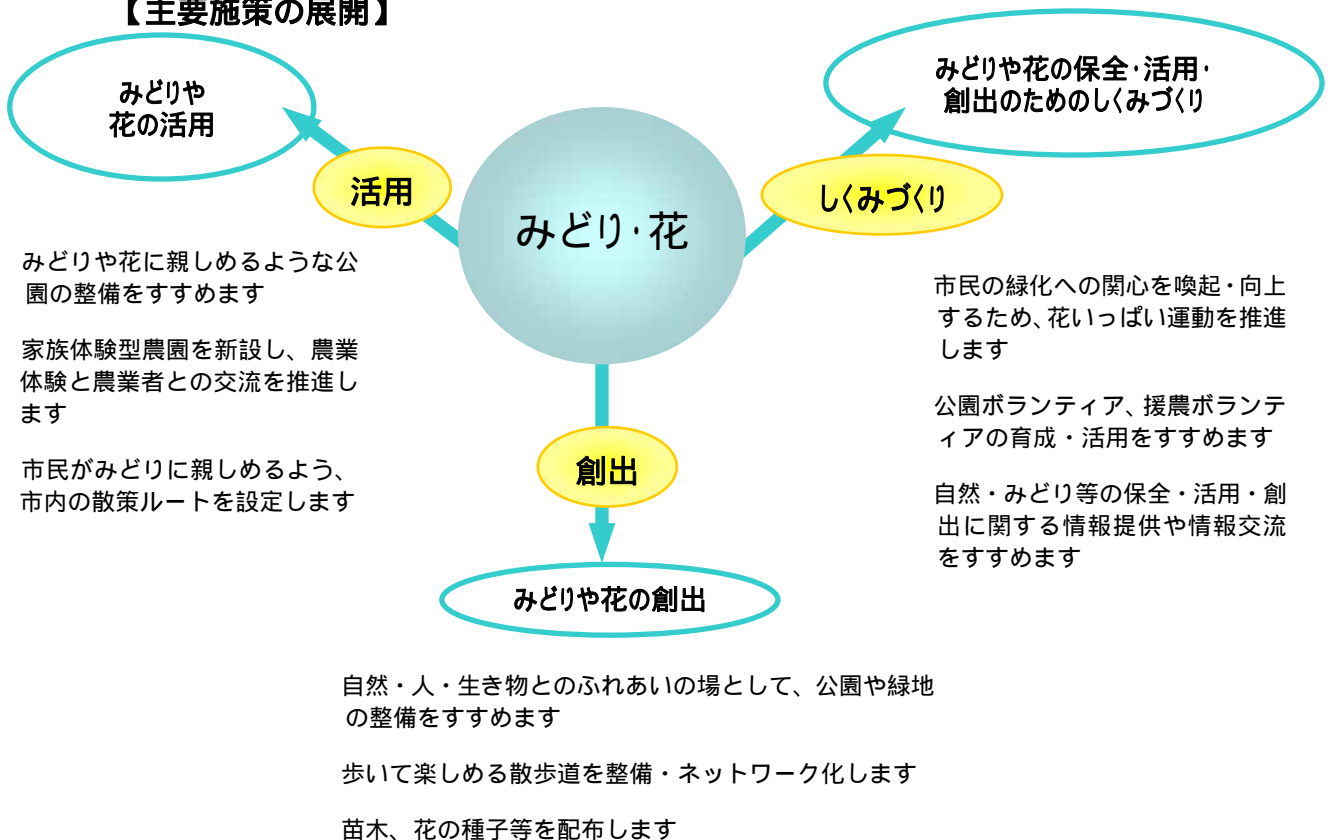
< 指標案 >

自然環境に対して満足している市民の割合

緑被率

(目標数値は、(仮称)重点プロジェクト推進委員会で検討)

【主要施策の展開】



いきいきチャレンジプロジェクト

【主要施策の概要】

キーワードは、「チャンス・アンド・チャレンジ」。

市民が、自己実現をめざして、いろいろなことにチャレンジする機会を提供します。施策の展開に当たっては、さまざまな部署や団体が行う事業の連携をすすめていきます。

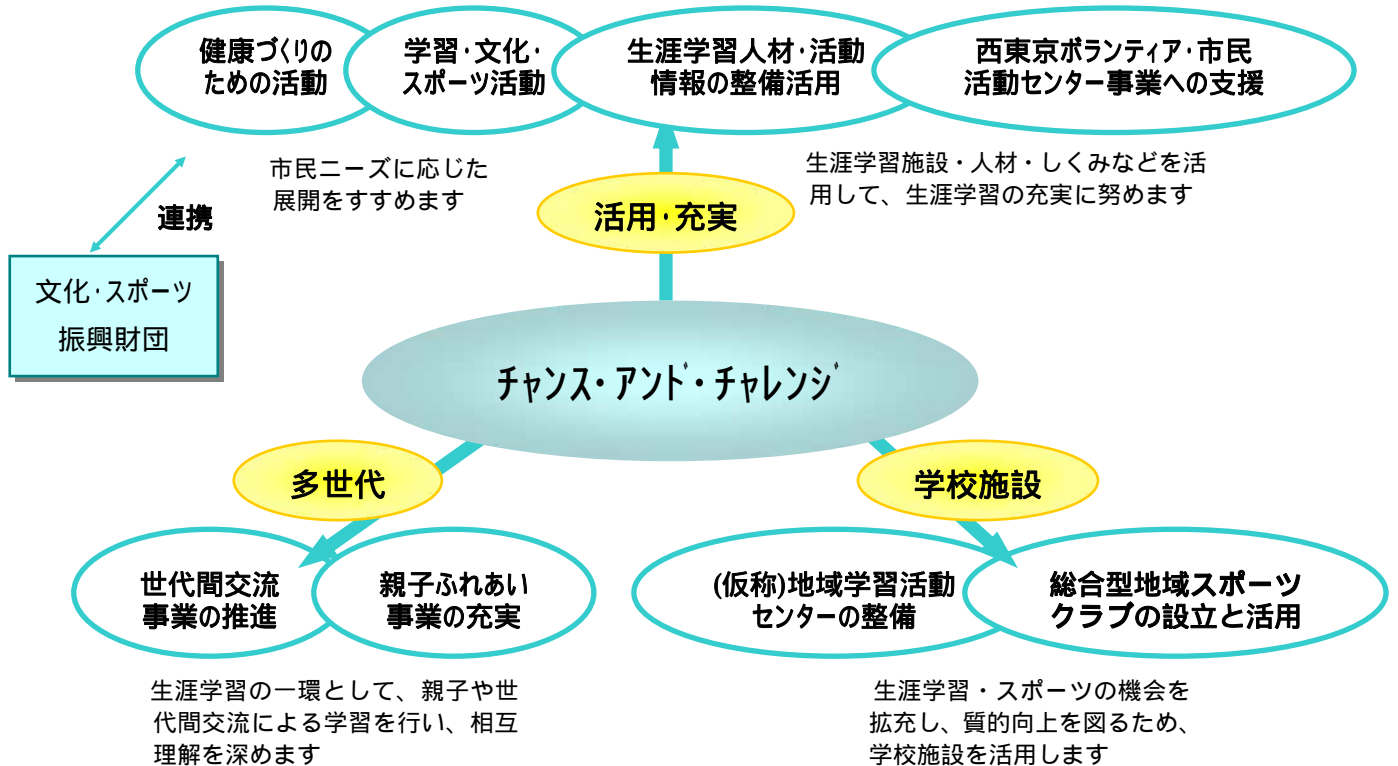
< 指標案 >

生涯学習の環境に満足している人の割合

生涯学習への参加延べ人数

(対象事業や目標数値は、(仮称)重点プロジェクト推進委員会で検討)

【主要施策の展開】



ふれあいサポートプロジェクト

【主要施策の概要】

キーワードは、「コミュニティ」。

安心・安全のまちづくり、困りごとなどへのサポートのしくみづくり、ふれあいのまちづくり事業などをすすめていくなかで、コミュニティを醸成していきます。

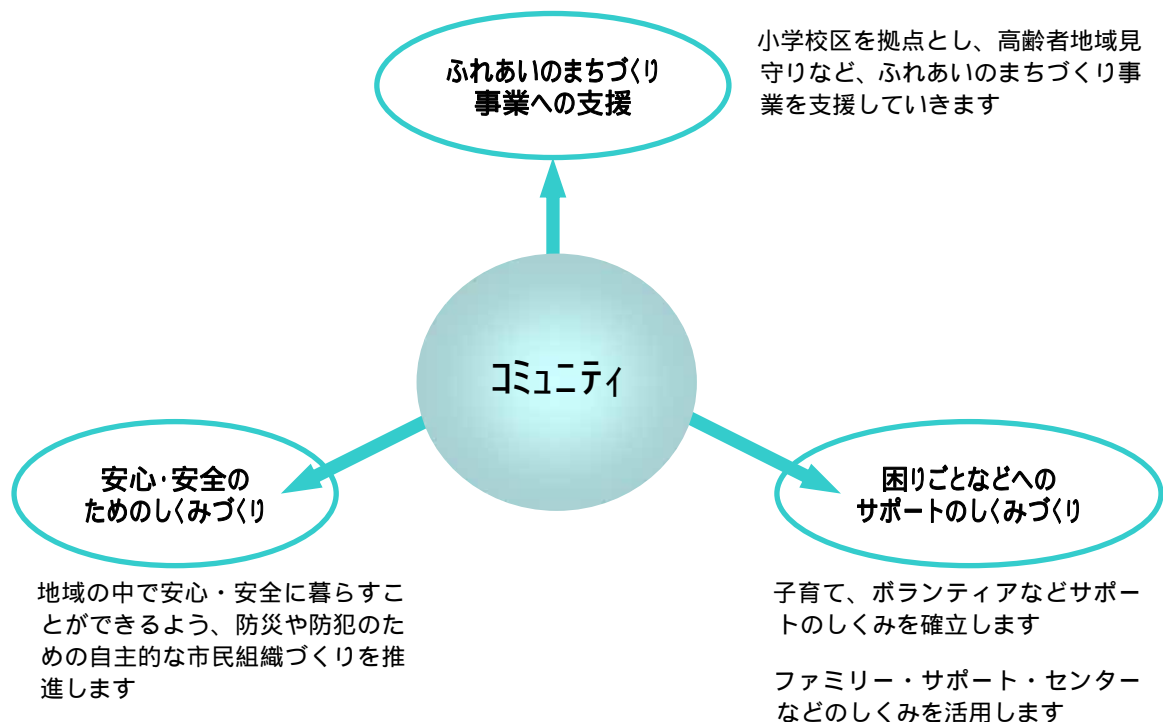
< 指標案 >

地域の中で支えあうしくみができていると思う人の割合

地域活動に参加している市民の数

(「地域活動」の定義や目標数値は、(仮称)重点プロジェクト推進委員会で検討)

【主要施策の展開】



6 . 後期基本計画の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

本後期基本計画では施策体系を見直し、より市民の方々にとって分かりやすい内容を目指しました。そのため、内容等も精査し、以下のように項目を再定義しました。

1……………分野別目標：

基本構想における理想のまちを実現するための分野別の6つの方向性及びそれぞれの方向性の中での目標を示したもの

1 - 1……………施策：

分野別目標の実現を図るために展開する施策の目標、ビジョンを示したもの

1 - 1 - 1…事業群：

施策で示した目標・ビジョンを実現するために、市が行う事業の内容を示したもの

項目等の変化の理由としては、大きく以下の三点があります。

施策から事業までの関係の明確化

前期基本計画では、内容として、施策の軸と事業の軸の二つがあったために、一目でみて、いささかわかりづらいつくりになっていました。後期基本計画では、一つのピラミッドとして、施策と事業とを位置づけることで、より分かりやすい内容としました。

行政評価の視点の導入

現在、市では、地域経営戦略プランなど行政経営の大幅な見直しを行っています。本後期基本計画もこの視点に配慮したつくりをしています。施策から事業までの関係性を一つの流れで示すことで、現在実施されている行政評価の事業評価と後期基本計画上での進行管理（事業ごとの仕事の進み具合）とを結びつけます。

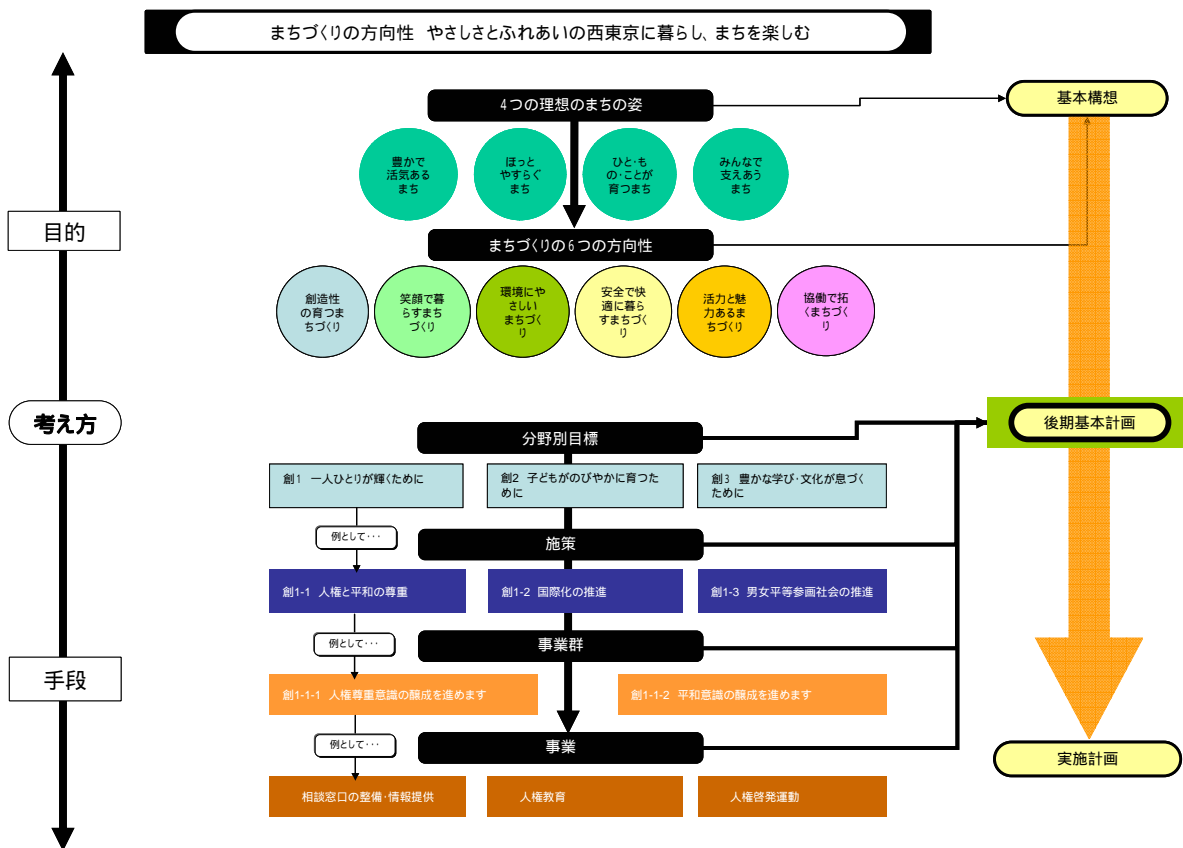
成果指標及び目標値（目指そう値・がんばろう値）の設定

各施策の目標とする姿を示します。その際には、数値等もふくめ目標値を掲げることで、より効率的、効果的な行政運営を目指します。同時に、市民の方々との協働のあり方なども示すことで、地域一体となったまちづくりの具体的な方向性を示します。

(2) 基本構想との関係について

基本構想とは、図表1のように整理できます。基本構想から基本計画（分野別目標～事業）と結びつきます。基本的に、基本構想で示された四つの理想のまちの姿の実現という目的のために、以下、六つの方向性、そして、分野別の目標、施策・事業群・事業という手段が形成されます。

図表1 基本計画・基本構想の関係



(2) まちづくりの考え方

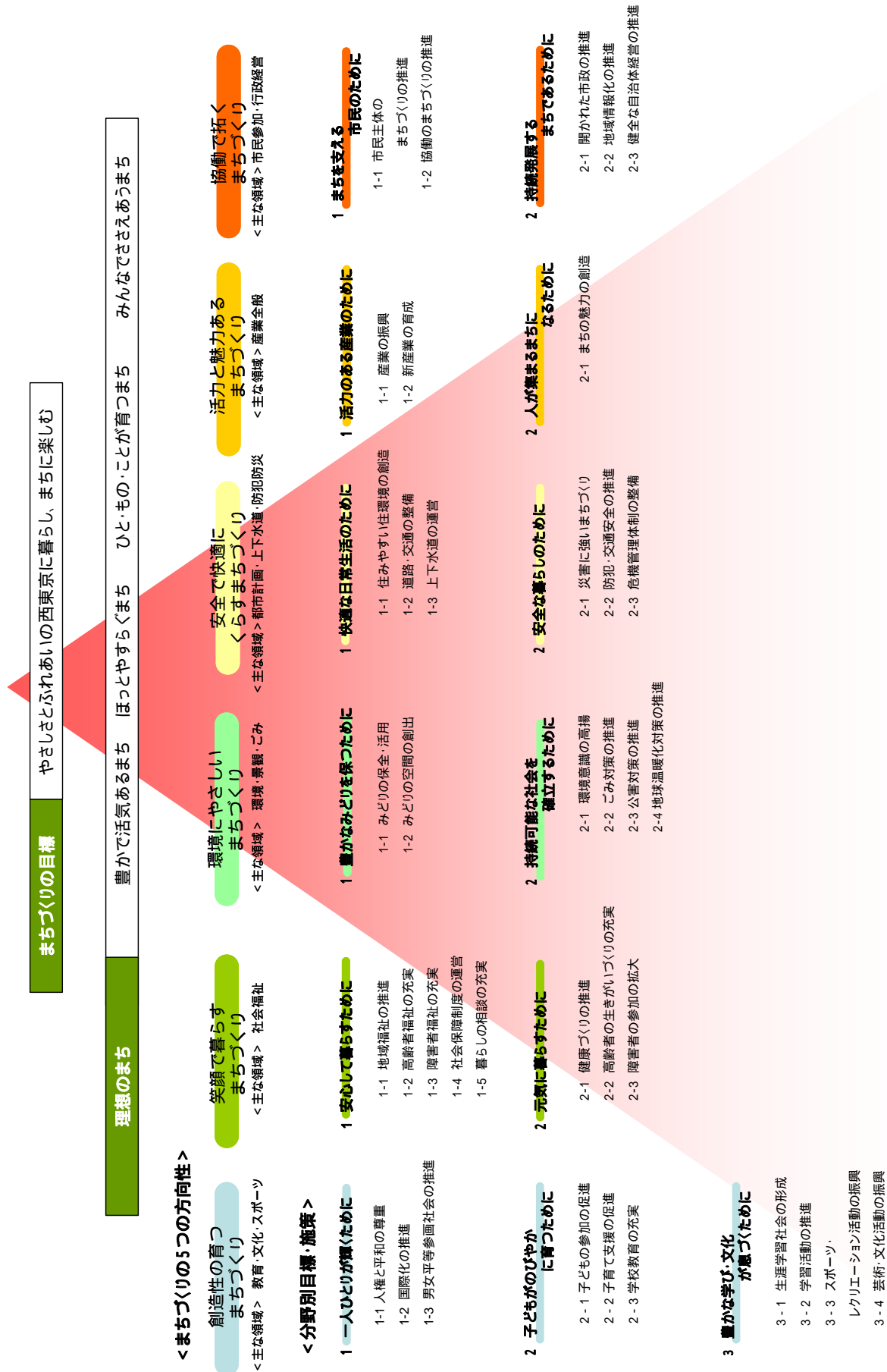
六つのまちづくりの方向性とそれに連なる施策・事業群・事業があります。

図表2 まちづくりの方向性と主な施策の範囲

まちづくりの方向性	主な施策の範囲
創造性の育つまちづくり	教育・文化・スポーツ
笑顔で暮らすまちづくり	社会福祉全般
環境にやさしいまちづくり	環境・景観・ごみ
安全で快適にくらすまちづくり	都市計画・上下水道・防犯防災
活力と魅力あるまちづくり	産業全般
協働でひらくまちづくり	市民参加・行政経営



図表3 後期基本計画 体系図



(3) 後期基本計画紙面構成について

構成は、分野別目標と施策・事業群という二つに分けられます。理解を深めるために、それぞれについて、読み方・見方を示します。

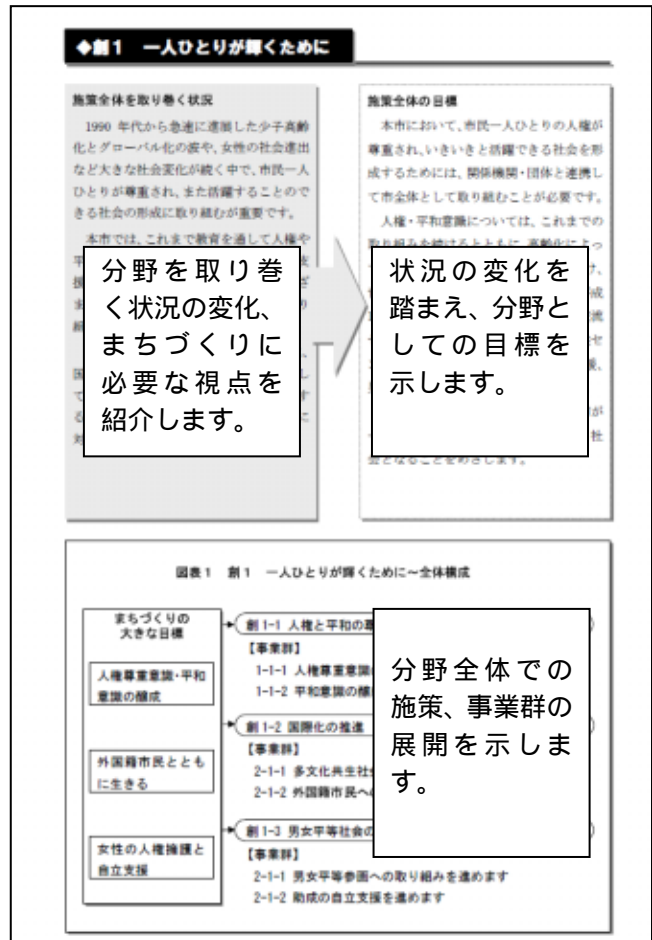
1) 分野別目標

「分野全体取り巻く状況」では、分野に係わる社会全体の状況の変化やまちづくりに必要な視点を紹介します。

「分野全体の目的」では、分野に関連する様々な状況の変化を踏まえ、分野全体の目標を示します。

「全体構成」では、「分野全体の目標」を踏まえ、施策、事業群がどのように展開するかを示します。

例 分野別目標



例 施策・事業群 その1

2) 施策・事業群

<現状と課題>

「施策を取り巻く現状」においては、西東京市での個別の施策を取り巻く、状況の変化を示している。加えて、今後の動向と必要とされる流れを示します。

「施策全体の課題」及び「施策実施へ向けたキーワード」においては、現状を踏まえ、今後の展開へ向けた課題及びキーワードを示します。

その他、この施策内容に関連する様々な動きの紹介及び用語解説を示します。

◆創 1-1 人権・平和の尊重 (担当する課：生活文化課・秘書広報課)

施策を取り巻く現状
世界で多発しているテロや戦争、学校や職場での人権問題など、現在の人権・平和をとりまく状況は非常に多様化・複雑化しています。

西東京市における施策を取り巻く状況の変化、まちづくりに必要な視点を紹介します。

施策全体の課題
誰にとっても住みよいまちになるためには、子ども、高齢者、女性、外国人の人権が守られる地域社会である必要があります。

状況の変化を踏まえ、施策としての課題を示します。

施策実施へ向けたキーワード

- 人権意識と平和意識の醸成の普及活動を通じて、全てのひとにとって更に住みよいまちを目指す

図表 1-1 市民意識調査（平成 18 年 6 月実施）：人権・平和施策についての重要度

無回答	185 (7.7%)
わからない	418 (17.3%)
重要でない	67 (2.8%)
あまり重要ではない	182 (7.5%)

この施策内容に関連する様々な動きの紹介及び用語解説を示します。

用語解説

西東京市平和の日：核兵器のない平和な世界を市民共通の願いによって策定され、平成 14 年 1 月 21 日非核・平和都市宣言：昭和 20 年 4 月 12 日に、西東京市になった。戦争の体験を風化させること無く、平和の意義が定められた。



＜施策及び事業群＞

「施策の目標（1-1）」においては、
施策展開の目標を示します。

「成果指標（めざそう値）と目標値（がんばろう値）」では、
施策を行う上での成果の目安となる具体的な数値を設定します。
指標設定の理由、根拠などを示すことでその値の持つ意味合いを示します。

「施策展開の主な取り組み」では、
事業群の主な内容を示します。それぞれに目指す方向性を示します。

「この施策の事業体系」では、
この施策、事業群に関連する代表的な個別事業を示します。その際に、事業の持つ性格に合わせた類型化をします。例えば、重点プロジェクトに直結するもの、成果指標を想定する上で重要なものなどを示します。

その他、他自治体などでの動向を紹介し、この施策に関する動向を示します。

尚、本概要冒頭にも記載しました通り、「成果指標（めざそう値）と目標値（がんばろう値）」「この施策の事業体系」につきましては、今回答申には含まれていません。こちらについては、10月にパブリックコメントを通じて、広くみなさまからご意見をいただく予定となっております。

例 施策・事業群 その2

創2-3 学校教育の充実の目標

一人ひとりが輝く、活力ある学校づくりをめざします。

施策の目標を示します。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

10月のパブリックコメント時にご意見を募集します

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創2-3-1 学校教育環境全般の向上に取り組みます

- 児童・生徒の確かな学力向上に向けて、きめ細やかな学習指導の実施、専門家や外国人等の外部講師の積極的な活用など、時代の流れに応じた教育を進めていきます。
- 特色ある学校づくりを推進するため、特色ある教育課程の提供の仕組みを整えていきます。
- 教育習熟
- 小学で取

施策に関連する事業群の内容をそれぞれ示します。

児童の学習環境の整備、校食調理の民間委託を進めています。中学校給食では、学校給食運営審議会の答申を踏まえ、庁内の横断的組織により、調査・研究を進めます。

- 子どもが本に親しめるよう学校図書館専門員（司書及び司書教諭）の配置を継続していく取り組みを進めると共に、学校図書館が利用しやすく、活用されるよう整備していきます。
- 障害のある児童・生徒の教育ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす多様な教育を展開するよう努めています。

創2-3-2 学校教育施設の計画的な整備を進めます

- 児童・生徒数の中長期的な動向や、国や東京都の少人数学級への考え方などを踏まえ、学校の適正規模・適正配置の方針を定め、通学区域の見直しや学校統廃合についても検討を行います。
- 快適な教育環境を確保するために、老朽化した校舎・体育館等の大規模改修など、教育施設の計画的な改修に努めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

足立区で「危険な場」で、交通安全の確保を促進し、他自治体の動向を示します。

用語解説

ボランティアによる下校指導 登下校時の児童の安全を確保するために地域の住民が行う学校支援ボランティアのひとつ。文部科学省と警察庁が率先して取り組んでおり、取り組む自治体が増加している。安全確保の事例としては、登下校時に大人が通学路に立つ、安全マップを作成する等がある。

各論

創1 一人ひとりが輝くために

分野全体を取り巻く状況

1990年代から急速に進展した少子高齢化、国際化、女性の社会進出等、大きく社会が変化する中で、市民一人ひとりが尊重され、また活躍することのできる社会の形成に取り組むことが重要です。

西東京市では、これまで人権や平和の啓発活動、外国籍市民への支援、男女平等社会の推進を通して、様々な人が暮らしやすい社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

今後、さらに進展する少子高齢化、国際化、女性の社会進出に対して、これまでの取り組みを継続すると共に、変化する社会状況に柔軟に対応し、取り組みを充実させていくことが必要です。

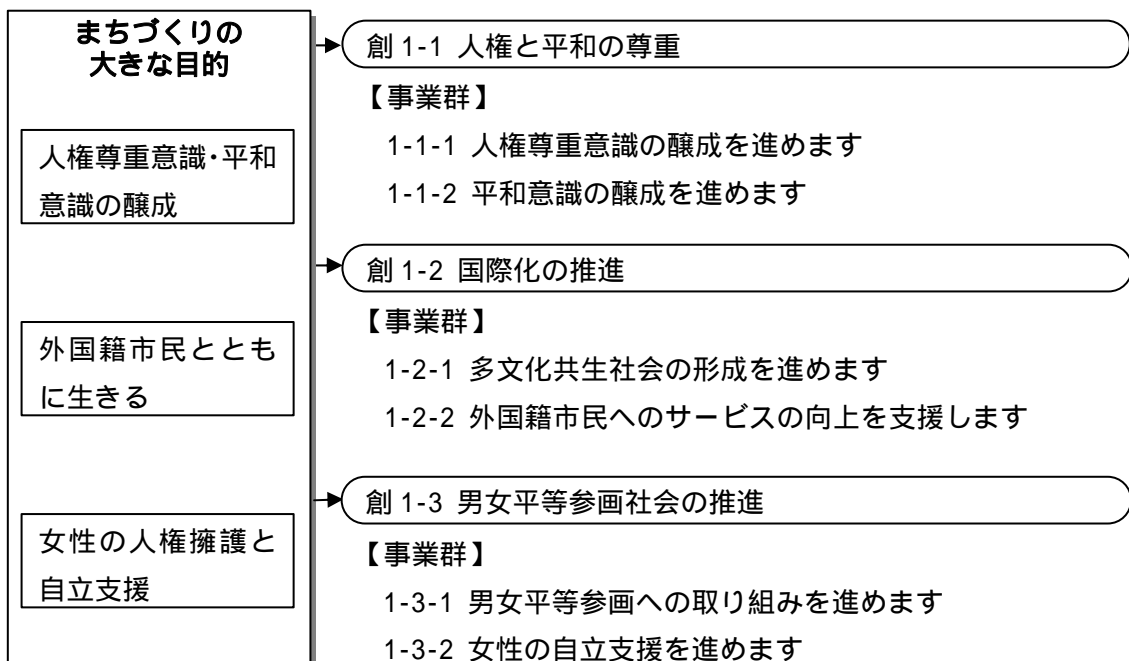
分野全体の目的

まちには、様々な人が暮らし、働き、学び、支えあい、様々な生活をおくっています。地域社会を支える市民一人一人は、それぞれ個性と可能性をもったかけがえない存在です。人種・国籍・性別・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。あわせて、男女平等については、その意識づくり、平等参画の促進等に努めていく必要があります。

また、一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会を目指すと共に、国際理解を深め、多様な言語・文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。

図表 1-1 創1 一人ひとりが輝くために～全体構成



施策を取り巻く現状

世界で多発する紛争、学校や職場における様々な人権問題など、現在の人権・平和を取り巻く状況は非常に多様化・複雑化しています。

西東京市では、平成 14 年 1 月 21 日に「非核・平和都市宣言」を宣言し、田無市と保谷市の合併時に「西東京市平和の日」を設置し、人権相談・人権啓発活動事業を行う等、積極的に平和・人権施策を行ってきました。

平和事業については、戦争から時が経つにつれて体験者が高齢化し、実体験として青少年への体験談の継承等が課題となっています。また、様々な場所で起こる人権問題について、その解決が求められています。

今後は、各関係機関と連携しながら人権・平和意識の醸成、普及活動を通して全ての人にとって住みよいまちを目指します。

施策全体の課題

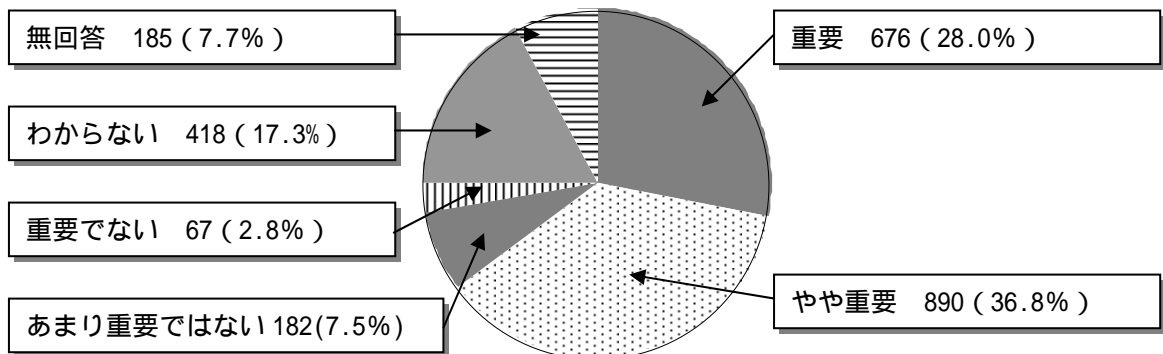
誰にとっても住みよいまちになるためには、子ども、高齢者、女性、外国人の人権が守られる地域社会である必要があります。そのため、現在進めている人権・平和に関する普及啓発活動を今後も続けていきます。

一方、多様化・複雑化した現状に対応していくためには、双方向のコミュニケーションが必要です。今後は、地域の様々な関係機関と連携をとることで、西東京市全体として取り組むことが非常に重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 人権意識と平和意識の醸成の普及活動を通じて、全ての人にとって更に住みよいまちを目指す

図表 1-2 市民意識調査（平成 18 年 6 月実施）；人権・平和施策についての重要度



用語解説

非核・平和都市宣言：核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、市民参加によって策定され、平成 14 年 1 月 21 日に宣言された。

西東京市平和の日：昭和 20 年 4 月 12 日に、西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となった。戦争の体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められた。

創 1 - 1 人権と平和の尊重の目標

平和を尊び、人権が尊重される社会をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創 1 - 1 - 1 人権尊重意識の醸成を進めます

- ・ 人権尊重意識が行政の様々な分野や市民生活のあらゆる場面で反映されるよう、人権啓発活動を推進します。
- ・ 東京都人権施策推進指針などに基づいて、学校教育を通じて、発達段階や実情に応じた人権教育を推進すると共に、様々な場所での学習機会を充実していきます。
- ・ 人権擁護委員や関係機関等との連携を図りながら、多様化する人権問題への対応、啓発活動などを進めていきます。

創 1 - 1 - 2 平和意識の醸成を進めます

- ・ 核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を目指した「非核・平和都市宣言」に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を推進します。
- ・ 「西東京市平和の日」を中心に、戦争体験を風化させることなく、平和の意義を考えていくため、パネル展示などの啓発活動を進めていきます。
- ・ 戦争体験者が少なくなる中、戦争体験を次世代に継承するために、若い世代を対象とした啓発活動を進めていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

国際化が進む現在、日本への外国人入国者は増加の一途をたどっています。

西東京市でも、外国籍市民は平成 14 年度から平成 19 年度にかけて 21.2% 増加しています。こうした国際化の時代における多文化共生について、外国籍市民との交流や生活支援を通じて行っています。

平成 20 年度には子どもから高齢者まで多くの市民が国際理解を深め、また国際感覚を養い、日本人・外国人共に市民として社会に参画していくことを目的として、拠点の整備を行いました。

今後は、こうした拠点を十分に活用しながら、外国籍市民が地域でより多くの交流の機会を持ち、また、外国人自身が地域活動を通じて、地域に親しみを持って参画していけることを目指します。

施策全体の課題

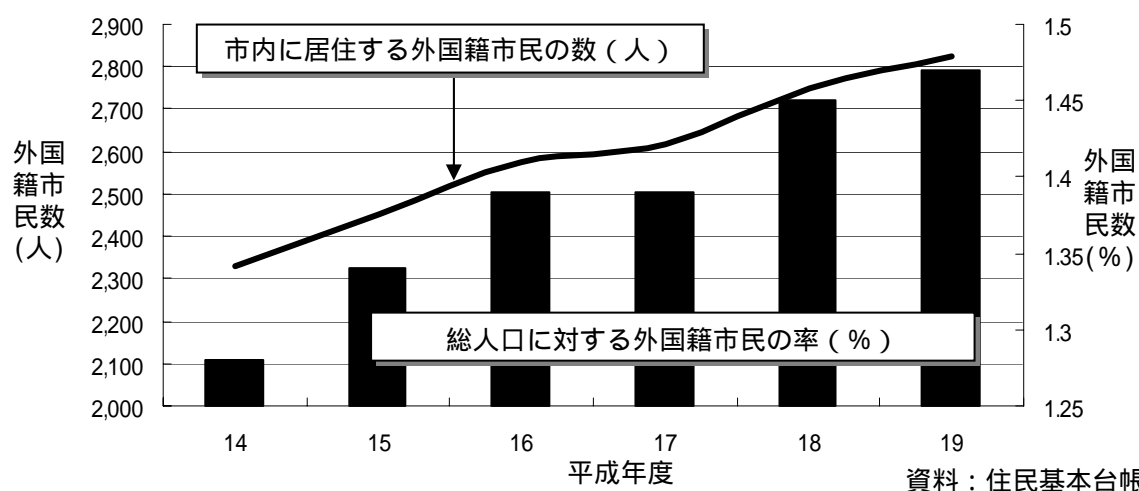
外国籍市民が、地域と交流し日本国籍市民と同様に社会に参画していくためには、様々な交流機会を設ける必要があります。西東京市多文化共生・国際交流センターや公民館等を中心に、外国籍市民が地域交流の場に参加するための環境を整備します。

更に、外国語の情報誌などを充実することで、外国籍市民が日本で生活をしていく上での情報を十分に取得し、情報不足による不自由を受けないよう、市民と協力して支援を続けていく必要があります。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 西東京市多文化共生・国際交流センター、公民館活動等を通じた地域交流支援
- ・ 外国籍市民への情報提供による生活支援

図表 1-3 西東京市における外国籍市民の数



用語解説

西東京市多文化共生・国際交流センター：日本人・外国人共に市民として地域社会に参画する「多文化共生社会」の実現を目指し平成 17 年度に設立された。日本語講座や外国人相談、交流会などの事業を行っている。

創1-2 国際化の推進の目標

国際交流を促進し市民の国際理解を深めるとともに、
外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創1-2-1 多文化共生社会の形成を進めます

- ・ 国籍や文化背景などお互いの違いを認め合いつつ、同じ地域に暮らす住民として共に生きていく「多文化共生」社会の実現を目指し、取り組みを進めます。
- ・ 外国人と日本人との相互理解、相互学習を図るための事業の充実に取り組むと共に、地域の活動団体との連携を進めていきます。
- ・ 社会的に制約を受けやすい人の学習機会を整備・充実し、全ての人が地域で学びあうことの大切さを実感でき、より豊かな生活に向けた学習機会を提供します。
- ・ 日本や世界の文化・伝統に触れる機会を充実させ、日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進します。

創1-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

- ・ 外国語による便利帳やホームページ、各種パンフレット、案内表示の整備など外国語による情報提供(情報発信)の体制づくりを進めていきます。
- ・ 日本語習得の支援に関する学習や事業等に取り組む、地域の活動団体との連携を進めていきます。
- ・ 日常生活の支援と共に、災害時に関する支援等の体制づくりにも努めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

平成 11 年 6 月に公布・施行された男女共同参画社会基本法に象徴されるように、男女が一人人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現は、基本的人権の尊重に関わる重要な課題です。

西東京市では、男女平等参画社会の実現を目指し、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動を行ってきました。また、女性の人権擁護に向けて、平成 14 年度には相談窓口を開設しました。

しかし一方で、平成 19 年度に実施した「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」からは、依然として職場での男女不平等や、女性に対する物理的・精神的暴力といった課題が明らかになっています。

今後、西東京市としては、これまでの取り組みを続けると共に、平成 20 年度に開館した男女平等推進センターを拠点に、相談体制・情報提供の充実や、交流機会の場を提供することで、男女平等参画社会の実現を目指します。

施策全体の課題

より充実した男女平等参画社会を実現するためには、関係機関と連携して総合的な支援を行う必要があります。

平成 20 年度に開館した男女平等推進センターを拠点に、女性相談窓口の専門化・高度化や情報提供の充実等を図る必要があります。

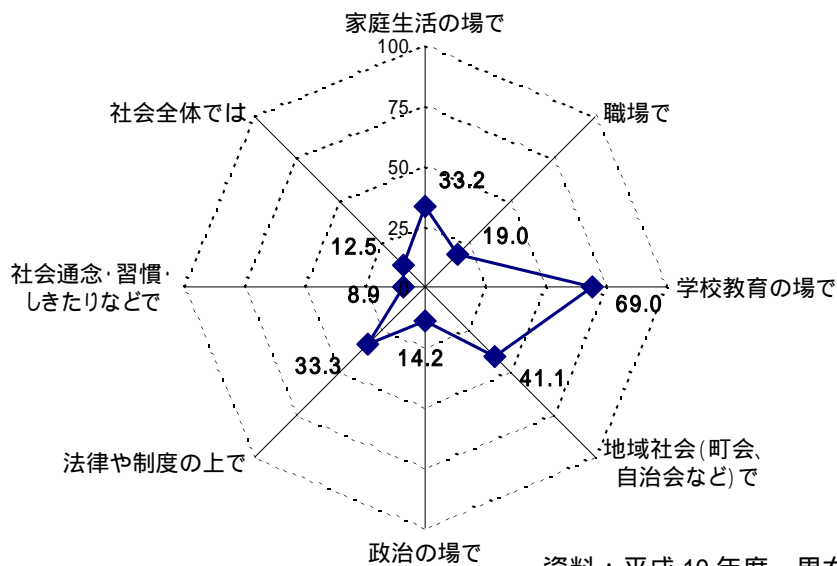
また、女性相談の受付や情報提供だけではなく、ドメスティック・バイオレンス(DV)の問題を含め、中長期的な視点に立った女性の自立支援についても取り組む必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 男女平等推進センターを中心とした活動の展開
- ・ 女性相談窓口の充実
- ・ 女性への中長期的な自立支援

図表 1-4 市民生活における男女平等を感じている人の割合

(100 で回答者全員が感じている状態)



資料：平成 19 年度 男女平等参画に関する西東京市民意識実態調査

創 1 - 3 男女平等参画社会の推進の目標

女性も男性もお互いに認めあい、対等なパートナーとして協力しあうことができる社会をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創 1 - 3 - 1 男女平等参画への取り組みを進めます

- ・ 「男女平等参画推進計画」に基づき、性別に関わりなく、一人ひとりが個性を発揮して、職場、家庭や地域社会等のあらゆる場に参画していくという、男女平等の意識づくりに取り組みます。
- ・ より多くの人々が考えるきっかけをつくるために、情報誌の発行やまつりの開催を行うと共に、男女平等推進センターを中心とした活動に取り組みます。
- ・ あらゆる場での男女平等が促進されるよう、子育てや介護などへの社会的支援体制を充実させるほか、雇用の分野において女性も男性も、能力を十分発揮できる環境整備を東京都などと連携して進めます。
- ・ 行政委員会や審議会など、市政への女性の参画を促進すると共に、地域・社会活動への男女平等参画を促進するよう、情報提供や市民活動への支援を充実します。

創 1 - 3 - 2 女性の自立支援を進めます

- ・ 各関係機関と連携して、女性の中長期的な自立支援を行う。
- ・ 女性の中長期的な自立支援の一環として、働き方などに関する講座を開催する。
- ・ 相談窓口の強化や情報提供に努める。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

- ・ 内閣府男女共同参画局は、男女共同参画基本計画（第2次）を平成17年12月に決定した。同計画では、平成32年度までに、指導的地位に女性が占める割合や女性のチャレンジ政策など12の重点分野それぞれに施策目標を掲げた。

用語解説

男女平等推進センター：都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設を指す。全国的に統一された名称ではなく、「女性センター」や「男女共同参画センター」などがある。男女平等推進センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しているところが多い。「配偶者暴力相談支援センター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している施設も存在する。(内閣府男女共同参画局 解説を引用)

ドメスティック・バイオレンス：夫婦間・パートナー間の暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)という。身体的・精神的・経済的・性的暴力を含む。国会では、議員立法によって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が平成13年度に施行されている。

創2 子どもがのびやかに育つために

分野全体を取り巻く状況

西東京市では、これまで子どもの権利を尊重し、子どもの主体的な社会との関わりを支援することで、子どもが社会に参画できるよう取り組んできました。また、子育て環境や教育環境の整備、充実を図ることで、子どもと親がのびのびと暮らすことのできる環境づくりを行ってきました。

近年問題となっている子ども、子ども同士、親の心のストレスは、地域、家庭、学校が共に向き合うことで解決をしなければならない課題です。

西東京市では、子どもの在住数が増加しており、地域と子どもの繋がりが希薄化しがちな現在、地域全体で子どもと子育てを支えていく必要があります。また、庁内でも、効果的な事業展開に向けて、組織横断的な仕組みづくりを進める必要があります。

分野全体の目的

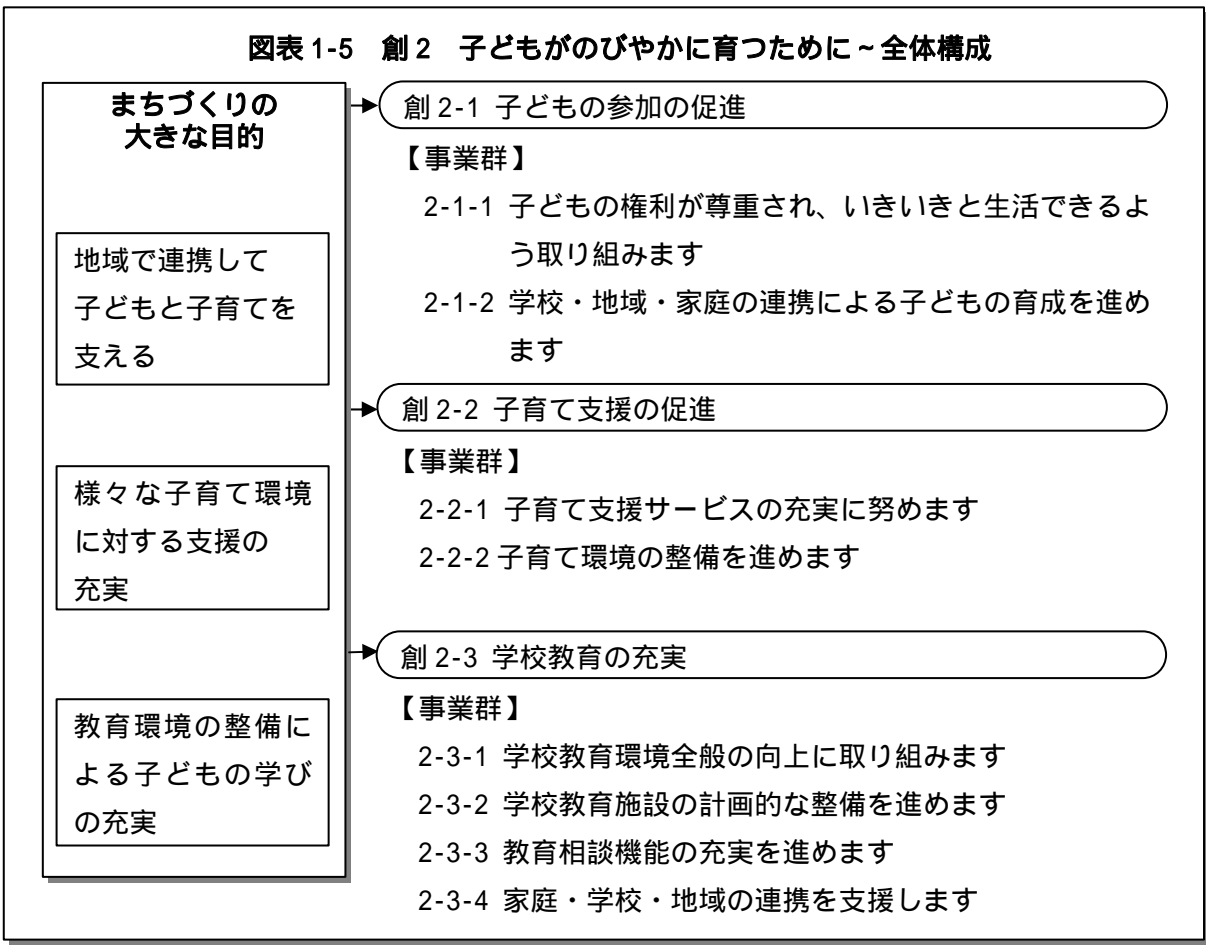
未来を担う子どもたちが、のびのびと育つために、子どもの権利を尊重すると共に、親が安心して子育てをできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

そのため、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもたちが主体的に様々な活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりを進めていきます。

また、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを、子どもの立場を踏まえながら進めると共に、子どもの遊び場である学校を活力と魅力あるものとし、一人ひとりの個性を尊重し、豊かな心あふれる人間形成を図る環境をつくっていきます。

あわせて地域と学校の連携を進め、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもの成長を支えていきます。

図表 1-5 創2 子どもがのびやかに育つために～全体構成



施策を取り巻く現状

少子高齢化や核家族化の進展、人口の流入出によって、特に都市部では地域と子どもの触れ合いが希薄化しています。西東京市では、平成元年 11 月に国際連合が採択した「子どもの権利に関する条約」に基づき、子ども自身が尊重される社会体制づくりに取り組んでいます。

これまで、子どもと地域の関係の希薄化による問題を未然に防止するため、子どもの権利保護を推進し、子ども家庭支援センターや児童館、学童クラブを利用した子どもの居場所づくりを進めてきました。

今後は、子どもの権利に関する条例の制定などの権利保護を進めると共に、半数以上の世帯が核家族世帯という実情を踏まえ、地域で子育てを支えることで、親の負担軽減や子どもが地域と触れ合う機会を充実していきます。こうした取り組みを通じて、子どもが地域でいきいきと育つ環境を整備していきます。

施策全体の課題

子どもがいきいきと育つためには、子どもが地域で育つ環境整備が必要です。

そのために、本市では子どもの権利に関する条例の制定を検討・実施し、子どものための相談窓口の充実に努めます。

更に子どもの育成を地域で見守るネットワークなどの仕組みを構築することで、多世代との交流を通じた子どもの地域への参加を推進していきます。また、医療機関・児童相談所・警察等と連携して、児童虐待の防止に努めることも重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 子どものための相談体制の充実
- ・ 児童館や公民館、学校などとの地域連携による子育て支援
- ・ 多世代との交流促進による地域参加

図表 1-6 14 歳以下人口数の変化見込み

平成年度	19	20	21	22	23	24	25
実数(人)	24,911	25,029	25,705	25,330	25,010	24,832	24,674
比率(%)	100.0	100.5	103.2	101.7	100.4	99.7	99.0

資料：平成 19 年度 西東京市人口推計調査

用語解説

子どもの権利に関する条約：1989 年に国連で採択された条約であり、正式名称を「児童の権利に関する条約」という。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指している。日本では平成 6 年 4 月に批准し、子どもの権利保護に取り組んでいる。自治体単位で制定するところも増えており、制定した札幌市では子ども議会の開催などに取り組んでいる。

創2-1 子ども参加の促進の目標

さまざまな場面において子どもの権利が尊重され、子どもたちが主体的に参画して育つことのできる環境を整えていきます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創2-1-1 子ども権利が尊重され、いきいきと生活できるよう取り組みます

- 子どもの権利を尊重する市民の意識を高めるため、子どもの権利の啓発活動を進めると共に、児童虐待など子どもの権利侵害に対する救済の仕組みづくりについて、相談体制の充実や関係機関との連携体制の確立を行っていきます。
- 子育て支援計画に基づき、子どもたちの健やかな成長と、家庭・地域における子育ての支援を図っていきます。
- 医療機関・児童相談所・警察等と連携して、子どもを見守る体制の構築を進めます。

創2-1-2 学校・地域・家庭の連携による子どもの育成を進めます

- 子どもが自ら考え、行動しながら成長できるよう、子ども参加を促進します。児童館や公民館などで、子どもが中心となって参加できる事業を充実していきます。
- 児童館については、建替えや改修を計画的に進めると共に、青少年の居場所となるような機能をもった施設として再構築を図ります。
- 地域社会での子どもの育ちを支援するために、キャンプやスポーツなどの野外活動の活性化や、地域における青少年活動団体・指導者の育成を図っていきます。
- いじめや非行をなくし、青少年が自他の生命を大切にするなど、社会の形成者として豊かに成長できるよう、関係機関と協力し、学校・家庭・地域との連携を密にしながら青少年の育成に努めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

・川崎市では2000年2月に「川崎市子どもの権利に関する条例」を「子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ること」を目的として制定した。

施策を取り巻く現状

働く女性の増加や都心部を中心とした保育サービスの不足など、子育て支援の更なる充実が求められています。

西東京市では、これまで保育施設の整備、子ども家庭支援センターの設置、医療費助成制度の拡充など、子育てをしやすい環境づくりに積極的に取り組んできました。

子どもの人口がピークを迎える中、保育サービスの充実を求める声が市民意識調査などから明らかになっています。今後は、将来人口を見越した上で、保育施設の確保に努めると共に、子どもの安全の確保、更には、増加するひとり親家庭や障害児をもつ家庭への支援にも取り組んでいく必要があります。

こうした取り組みを通じて市全体として子育てをしやすい環境となることを目指します。

施策全体の課題

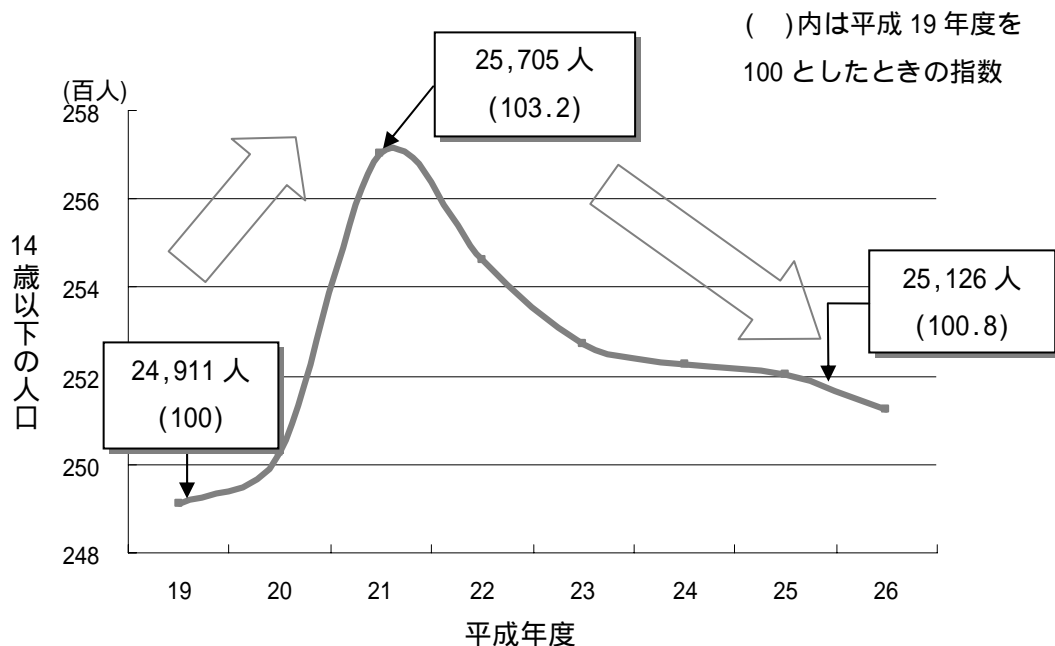
西東京市の子育ての環境を改善するためには、人口増加の見込みを踏まえた保育サービスや子どもの安全の確保を行う必要があります。更に、医療費助成など子育て家庭の経済的負担を軽減することで、子育てをしやすい環境を目指すことも必要です。

子育ての環境の中には、ひとり親家庭の増加や障害児をもつ家庭など、様々な事情が存在します。ひとり親家庭への支援や障害児をもつ家庭を地域で支える仕組み等にも取り組むことで、子育て環境全般の改善に努めます。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 将来人口を見越した保育サービスの確保（保育園・学童クラブ・児童館）
- ・ 障害児への子育て支援

図表 1-7 14歳以下の将来推計人口



資料：平成19年度 西東京市人口推計調査報告書

創2-2 子育て支援の促進の目標

子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを進めます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

創2-2-1 子育て支援サービスの充実に努めます

- ・ 子育てと仕事の両立などを支援するため、ファミリー・サポート・センターや病後児保育室を充実していきます。
- ・ 保育園を中心として、子育て相談や交流広場の展開など、総合的な子育て支援を進めます。
- ・ 子育てに関する学習や、親子ふれあい事業などを充実すると共に、地域の子育て活動団体の育成・支援をしていきます。
- ・ 子育て負担を軽減するため、乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成を充実していくと共に、ひとり親家庭への自立に向けた適切な支援を行っていきます。

創2-2-2 子育て環境の整備を進めます

- ・ 保育園の建替えや大規模改修を計画的に進めると同時に、認証保育所事業に取り組み、待機児対策などの保育ニーズに対応していきます。
- ・ 保育園の評価と点検を行い、良質な保育サービスを提供するよう努めます。
- ・ 保育園ごとの機能の見直しを図り、地域における子育て支援の充実に図ると共に、多様な保育ニーズに的確に対応するため、保育園の運営について民間への委託を進めます。
- ・ 学童クラブの計画的な整備を進めると共に、事業の効率化とサービスの向上を図るため、民間活力の導入を推進します。
- ・ 障害のある就学児童・生徒の放課後の活動の場として、放課後対策事業に対する支援の拡大や地域交流を進めていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

子どもが楽しく、充実して学ぶために、多様化するライフスタイルや教育ニーズに応じた施策が求められています。

西東京市では、教育環境の改善に向けて、これまで特色ある学校づくりの実施や、情報基盤の整備、教育相談等を行ってきました。

また、子どもの将来人口を見越した上で、学校の適正規模・適正配置の調査研究や、老朽化した校舎等の改造を進めています。

しかし、市民意識調査によれば、子どもの教育環境への満足度は相対的に低く、社会問題化しているいじめ、不登校などへの対応も含めた充実が求められています。

今後は、これまでの取り組みを一層進めると共に、地域と連携して教育に携わることで、地域と交流しながら子どもが様々な場所で充実した教育を受けることができるよう努めることも必要です。

施策全体の課題

充実した教育環境のもと、子どもと学んでいくためには、将来人口を見越した学校の適正配置と、そうした配置を踏まえて老朽化した施設等の改修を行うことが必要です。

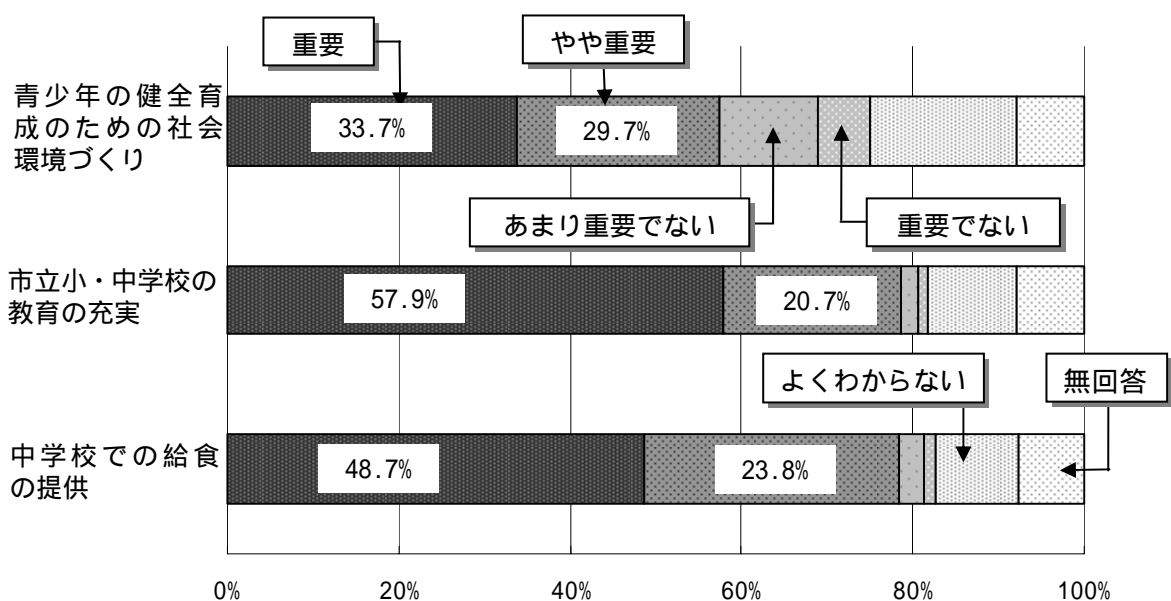
また、子どもの成長過程で生じる問題に対応するため、来所相談やスクールカウンセラーによる日常的な支援など相談機能の充実を図り、子どもと親の不安をやわらげる必要があります。

今後は、ボランティアによる下校指導などによって、地域とのつながりを持ちながら、より安心安全に、かつ、楽しく学べる環境を整備します。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 適正配置を踏まえた施設等の整備
- ・ 子どもの成長と心のケアのための相談機能の充実
- ・ 地域と共に子どもを見守る仕組み

図表 1-8 市民意識調査 こども環境に対して感じている重要度



資料：平成 19 年度 西東京市市民意識調査

創2-3 学校教育の充実の目標

一人ひとりが輝く、活力ある学校づくりをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創2-3-1 学校教育環境全般の向上に取り組みます

- ・ 児童・生徒の確かな学力向上に向けて、きめ細やかな学習指導の実施、専門家や外国人等の外部講師の積極的な活用など、時代の流れに応じた教育を進めていきます。
- ・ 特色ある学校づくりを推進するため、特色ある教育課程の編成や情報教育などを進めていきます。
- ・ 教育情報センターの活用を図ると共に、普通教室等にもパソコンを整備し、児童・生徒の学習支援に努めながら、情報活用能力の育成を図ります。
- ・ 小学校給食では、子ども自身の健康を保ち、豊かな心を育てるために、地場野菜や学校農園で収穫した野菜の給食利用の継続や、給食ランチルームの整備などを図ると共に、給食調理の民間委託を進めていきます。中学校給食では、学校給食運営審議会の答申を踏まえ、庁内の横断的組織により、調査・研究を進めます。
- ・ 子どもが本に親しめるよう学校図書館専門員（司書及び司書教諭）の配置を継続していく取り組みを進めると共に、学校図書館が利用しやすく、活用されるよう整備していきます。
- ・ 障害のある児童・生徒の教育ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開するよう努めていきます。

創2-3-2 学校教育施設の計画的な整備を進めます

- ・ 児童・生徒数の中長期的な動向や、国や東京都の少人数学級への考え方などを踏まえ、学校の適正規模・適正配置の方針を定め、通学区域の見直しや学校統廃合についても検討を行います。
- ・ 快適な教育環境を確保するために、老朽化した校舎・体育館等の大規模改修など、教育施設の計画的な改修に努めます。

創 2 - 3 - 3 教育相談機能の充実を進めます

- ・ 子どもの性格や行動、精神や身体の悩み、いじめや不登校等の学校生活上の問題、保護者の子育てや親子関係の悩み等に対し、臨床心理士などによる専門性の高いカウンセリングや子どものプレイセラピーなどを行います。
- ・ 教育相談員が派遣されている小学校への東京都立学校スクールカウンセラーの配置を要請し、小・中学校全校へのスクールカウンセラーの配置を目指します。学校との連携を強化して、いじめや不登校、ひきこもり、集団不適應、非行等の予防・早期対応に努めます。
- ・ 庁内関係部及び学校・地域・その他の関係機関との相談機能ネットワークを活用して、多様化する相談に迅速かつ的確に対応できる体制を整え、子どもや保護者への支援を行います。
- ・ 不登校児童・生徒への対応として、教育相談センターでのカウンセリング及びスキップ教室（適応指導教室）での指導の充実を図ります。また、不登校対策委員会を中心に、小・中連携の強化を図って不登校未然防止に努めます。
- ・ 発達段階初期の乳幼児期から相談を受けると共に、障害児などの就学相談を適切に行うため関係機関とのより一層の協力・連携を図ります。

創 2 - 3 - 4 家庭・学校・地域の連携を支援します

- ・ 地域社会における教育力を高めると共に、児童・生徒の問題行動を未然に防止するために、家庭、地域と学校とのつながりを深める取り組みを進めます。
- ・ 運営連絡協議会を一層充実させ、地域住民の意見を積極的に取り入れるほか、特色ある教育に応じた地域教育協力者の積極的な活用を図るなど、学校への住民参画を推進します。
- ・ 地域住民に身近な施設としての学校開放を進め、児童・生徒を中心とした地域活動における多面的な活用を図ると共に、地域の生涯学習活動拠点としての機能の充実に努めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～（仮）

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

・ 足立区では「足立区通学路一斉点検」として保護者と子どもで地域を回り、通学路の中で「危険な場所＝入りやすい場所＋見えにくい場所」を点検し、安全マップを作成したほか、交通安全の確認や、助けの求め方など親子で学ぶ機会を設けた。更に、地域住民と子どもの挨拶を促進し、地域で取り組む安全対策を継続して行っている。

用語解説

ボランティアによる下校指導: 登下校時の児童の安全を確保するために地域の住民が行う学校支援ボランティアのひとつ。文部科学省と警察庁が率先して取り組んでおり、取り組む自治体が増加している。安全確保の事例としては、登下校時に大人が通学路に立つ、安全マップを作成する等がある。

創3 豊かな学び、文化が息づくために

分野全体を取り巻く状況

ライフスタイルが多様化している現在、自らの生活を豊かにするために、積極的に新たな学習やスポーツ、芸術・文化活動に取り組むことは、社会に定着しています。

西東京市では、生涯学習活動を支援する場や情報、芸術・文化にふれあう機会を提供すると共に、近年の健康維持・美容のためのスポーツに対する関心の高さを受け、スポーツを行う場所の確保や機会の充実にも取り組んできました。

今後は、生涯学習やスポーツを通じた市民交流の活性化、健康づくりなどの支援を積極的に行うと共に、文化財についても、文化財を活用した事業を行うなど、文化財を通して歴史を学び、親しみを持てるような取り組みを行う必要があります。

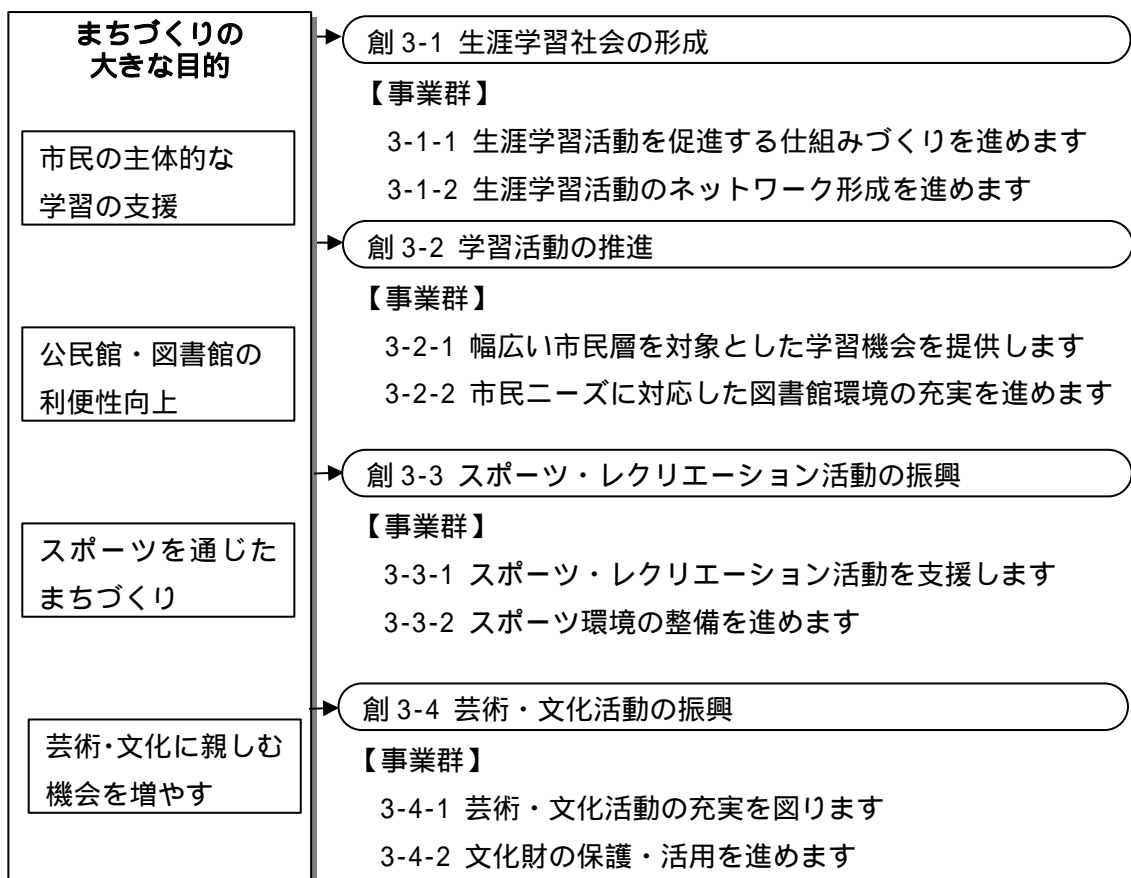
分野全体の目的

心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的な様々な活動が進められています。あらゆる人が生涯にわたって、身近な環境で、様々な文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんでいけるような取り組みが求められています。

このため、地域における自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図っていくと共に、それぞれの体力や技術などに応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを進めます。

また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援し、文化のまちづくりを進めていくと共に、郷土の歴史を物語る文化財を保護し、地域文化を大切にすまちを目指します。

図表 1-9 創3 豊かな学び・文化が息づくために～全体構成



施策を取り巻く現状

生涯学習は、人間が幼児期から高齢期に至るまで、生涯全てのステージにおいて主体的に学び続けることです。ライフスタイルが多様化する現代においては、市民が積極的に学習に取り組む機会を提供する必要があります。

西東京市では、平成 16 年 3 月に策定した西東京市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習に関する事業を展開してきました。

しかし、市民意識調査によれば、生涯学習に対する市民の関心は高く、今後は情報提供の充実、学校、公民館等との連携により生涯学習の取り組みを広く周知しつつ、地域資源の活用を通して生涯学習を進めていく必要があります。

また、生涯学習をさらに発展させていくためには、市民や関係機関が連携し、学習を通じて地域に参加していくような仕組みづくりも必要です。

施策全体の課題

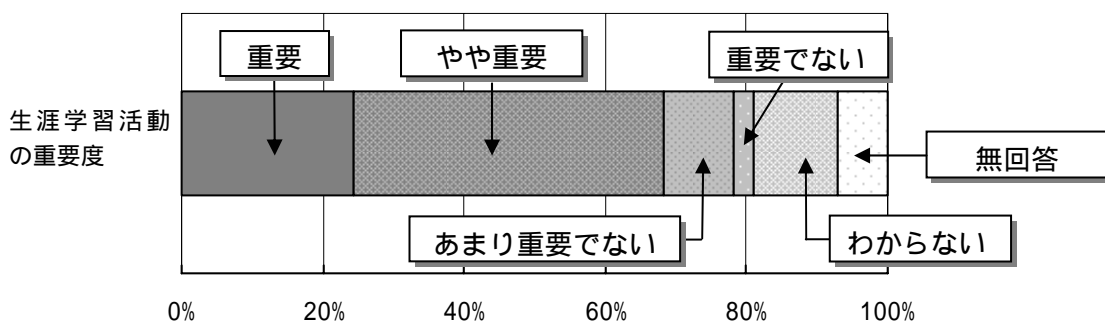
社会の環境変化に対応しつつ生涯学習の充実を図るためには、情報の提供を通じて生涯学習の取り組みを広く周知すると共に、市民一人ひとりが生涯学習の主役となるような仕組みづくりが必要です。

そのため、地域の様々な人を結びつけ、協働により地域学習を進めていく必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 生涯学習に関する情報発信の充実
- ・ 生涯学習を実施する拠点の整備
- ・ 市民の積極的な生涯学習活動への参加
- ・ 地域内ネットワークによる生涯学習の推進

図表 1-10 生涯学習活動に関する市民意識



資料:平成 19 年度 西東京市市民意識調査

他自治体での動向

- ・ 2006 年の教育基本法の改正に関して国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとして生涯学習や家庭教育に関する条項を付け加えた。自治体には、家庭教育等についての振興義務が課せられている。

創3-1 生涯学習社会の形成の目標

市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習することができるまちづくりをすすめます

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創3-1-1 生涯学習活動を促進する仕組みづくりを進めます

- ・ 生涯学習推進計画に基づいて、体系的かつ全庁的に市民の学習活動を支援します。
- ・ 市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動を、庁内組織の連携により、日常的に展開できるよう支援します。
- ・ 小学校を地域における生涯学習の拠点として位置付け、児童・生徒を中心とした学習・文化、スポーツ、体験事業等を学校施設開放運営協議会への委託により実施します。
- ・ 市民の学習ニーズに応えるため、事業や団体などの情報提供に努めます。

創3-1-2 生涯学習活動のネットワーク形成を進めます

- ・ 一人ひとりの学習活動の成果や習得した技能を生かした学びあいや教えあいの市民交流の機会づくりを進めます。
- ・ 文化・スポーツ等の様々な分野での専門的知識や技能をもつ地域人材の情報を把握し、ボランティア・市民活動センターとも連携しながら、学校や地域、各団体が積極的に活用できるような仕組みづくりを進めます。
- ・ 市民の主体的な学習機会の充実を図るため、武蔵野大学・早稲田大学や市内都立高校・私立高校と連携し、公開講座の企画や参加の仕組みづくりを進めると共に、NPO法人の学習活動の支援に努めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

市民の主体的な学習への意識の高まりを支援する施設として、公民館、図書館があります。

公民館では、幅広い市民を対象とした学習機会の提供や、市民の自主的な活動やイベントに対する支援を実施し、自治会やサークルなどの地域コミュニティの拠点としての役割を担っています。

図書館では、市民ニーズに的確に応えた運営をめざした結果、利用環境については高い評価を得ています。市民一人あたりの利用冊数は平成 13 年度以降上昇しており、積極的な利用・学習意識がうかがえます。

今後は、公民館・図書館を市民にとって更に利用しやすい環境に整えていくために、サービス改善や運営主体の検討、地域コミュニティの拠点としての機能充実といった課題に取り組む必要があります。

施策全体の課題

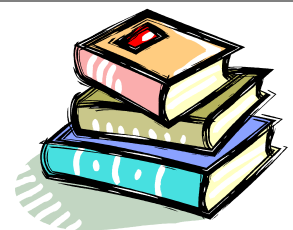
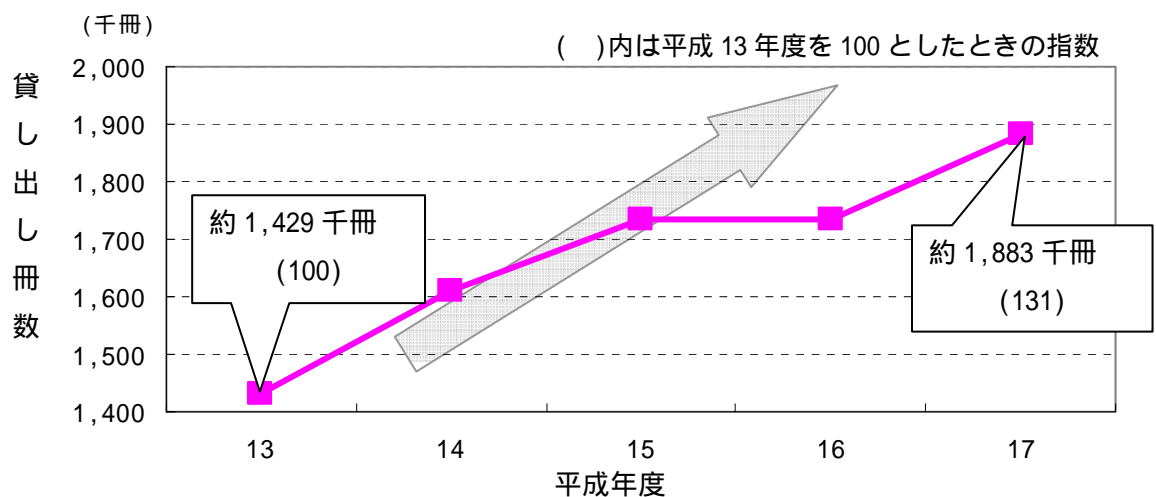
公民館・図書館が学習活動の場としての機能を十分に果たすためには、より利用しやすい環境への取り組みが必要です。

公民館における参加型体験学習事業の充実、図書館におけるレファレンスサービスの充実といった個別のサービス向上策と共に、それぞれ運営主体のあり方についても取り組む必要があります。こうした取り組みを通じて、公民館、図書館が市民に親しまれる学習活動・地域交流の場となるよう努めます。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 公民館・図書館のサービスの更なる充実
- ・ 公民館・図書館の市民交流の機能の充実
- ・ 市民主体の事業開催を支援

図表 1-11 西東京市立図書館の貸し出し冊数



創3-2 学習活動の推進の目標

市民の自主的学習活動を支援する場や多様な学習機会の充実をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創3-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します

- ・ 地域社会における市民の主体的な学習活動に応えるため、公民館主催事業や自主グループの企画を公民館事業として行います。また幅広い市民層を対象とした学習機会の提供や体験型の学習についても積極的に取り組んでいきます。
- ・ 地域コミュニティの活性化に向けて、利用団体の日常活動を支援します。また、サークル間の交流や市民同士が交流できる機会を積極的に提供することで、地域の生涯学習の拠点としての位置づけを確立します。
- ・ 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会・情報提供等により支援します。
- ・ 市民が利用しやすい公民館に向けて、管理・運営方法等を検討すると共に、施設配置計画に基づく他施設との複合化など、新しい施設整備のあり方の検討や既存施設の老朽化に伴う計画的な改修を行っていきます。

創3-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます

- ・ 市民ニーズに的確に対応できるよう図書館資料の収集やレファレンスサービスの充実を図っていきます。中央図書館を中心としたネットワークを充実し、サービス向上に努めていきます。
- ・ 子どもの読書活動を通し、健やかな成長を図る取り組みを推進していきます。
- ・ 視覚障害者などへのサービスとして、録音図書や点字図書の充実に努めていきます。
- ・ 市民が利用しやすい図書館に向けて、管理・運営方法等を検討すると共に、施設配置計画に基づく他施設との複合化など、新しい施設整備のあり方の検討や既存施設の老朽化に伴う計画的な改修を行っていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

近年、健康維持や美容の観点から、スポーツ・レクリエーション活動への関心が非常に高まっています。西東京市では、スポーツセンターなどの施設運営や総合型スポーツクラブの設立を通じて、市民が生涯を通じて多様なスポーツを行う機会の充実に努めてきました。

一方、東京都では、平成25年度に多摩地域で国民体育大会を開催し、西東京市はバスケットボールの会場を提供する予定となっています。こうした、大規模なイベントの開催を契機に、更に市民がスポーツに親しむことのできる環境整備を進めていく必要があります。

また、スポーツに関する情報提供、関係機関との連携に努めると共に、平成19年12月にNPO法人化した体育協会などの地域におけるスポーツ活動の担い手の確保に取り組むことで、市民が主体となって日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

施策全体の課題

市民が日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむためには、スポーツに触れあう機会を増やすことが必要です。そのために、スポーツ施設を確保すると共に、より効果的な施設、イベント運営体制についても検討する必要があります。

そのため、NPO法人化した体育協会や指定管理者などとスポーツを活かしたまちづくりの検討を進める必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 地域におけるスポーツ活動の担い手の確保
- ・ スポーツを通じたまちづくりの実施

図表 1-12 にしはらスポーツクラブ ホームページ

<http://www.nishiharasports.hs.plala.or.jp/>



用語解説

多摩国体：平成 25 年に多摩地域を中心として行われる国民体育大会を指す。都道府県対抗、各都道府県持ち回り方式で毎年開催されている。

創 3 - 3 スポーツ・レクリエーション活動の振興の目標

市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会・場所づくりをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創 3 - 3 - 1 スポーツ・レクリエーション活動を支援します

- ・ スポーツ振興計画に基づき、市民の生涯スポーツの推進を体系的に図り、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現に向けて施策を推進します。
- ・ 指定管理者や体育協会等との更なる連携を取りながら、市全体のスポーツの有機的な振興を図り、体育施設の効率的な運用と新たな各種事業の展開を目指していきます。
- ・ 地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ「にしはらスポーツクラブ」を中心に、体育指導委員やスポーツリーダーなど指導者の確保・養成を図り、地域住民の生涯スポーツ拠点づくりを進めます。

創 3 - 3 - 2 スポーツ環境の整備を進めます

- ・ 市民の生涯スポーツ活動の多様なニーズに応えるため、スポーツ施設の整備充実を図っていきます。
- ・ 市民が利用しやすいスポーツ施設に向けて、施設の計画的な改修を行っていきます。
- ・ ひばりが丘団地の建替えに伴い、現在の野球場、サッカー場、テニスコートなどのスポーツ施設については、一体的な整備拡充を行い、都市再生機構と連携しながら総合的なスポーツ施設として整備していきます。
- ・ 平成 25 年に多摩地域を中心として開催される国民体育大会への取り組みを進めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

近年、まちの芸術・文化を活かしたまちづくりなどに注目が集まっています。

西東京市では、市民の文化交流への支援、障害のある人の創造・文化活動への支援、国際理解教育や異文化交流活動への支援などに取り組んできました。また、保谷こもれびホールやコール田無などを拠点に、芸術・文化振興も進めてきました。

西東京市は、こうした芸術・文化活動の拠点や、貴重な縄文時代の遺跡である下野谷遺跡などを有する、文化や歴史豊かなまちです。一方で、芸術・文化活動の担い手の確保や文化財保護など、今後の芸術・文化振興には課題も見受けられます。

そのため、これまでの取り組みを更に進めると共に、より多くの市民に芸術・文化に親しんでいただくことで、豊かな西東京市の芸術・文化振興に取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

芸術・文化にあふれ、豊かで潤いのある暮らしを実現するためには、芸術・文化活動への様々な参加の方法・手段を確保し、より多くの市民が触れ合う機会を設けることが必要です。更に、西東京市の伝統文化の継承や、文化財保護については、市民の理解と保護意識を高めることで支えていく必要があります。

今後は、芸術・文化活動、文化財保護全般で、子どもから大人まで多くの市民がふれあう機会の創出に取り組む必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 芸術・文化活動の推進
- ・ 芸術・文化活動への参加・理解の促進
- ・ 文化財の活用を通して市民が文化財にふれあう機会を創出し、保護する意識を高める

用語解説

保谷こもれびホール：コンサート・講演会ができるホールを有した本市の文化・芸術活動の拠点施設。平成 9 年度に完成し、平成 19 年度に 10 周年を迎えた。

コール田無：多目的ホール、音楽練習室、会議室などを有する多目的文化施設。

下野谷遺跡：市内で発見された遺跡の 1 つで、全国でも有数の縄文時代中期の大集落跡。下野谷遺跡は、遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園（平成 19 年 4 月開園）において再現されており当時の竪穴住居などを体験することができる。

創 3 - 4 芸術・文化活動の振興の目標

市民の芸術・文化活動を支援するとともに、郷土の歴史である文化財を保護し、地域文化を大切にすまをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創 3 - 4 - 1 芸術・文化活動の充実を図ります

- ・ 保谷こもればホールやコール田無などを中心として、芸術・文化活動の充実に努めていきます。
- ・ 市民の芸術・文化の発表および交流の場である市民文化祭について、多くの市民の参加を促し、充実・発展を図ると共に、市民が主体的に行う芸術・文化活動への支援を行っていきます。
- ・ 市民の創造・文化活動の活性化を図るため、生活に身近な場所で活動や発表・交流ができるような環境を整えていきます。
- ・ 老朽化が進んでいる市民会館については、再構築を図るように検討していきます。

創 3 - 4 - 2 文化財の保護・活用を進めます

- ・ 郷土資料館において、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。
- ・ 市民にとって貴重な文化財である下野谷遺跡の保存とその活用に向けた取り組みを進めていくと共に、先人たちの生活を知る貴重な文化財についても、その保存や復元に努めていきます。
- ・ 文化財に関する資料の作成や講座等を実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

分野全体を取り巻く状況

障害者自立支援法の制定や、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設、国民健康保険制度の改正など、地域で安心して暮らしていくための福祉サービスのあり方や社会保障制度が大きく変更しています。

今後も法改正などを踏まえ福祉サービスの充実や基盤整備に努めていく必要があります。

一方、消費者の抱えるトラブルも多様化しており、消費生活の安定と向上に向けた取り組みも重要です。

分野全体の目的

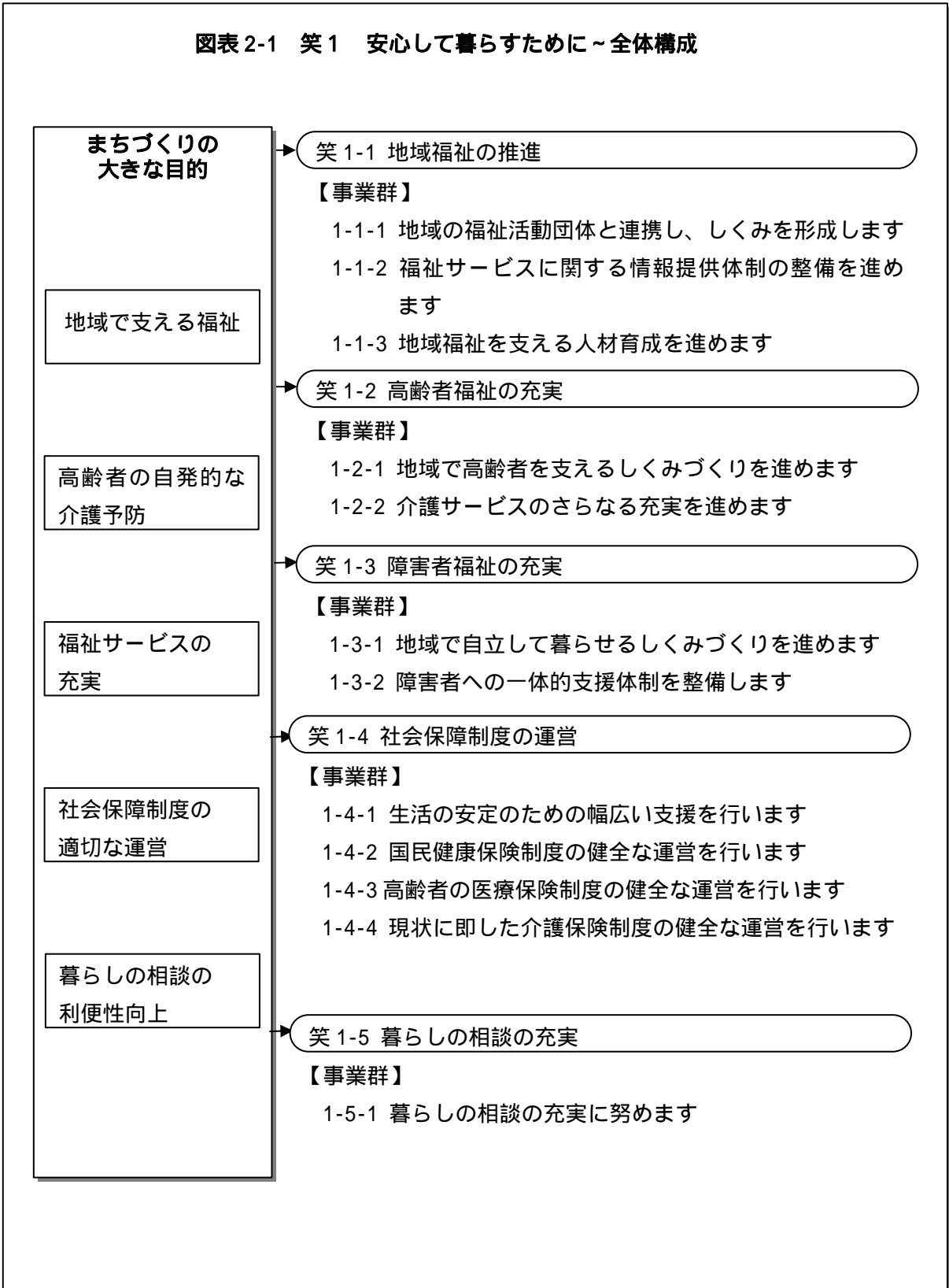
超高齢社会の到来を目前にして、安心して暮らすための福祉の充実は多くの市民の希望です。福祉サービスの形態や仕組みが変化している中、利用者の主体的な選択に応えていくため、サービスの充実と基盤整備が求められています。

これからは、高齢者や障害者(児)に限らず、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。また、生活支援のサービスや地域での見守り活動など、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティアなどの連携によって取り組む、生活自立のためのサポート体制を整えます。

そして、介護が必要になったり、障害があつたり、生活に困ったときでも、共に支えあうほか、身近な暮らしの相談体制を整え、だれもが笑顔で暮らせるしくみの構築を目指します。

全体施策は次ページへ

図表 2-1 笑1 安心して暮らすために～全体構成



施策を取り巻く現状

高齢化、核家族化、コミュニティの衰退など、福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした中では、地域全体で地域の福祉を支えていく仕組みづくりが必要です。

西東京市では、地域福祉計画に基づく地域福祉の基盤づくりとして、ふれあいのまちづくり事業への支援、福祉関連事業の外部評価の実施、福祉に関係する人材の質の向上支援などを行ってきました。しかし、社会福祉協議会やNPO、民間企業・事業所など様々な主体が西東京市の福祉を支えています。都心部に比べ、自治会等のコミュニティ活動が希薄な傾向があります。

今後は、更に関係機関のネットワークの充実、情報媒体の充実を行うことで、地域福祉のサービスを受ける側にとっても担う側にとっても、充実した地域福祉の環境をつくっていく必要があります。

施策全体の課題

地域で支える福祉のためには、団体及び関係者間で連携した福祉のネットワークづくりの充実を図る必要があります。

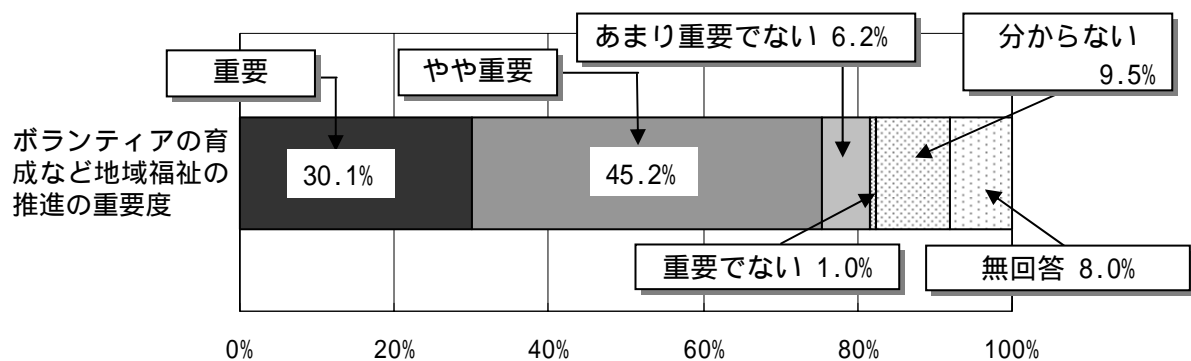
更に高齢者や障害者含め、だれにとっても、情報を得ることのできる場の整備を進める必要があります。

こうした取り組みを通じて、コミュニティ活動のパワーアップを支援し、誰でも安心して暮らすことのできるまちをめざします。

施策実施に向けたキーワード

- ・ つながり・ささえあいの輪をひろげる
- ・ 福祉に関する誰にとっても便利な情報提供

図表 2-2 ボランティアの育成など地域福祉の推進に関する市民意識（重要度）



資料:平成 19 年度 西東京市市民意識調査

用語解説は本施策の最後のページにあります。

笑 1 - 1 地域福祉の推進の目標

多様な福祉サービスの充実とともに、お互いに支えあうしくみを整え、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 1 - 1 - 1 地域の福祉活動団体と連携し、しくみを形成します

- ・ 地域福祉計画に基づき、だれもが地域において質の高いサービスを利用して安心して暮らせるためのまちづくりを計画的に推進します。医療・福祉・介護などに携わる団体と連携して地域福祉の向上に努めます。
- ・ だれもが地域で安心して生活していくために、市と社会福祉協議会が連携し、小地域福祉活動を積極的に進めるとともに、活動しやすい環境整備に努めます。
- ・ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員やNPO・ボランティアなどと連携して、小地域での総合的地域ケアシステムの整備について検討します。
- ・ 判断能力の不十分な人が安心して福祉サービスの利用を受けられるように、成年後見制度の利用支援を図る権利擁護センター「あんしん西東京」をはじめ、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業を支援していきます。

笑 1 - 1 - 2 福祉サービスに関する情報提供体制の整備を進めます

- ・ 福祉情報の総合ネットワークを構築し、市民、事業者、NPOなどに対して、同時、双方向性のある福祉情報を提供していきます。
- ・ 福祉サービス第三者評価制度を普及・推進し、利用者がよりよいサービスを選択できるよう、事業者のサービス内容や評価に関する情報提供を充実していきます。

笑 1 - 1 - 3 地域福祉を支える人材育成を進めます

- ・ 地域福祉の担い手であるNPO・ボランティアや、ふれあいのまちづくりなどの地域組織を支援していきます。
- ・ 保健・医療・福祉を中心としたさまざまな領域にわたる調整・アドバイスができる福祉従事者の専門性の向上を図ると共に、ホームヘルパー、生活支援ヘルパーなどの育成にも努めていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

- ・ 高齢者がだれにも見守られずに亡くなり、放置される孤独死を防ごうと、情報技術（IT）を使った新たな見守りシステムの実用化に向けた取り組みが広がり始めた。総務省は二月、腕時計型センサーを使って二十四時間体制で体調を把握する実験を行い、東京都水道局は三月、全国で初めて水道使用量から異変を察知する実験を開始している。（東京新聞 2007/05/26）

用語解説

ふれあいのまちづくり事業：小学校通学区域を中心として、地域に住む市民が主役となって行う「住民参加型」のまちづくり活動。各地区の活動を通じて、「世代を超えて交流できるまち」「いざというときに助け合い、支えあえるまち」「安心して暮らせるまち」を目指している。

施策を取り巻く現状

高齢化が進む中で、介護保険制度の改正や高齢者福祉に関する多様なサービスの出現など、高齢者福祉を取り巻く状況は多様化しています。

西東京市でも、老年人口数は着実に増加しており、将来も増加の見込みとなっています。これまで、ささえあいネットワークによる高齢者の「見守り」を実施し、医療・介護サービスの提供や、北多摩五市による連携地域リハビリステーションの構築などによって、福祉の充実を図ってきました。

今後は、高齢者自身による健康づくりへの支援を行いながら介護予防を促進し、安心して暮らせるまちとなるよう、取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

高齢者が十分な福祉サービスを受け、安心して暮らせるためには、高齢者医療や介護サービスの充実を図る必要があります。

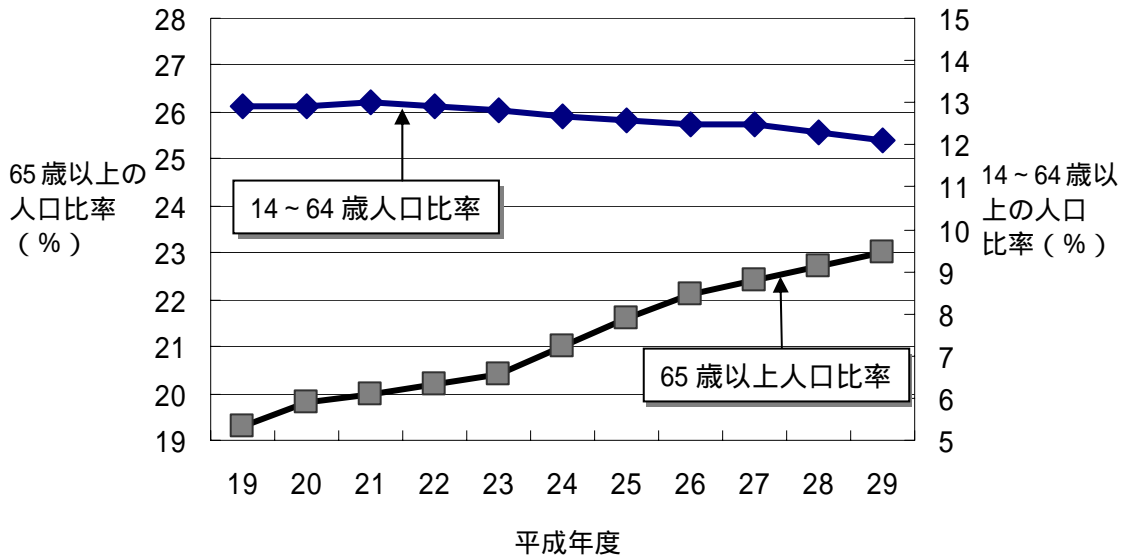
更に、制度変更等に伴い新しいサービスの受け方が必要になっていることを受け、高齢者自らが行う健康づくりへの支援など、介護予防についての取り組みを進める必要があります。

こうした取り組みを通じて、高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちを目指します。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 介護予防の意識普及啓発の促進
- ・ 地域包括支援センターを中心とした介護サービスの充実

図表 2-3 西東京市の 65 歳以上人口及び 14～64 歳人口比率の推移



資料：平成 19 年度 西東京市人口推計調査報告書

用語解説は、本施策の最終ページに掲載されています。

笑 1 - 2 高齢者福祉の充実の目標

高齢者が住み慣れた地域で安心してすこやかにいきいきと暮らせるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 1 - 2 - 1 地域で高齢者を支えるしくみづくりを進めます

- ・ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活ができるよう、高齢者を地域で支えていくための仕組みやネットワーク機能の充実を図っていくと共に、地域の市民などの協力を得ながら地域での見守り活動の拠点整備を進めていきます。
- ・ 高齢者が地域でできるだけ自立した生活がおくれるよう、住宅改修やホームヘルプサービス事業及び配食サービス事業などの充実に取り組んでいきます。

笑 1 - 2 - 2 介護サービスのさらなる充実を進めます

- ・ 介護のいらぬ自立した暮らしを続けてもらうため、個々の健康状態に見合った運動や栄養指導などの介護予防策を推進していきます。
- ・ 介護予防のための様々な事業・活動全体を有機的、機能的に活かせる介護予防事業の連携と新たな事業の推進を図っていきます。
- ・ 医療・保健・福祉の連携のもと、効果的なりハビリテーションのあり方を調査・研究します。
- ・ 要介護・要支援の高齢者が自立した生活を営むことができるよう、ケアマネジメントを支援しながら、介護保険制度に基づく幅広いサービスを提供していきます。
- ・ 市内8ヶ所の地域包括支援センターが、地域の高齢者及び家族の様々な相談に応じ、専門職としての正しい知識の下、介護サービス及び介護予防のマネジメントを行う拠点として活用します。
- ・ 高齢者が安心して住むことのできる見守りやケア付きの住宅施設として、社会福祉法人やNPO、民間企業などとの連携により、認知症高齢者グループホームの整備を進めると共に、高齢者生活基盤施設の整備について検討します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

- ・ 稲城市では、高齢者自身がボランティアとして介護に参加する「介護支援ボランティア制度」を平成 19 年 9 月から開始した。ボランティアは、特別養護老人ホームなど市が指定した施設で、入所者の話し相手や外出、散歩の補助などを行う。介護支援ボランティアに高齢者自身が参加することで介護予防への効果もあるとされている。(東京新聞 2007/10/24)

用語解説

ささえあいネットワーク：高齢の方が地域の中で安心して暮らせるよう、地域の住民(ささえあい協力員)、事業所(ささえあい協力団体)、民生委員や地域包括支援センターおよび市(高齢者支援課)が相互に連携しあう仕組みを指す。(西東京市ホームページより)

施策を取り巻く現状

障害者基本法の改正、障害者自立支援法の施行により、障害者の自立と社会参加を一層促進することになり、これまで障害の種別ごとに提供していたサービスを一元化することとなりました。

西東京市では、第 1 期西東京市障害福祉計画の相談支援体制の充実、精神障害者への地域生活支援サービス、福祉施設から一般就労への移行推進、施設、病院から地域生活への移行推進の 4 つの視点を基に策定、サービスの充実を図ってきました。

平成 20 年度においては、西東京市障害者基本計画の後期計画及び第 2 期西東京市障害福祉計画の策定を行い、新たなサービス体系の基で、更なる障害者施策の推進を行う必要があります。

施策全体の課題

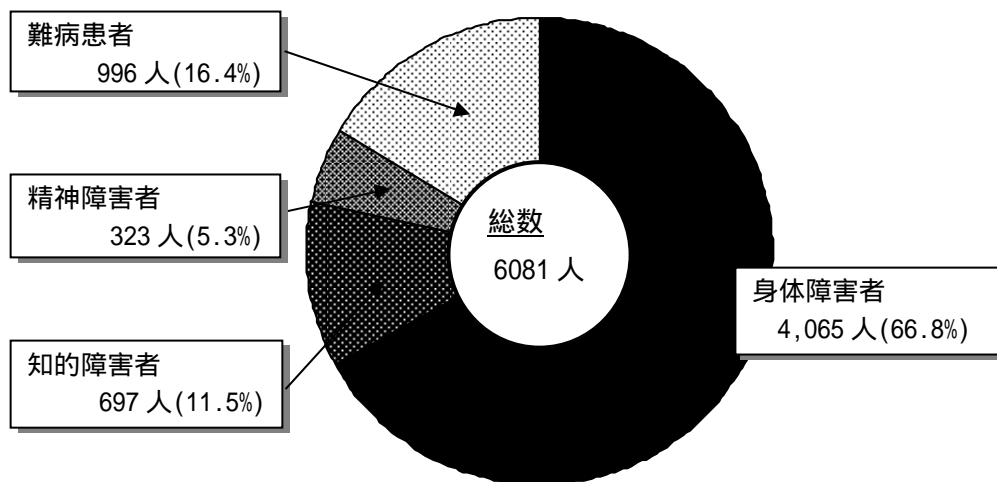
障害者福祉を充実し、障害者が暮らしやすいまちをつくるためには、障害者を取り巻く環境の改善、サービスの充実が必要です。

(仮称)障害者福祉総合センターの建設に併せ、専門職員による相談支援体制の整備、就労支援体制の充実、さらには地域生活への移行支援を行うことで障害者の自立を促進する必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 相談支援体制の整備
- ・ 地域生活への移行支援
- ・ 地域生活支援事業の整備

図表 2-4 西東京市における障害者(児)・難病患者の数



小数点第二位は繰り上げているため 100%にはなりません

資料:平成 16 年度 西東京市障害者基本計画

笑 1 - 3 障害者福祉の充実の目標

障害のある人が、地域で自立した生活をおくることができるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 1 - 3 - 1 地域で自立して暮らせるしくみづくりを進めます

- ・ 住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、ホームヘルプサービス・ショートステイなど在宅サービスの充実や地域活動支援センターの充実を図り、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。
- ・ 障害者自立支援法の趣旨に基づき、地域活動支援センターを始めとした、地域生活支援事業を推進するなど、障害の状況に配慮した情報提供や相談体制について整理していきます。
- ・ 何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるケアホーム・グループホームは、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、整備を支援していきます。
- ・ インターネット等の情報技術を活用し、各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換等を行うネットワークづくりを支援していきます。

笑 1 - 3 - 2 障害者への一体的支援体制を整備します

- ・ 身近な地域で自分に合ったサービスを選択し、利用できるよう、社会福祉法人やNPO、地域の活動団体等の協力を得ながら、障害者福祉基盤の整備を進めます。
- ・ 障害者の自立と社会参加を促進するため、地域で生活する障害者の総合的な在宅支援の拠点として、総合・就労支援機能等を備えた(仮称)障害者福祉総合センターの建設を進めていきます。
- ・ 自立支援法内事業及び地域生活支援事業への移行・充実や、養護学校卒業者の生活訓練・社会適応訓練等の充実を図っていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

用語解説

障害者自立支援法：障害者がより社会に参画しやすい環境をつくりだすために制定された法律。障害者施策を一元化、利用者の利便性向上、就労支援の強化、支給決定のプロセスを明確化、安定的な財源を確保といった5つのポイントが特徴である。平成17年10月に成立し、平成18年度から順次導入されている。

施策を取り巻く現状

社会保障制度は、誰もが安心して過ごすことができるための仕組みです。

近年、社会保障制度に関する不祥事が相次ぎ、社会保障制度の健全な運営が求められています。

また、医療保険者に特定健康診査・特定保健指導の実施が義務化され、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が創設されるなど、医療保険制度改革が行われております。そうした改正内容について十分に市民に周知すると共に、健全で安定した制度運営を行っていく必要があります。

西東京市では、これまで国民健康保険、老人保健医療、介護保険、生活保護の健全な運営に努めてきました。今後も、制度改正に適切に対応すると共に、生活保護制度については、生活保護対象者が増加している現状を踏まえつつ、引き続き、適正な保護の実施に向けて取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

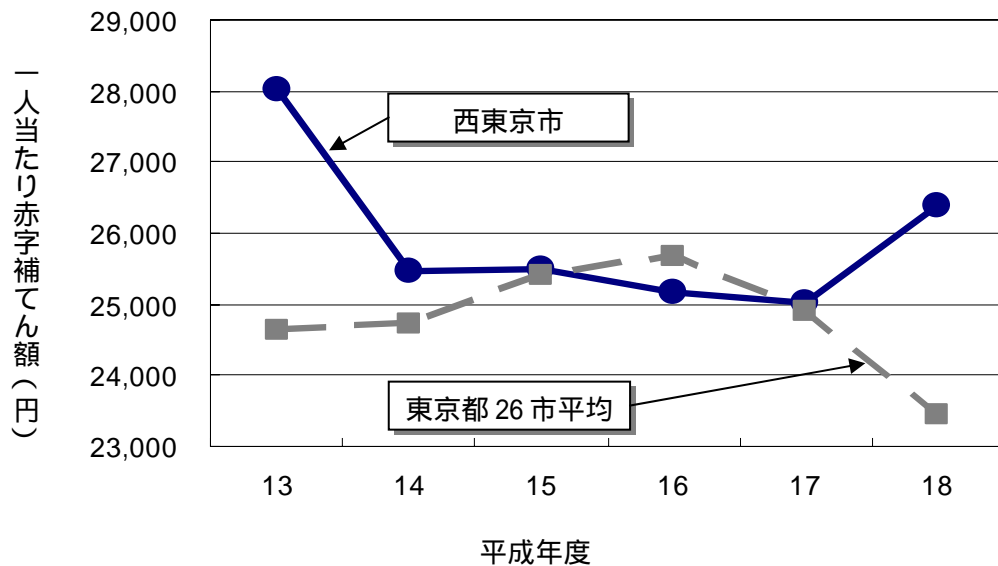
市民が安心して暮らすことができるよう社会保障制度を運営していくためには、国民健康保険制度、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)など、医療保険制度の創設、改正について市民に広く周知すると共に、健全で安定した制度運営を図っていくことが必要です。

こうした取り組みを通じて、安定した社会保障制度の運営を目指します。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 制度変更に伴う市民への周知と適切な運営
- ・ 健全かつ安定した医療保険制度の運営
- ・ 生活保護対象者への自立支援プログラムの実施

図表 2-5 国民健康保険被保険者 1 人当たり国民健康保険赤字補てん額の推移



資料：平成 19 年度 西東京市財政白書(平成 18 年度決算)

笑 1 - 4 社会保障制度の運営の目標

市民の誰もが、健康で文化的な生活がおくれるよう、社会保障制度の適正・健全な運営に努めていきます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 1 - 4 - 1 生活の安定のための幅広い支援を行います

- 生活保護制度の適正な運営に努めると共に、被保護世帯の生活の安定と自立を促すため、各種相談や生活支援を図っていきます。

笑 1 - 4 - 2 国民健康保険制度の健全な運営を行います

- 国民健康保険制度の健全な運営を実現するため、被保険者である市民の健康保持を図ると共に、保険料の改定や徴収率向上など財源の確保に努める一方、医療制度の見直しや財政支援について国や東京都に要請していきます。
- 国民健康保険制度の趣旨普及に向けて啓発活動を推進します。
- 特定健康診査・特定保健指導の実施により被保険者の生活習慣病の予防と生活の質の維持および向上を図ります。

笑 1 - 4 - 3 高齢者の医療保険制度の健全な運営を行います

- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の健全な運営を実現するため、被保険者である市民の健康保持を図ると共に、保険料の徴収率向上など財源の確保に努めます。一方、医療制度の見直しや財政支援について、東京都後期高齢者医療広域連合と共に、国や東京都へ要請していきます。

笑 1 - 4 - 4 現状に即した介護保険制度の健全な運営を行います

- 介護保険制度を健全に運営していくため、高齢社会と高齢者施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護保険事業計画を見直しながら、介護サービスの充実や基盤整備を進めていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

近年、情報化・情報技術の発展によって、消費者を取り巻く環境が複雑化・多様化しています。これに伴い、消費者が抱えるトラブルも非常に多岐にわたっています。

西東京市では、これまで消費者生活のトラブル等に係る講座の開催や、情報発信による普及啓発事業、弁護士や相談員などによる消費者相談事業を実施してきました。

今後は、それぞれの相談事業を継続するとともに、専門的な助言や支援を受けることができるよう取り組む必要があります。

また、消費者が新たな犯罪などに巻き込まれないよう情報収集、情報発信に努めるなど、消費生活の安定と向上を図る必要があります。

施策全体の課題

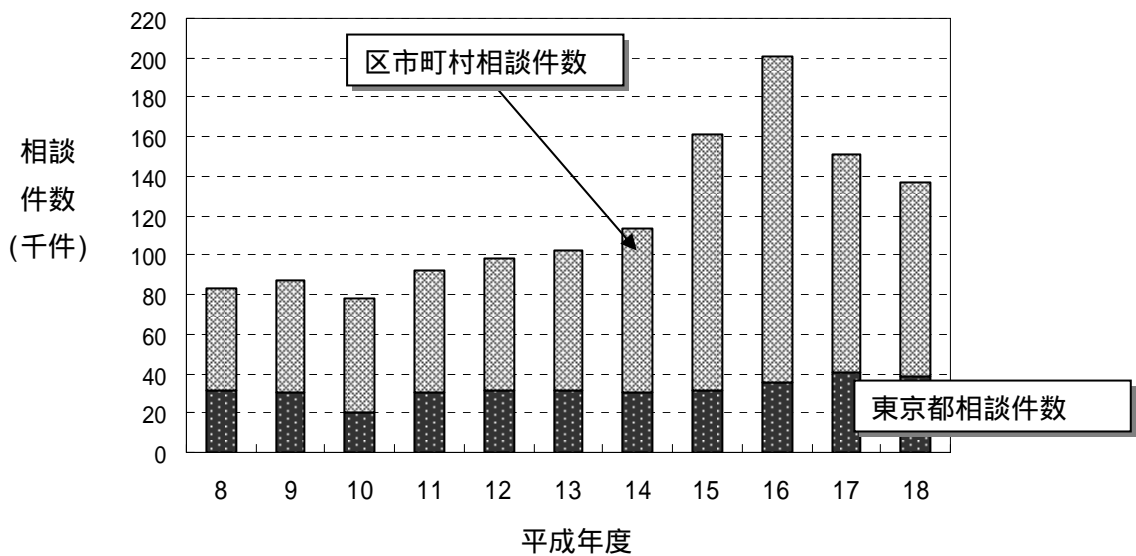
消費者が安心して暮らすためには、いつでも相談をすることができ、また適切なアドバイスをもらうことができるような相談体制の充実が必要です。近年増加している消費者トラブルを、未然に防止するための十分な情報収集や情報発信に努めなければなりません。

そのために、これまでの取り組みを更に充実していく必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 講座事業・市民相談事業を通じた普及啓発活動
- ・ 情報化の進展による新たな犯罪への対応

図 2-6 東京都・区市町村消費者センター相談件数



資料：平成 18 年度 東京都消費者生活相談概要

笑 1 - 5 暮らしの相談の充実の目標

さまざまな相談事業を充実させ、安心して暮らせるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 1 - 5 - 1 暮らしの相談の充実に努めます

- ・ 市民がかかえる様々な問題解決に向けての相談を充実していくと共に、市民が相談しやすい体制づくりに努めていきます。
- ・ 相談が複数の分野にまたがるもの、他の機関との連携が必要なものなど、多種多様な相談に対して適切な対応をし、具体的支援へとつなげられるよう、相談機能のネットワークを構築していきます。
- ・ 消費生活の安定と向上を図るため、消費者がより相談しやすい体制づくりに努めると共に、消費生活にかかわるトラブルを未然に防ぎ、解決に向けての対応を支援しながら、よりよい消費生活をおくれるよう取り組んでいきます。
- ・ 国や東京都をはじめ関係機関と連携しながら、食の安全などその時々に応じた各種の問題を取り上げ、様々な啓発活動や消費生活講座などを充実していきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

笑2 元気に暮らすために

分野全体を取り巻く状況

高齢化や、若年層から老年層にまで広がる生活習慣病、こころの病など現代において健康維持は非常に重要な課題です。自ら健康的な生活を送るためには、市民一人ひとりが、日ごろから自主的に健康管理を行うことが必要です。

西東京市では、これまで市民の健康づくりを支援すると共に、地域の医療体制を整備・充実に取り組んできました。また、高齢者や障害者が、地域との交流や就労を通して、いきいきと暮らしていけるよう、地域との交流機会の創出や就労支援を行ってきました。

今後も、一人ひとりが生きがいをもって健康に暮らすことができるよう取り組んでいくと共に、高齢者や障害者の社会参加についての情報提供に努めていく必要があります。

分野全体の目的

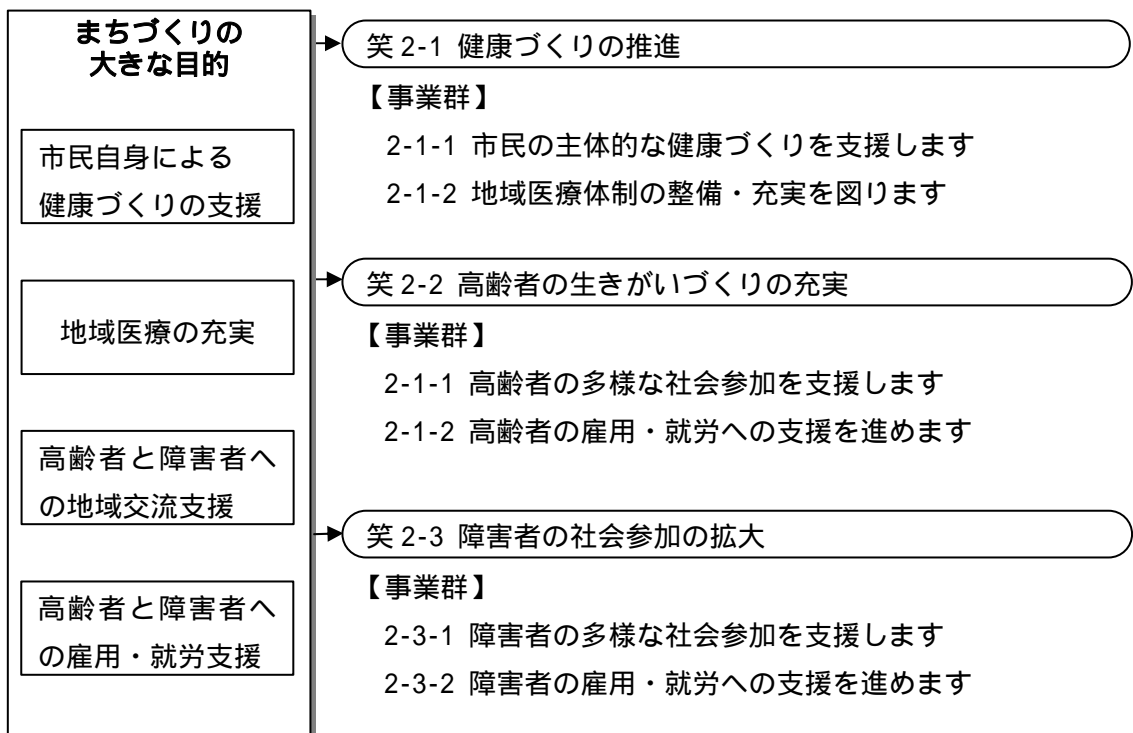
生涯にわたり可能な限り自立した生活を送るために、若いうちから健康づくりを進めていくことは大切です。

これからは、安心できる保健医療体制として、高度医療や救急医療にも対応できる広域的な連携を図ると共に、市民の主体的な健康づくりや健康管理を支援するための取り組みを進めていきます。

また、高齢者や障害者の、労働意欲や社会参加意欲を活かし、地域社会の一員として活動できる仕組みを整えます。

そして、だれもが健康で生きがいをもって暮らし、豊かな人生を送ることができる地域社会を実現します。

図表 2-7 笑2 元気に暮らすために～全体構成



施策を取り巻く現状

近年、子どもから高齢者まで幅広く健康に対する関心が高まっています。西東京市においても、67.3%の人が健康管理に取り組むのは自分自身と考えており、意識調査等からも、非常に多くの市民が、健康に関心があることがわかっています。

西東京市では、市民自身の健康管理への取り組みを支援するため、健康相談、栄養相談、健康診査等、母子保健事業等を実施してきました。また、夜間医療・休日医療、小児救急医療などの地域の医療体制の整備を行うことによって、市民の健康をサポートしてきました。

一方、近年には新しい生活習慣病や強い不安やストレスなどによるこころの病などが増加傾向にあり、対応が必要です。

今後は、引き続き市民自身の取り組みを支援することで健康の保持と病気の早期発見を促すと共に、地域医療の充実など、健康づくりを推進する必要があります。

施策全体の課題

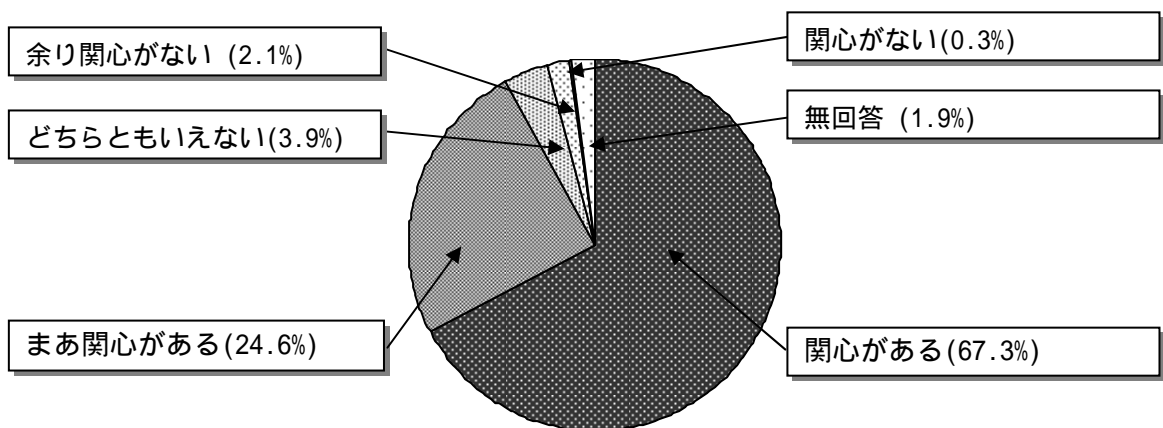
市民自身が健康づくりに取り組み、健康に暮らしていくためには、健康づくりに関する自主的な活動を行う団体への支援や、新たな生活習慣病などについての情報提供や、各種の健康診査を受診できる環境の整備が必要です。

更に、市民の健康をサポートするために小児医療・休日医療の充実、医療に関する情報など、地域医療に関わる基盤整備についても積極的に取り組むことが求められています。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 市民の自主的な健康づくりの支援
- ・ こころの病や生活習慣病などへの対応を含めた健康診査、健康相談の充実
- ・ 小児救急医療、休日医療の充実
- ・ 市民ニーズに沿った医療情報の提供

図表 2-8 自分の健康に関心がある西東京市民の割合



資料：平成16年度 西東京市健康づくり推進プラン

笑 2 - 1 健康づくりの推進の目標

乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた、からだと心の健康づくりを支援します。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 2 - 1 - 1 市民の主体的な健康づくりを支援します

- 市民の健康づくりを推進するために策定した、健康づくり推進プランに基づき、地域における健康づくりを進め、市民の主体的な取り組みを支援すると共に、市報やホームページを活用した情報提供に努めます。
- 市民のニーズをとらえた施策と実施方法の工夫、学校保健・教育との連携、健康推進のための環境整備などを検討していきます。
- 乳幼児とその保護者や妊産婦に対して、きめ細かな相談や健康管理、保健指導などの支援体制を整えていきます。生活習慣病や要介護状態を予防するため、生活指導、健康診査やがん検診などを実施していきます。
- 疾病・老化等により心身の機能が低下している方に対しては、日常生活の自立を助けるため、必要な訓練を行っていきます。
- 健康に対する意識の啓発や健康教育、各種スポーツ教室などを進め、市民の主体的な健康づくりへの取り組みを促していきます。

笑 2 - 1 - 2 地域医療体制の整備・充実を図ります

- だれもが身近な地域で適切な治療が受けられるよう医療体制を整えていくと共に、日ごろから安心して相談のできるかかりつけ医の普及を図っていきます。
- 高度医療、救急医療の機能を持つ救命救急センターとしての公立昭和病院の充実に努めていくと共に、救急医療体制の強化として、広域的な連携による医療の充実について関係機関に要請していきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

西東京市の 65 歳以上の高齢者人口は、平成 17 年 10 月 1 日現在、総人口に対して 18.3% を占め、平成 32 年には 23.7% に達すると推計され、高齢者の生きがいがづくりが求められています。

西東京市は社会参加を通じた健康づくり、就労支援を通じた生きがいがづくりに取り組んできました。しかし、高齢者のひとり暮らしが増加するなど、高齢者と地域社会の交流の欠如といった課題も見られます。

今後は、高齢者が地域社会との積極的な交流を持つことができるよう、社会福祉協議会などの関係機関と協力して、多世代と高齢者の交流を進めるほか、シルバー人材センターへの適切な支援や、就労・起業支援講座等の実施を通じて、就労を通じた生きがいがづくりに取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

高齢者が健康に暮らしていくためには、多世代との交流を通じて社会に参加し、活動することも重要です。

そのため、高齢者の社会参加のための情報提供に努めます。

また、様々な形態の就労支援を行うことで、高齢者の生きがいがづくりを支援することが必要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 他世代との交流による社会参加への支援
- ・ 社会参加を通じた健康の維持
- ・ 様々な就労形態の検討と支援の実施

図表 2-9 シルバー人材センターホームページ

(<http://www.sjc.ne.jp/wtoko1/index.htm>)



用語解説

シルバー人材センター：高齢者の雇用の安定等に関する法律によって設置された公益法人。高齢者が経験や知識、能力を活かし、身近な地域で多様な働き方をすることを目的としている。

笑2-2 高齢者の生きがいづくりの充実の目標

高齢者が地域のなかで生きがいをもって人生をおくることができるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑2-2-1 高齢者の多様な社会参加を支援します

- ・ 高齢者の知識や経験を若い世代に伝えるための世代間交流を深めたり、健康の保持・増進のためのスポーツやレクリエーション活動の促進、知識・教養の向上、社会奉仕活動など、高齢者の生きがいづくりに必要な機会の充実を図ります。
- ・ 地域の高齢者の生きがい対策の拠点である、福祉会館の建替えや改修を計画的に進めると共に、地域の多様なニーズに応えるための複合機能をもった施設として再構築を図ります。

笑2-2-2 高齢者の雇用・就労への支援を進めます

- ・ 高齢者が地域社会の一員として、豊かな知識や経験、能力を活かせる就労の場を確保します。そのために、シルバー人材センターの運営を支援していくと共に、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、就労支援の拡充に努めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	

施策を取り巻く現状

平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、福祉サービスの一元化、障害者の社会参加の機会拡大など、障害者が自立して社会で暮らすことができるための環境整備が求められています。

そのため、市や企業が、障害者の社会参加や就労の機会をできるだけ多く提供することが必要です。

西東京市では、これまで、移送サービスの実施、スポーツ等支援事業、市役所職場体験実習の実施といった障害者の社会参加及び就労を促す取り組みをすすめてきました。

今後も、障害者がさらに社会と関わり、社会参加や就労により生きがいを感じられるよう、参加の機会を確保していくことが必要です。

施策全体の課題

障害者が、社会参加や就労を通じて生き生きと暮らすためには、更なるサービスの充実と就労に関する支援が必要です。

社会参加については手話通訳者等の派遣や移動支援などの地域生活支援事業の充実化を図ると共に、就労支援については就労支援センターの体制強化により拡充していく必要があります。

特に、障害者自立支援法の施行により現在の福祉作業所や小規模通所授産施設や精神障害者共同作業所等においては、平成 23 年度までに新たなサービス体系に移行することになり、大幅な再編が必要になります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 様々な形態による就労体験の充実
- ・ 地域との交流を促進することによる地域生活への移行支援
- ・ 就労支援体制の強化
- ・ 施設の新たなサービス体系への移行

用語解説

小規模通所授産施設：障害者向けに作業を通じて健康維持や生活習慣を習得させることを目的とする施設、通う施設なので通所施設という。これまでは定員 20 人以上であったが、社会福祉法の改正により、新たに定員 10 名以上 19 名以下の通所授産施設を小規模通所授産施設として定義することになった。

新たなサービス体系：これまで、障害者福祉サービスは、居宅サービス（ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ・グループホーム）と施設サービス（通所・入所）に大きく分けられていましたが、障害者自立支援法施行後、介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業に再編されました。さらに施設体系についても従来、障害種別ごとに設けられていた施設の種別・事業は、療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センターの 6 つの「日中活動」と「居住支援」に再編されました。

笑 2 - 3 障害者の社会参加の拡大の目標

障害のある人が、地域のなかで、元気に生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 2 - 3 - 1 障害者の多様な社会参加を支援します

- ・ 障害のある人もない人も、地域のなかで共に生活していける環境を整えていきます。
- ・ 障害者が生涯学習や文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動を楽しむことができるよう、機会の提供を図っていきます。

笑 2 - 3 - 2 障害者の雇用・就労への支援を進めます

- ・ 障害者就労支援センターを中心に、養護学校や公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害者の就労の機会の拡大を図ると共に、障害者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、市として雇用に努めます。また、社会福祉法人、NPO、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。
- ・ 障害者自立支援法に定められた事業形態の立ち上げを活性化させる支援や、小規模通所授産施設等の障害者自立支援法内事業への移行に係る支援、自立と経営の安定化を図るための支援、市の仕事の発注や授産製品の販路拡大などの支援を行います。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

分野全体を取り巻く状況

西東京市は、公園や農地、街路樹など、みどり豊かなまちです。みどりの重要性は、近年の大きな環境問題である地球温暖化にとどまらず、日常の暮らしへの潤いや安らぎ、多様な生物の生息地といった広い範囲に及びます。

西東京市では、これまで公園の管理や保存樹林・生垣などへの助成や農地の保全を積極的に行ってきました。また、援農ボランティアや公園ボランティア、体験農園など、市民自らがみどりを創出する活動にも支援してきました。しかし、相続や都市開発の過程で、みどりの総量は減少しています。

今後は、人がみどりの下でふれあい、みどりを身近に感じ、一人ひとりが豊かに暮らすことができるよう、積極的にみどりの保全と活用に取り組むことで、地球規模の環境問題にも地域から取り組んでいく必要があります。

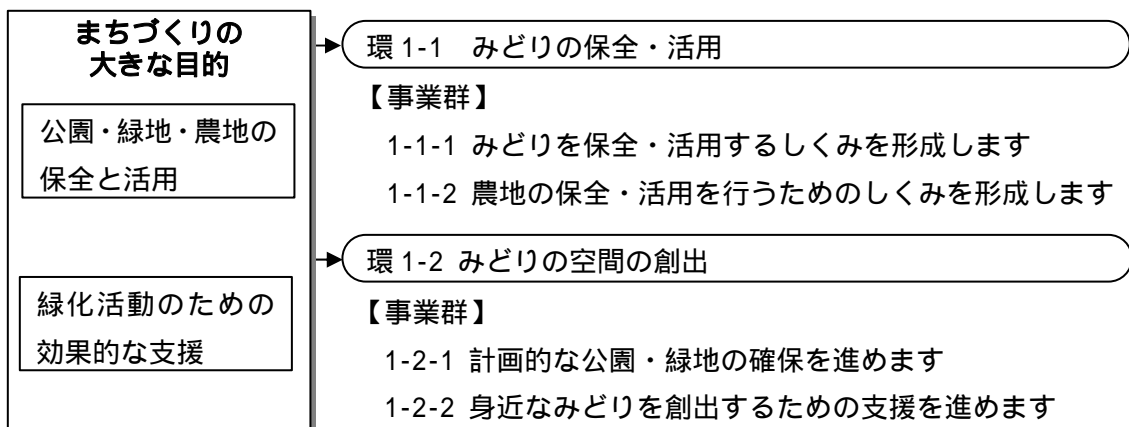
分野全体の目的

豊かなみどりは、私たちに潤いややすらぎを与えると共に、多様な生物が生息する環境となります。西東京市は、都心に近いにもかかわらずみどりの豊富なまちです。しかし、樹木・樹林・屋敷林や農地などは、今後、都市開発や相続などにより失われていく可能性があり、これらの保全が大きな課題となっています。

これからは、公園や残された緑地を保全すると共に、街路や公共施設における緑化を進め、新たなみどりの空間を創出するなど、みどりにふれ、やすらぎを得られる都市環境を整備していきます。また、農地や樹木、樹林、生垣などを維持できる仕組みを整えると同時に、市民が積極的に行う緑化活動を支援し、身近なみどりを創り出す施策を展開していきます。

更に、自然が少なくなった市街地においても、動植物・野鳥・昆虫など身近な生き物の生息空間を確保し、日常生活の中で自然とふれあえるよう、人と自然環境の健全な共生を目指します。

図表 3-1 環 1 豊かなみどりを保つために～全体構成



施策を取り巻く現状

私たちの周囲のみどりは、地球温暖化、公害問題だけではなく、日常生活における安らぎやまちづくりにとっても重要です。

西東京市には、農地を中心に、公園など一定のみどりが存在しています。これまで、主に公園ボランティア、援農ボランティア育成や支援、保存樹木や生垣への助成や体験農園の設置といった緑化事業に力を入れてきました。

しかし、市内の緑被率は年々減少傾向にあり、農地における相続や都市開発により、今後もみどりの総量が減少することが想定されます。

今後も、農地、公園の確保に努めると共に、みどりを活用した市民交流を進めることで、共に保全する仕組みを充実させていく必要があります。

施策全体の課題

みどりの保全を進めるためには、公園ボランティア、援農ボランティアの組織化を進める必要があります。また、引き続き体験農園の整備を進めることも必要です。

こうしたネットワーク化と民有地等の緑化支援を行うことで、市民が自発的に緑化活動に取り組める仕組みを形成します。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 公園・緑地・農地の活用によるまちづくり
(公園や緑地、農地を保全するだけではなく、活用していくことで市民と共に保全していく仕組みを形成する)
- ・ 援農ボランティアの組織化

図表 3-2 西東京市の緑の状態を示す指標

環境指標	平成14年度実績	平成18年度実績
緑被率	30.2%(平成11年度数値)	約29%
農地面積	188ha(平成14年1月値)	170ha
樹林地面積	190ha(平成11年度値)	193ha

出典 西東京市 環境基本計画

用語解説

緑被率：市全域に対する樹林地、草地、農地など、木や草で被われている土地の占める割合

公園ボランティア：公園内の清掃・除草・せん定・花植え等の美化活動、遊具等公園施設の点検通報、ルール違反者への注意、利用方法の助言・指導等に関するを行うボランティア

援農ボランティア：農業に関心を持つ市民が農業を学んで技術を習得し、実際に農家のお手伝いをするすることで農家の労働力を支援するボランティア。

環 1 - 1 みどりの保全・活用の目標

市民による公園管理のしくみや、個人が所有する農地や樹木、樹林、生垣などを維持するしくみを整え、身近なみどりの保全・活用をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 1 - 1 - 1 みどりを保全・活用するしくみを形成します

- ・ みどりの基本計画に基づき緑地の維持を図るため、緑地保全地域や公有樹林地の保全だけではなく、民有地における樹林・樹木・生垣の保存を支援し、市民の理解を啓発するための情報提供を行います。
- ・ 家の建替え等で不必要となった、一定基準の樹木の斡旋を行うグリーンバンク制度の活用を推進します。
- ・ 市民による公園づくりの一環として、西東京いこいの森公園や西原自然公園などで、市民による雑木林の育成管理、花壇や池・小川の管理など、公園ボランティア活動を積極的に進めていきます。
- ・ 東大農場については、関係機関等との調整を図りながら、豊かな自然環境の保全と活用に努めていきます。

環 1 - 1 - 2 農地の保全・活用を行うためのしくみを形成します

- ・ 市民と農業のふれあい交流として体験農園や市民農園を推進します。
- ・ 農業後継者の育成や農業ボランティア・ヘルパーの組織化を進める等、農業の継続による農地の保全を促進します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

身近なみどりの創出は、私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えると共に、まちの景観としてもなくてはならない存在です。

しかし、西東京市では、一人当たりの公園面積が近隣他市と比較して少なくなっています。これまで、計画的に公園を整備し、みどりの確保に努めてきました。しかし、市民意識調査によれば、公園等に対する市民満足度には地域的なばらつきが見られるのが現状です。

そのため、公園や広場の計画的な整備を続けると共に、民有地への緑化支援を行うことで、市全体のみどりを増やしていく必要があります。

施策全体の課題

引き続き、計画的な公園・広場の整備や公共施設の屋上緑化、民有地等への緑化支援などを行うことが必要です。

更に、これらの取組を活発化させるためには身近なみどりを創出するための体系的な支援が必要となります。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 民有地等における緑化が進む、効果的な制度の実施
- ・ 市民と共にみどりをつくる活動を進める



図表 3-3 一人あたり公園面積

		西東京市	武蔵野市	三鷹市	調布市	狛江市
平成 18 年度 1人あたり	(㎡)	1.8	4.4	3.1	5.3	1.6
公園面積(児童公園等を含む)	(順位)	4	2	3	1	5

資料：平成 18 年度 住宅・土地統計調査報告

用語解説

・ **屋上緑化**：都市環境の改善を進めるため、一定規模以上のビルやマンションなどに対して、屋上に植物を植えて緑化すること。植物が水分を空気中に放つ蒸散作用を行うため、周辺の温度が低下するほか、断熱効果も高く、省エネに繋がることが期待されている。尚、壁面に植物を植える方法は、壁面緑化という。

環 1 - 2 みどりの空間の創出の目標

公園や緑地の拡充に加え、街路や公共施設、生垣などの身近な場所での緑化をすすめ、目に映るみどりの創出をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 1 - 2 - 1 計画的な公園・緑地の確保を進めます

- ・ 買い取りの申し出のあった解除生産緑地や雑木林、屋敷林等を計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保を図ります。
- ・ 東伏見都市計画公園の整備については、引き続き東京都に要請を行います。

環 1 - 2 - 2 身近なみどりを創出するための支援を進めます

- ・ 街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息所や憩いの場として利用できるポケットパークを整備したり、公共施設における緑化を積極的に推進するなど、身近な空間におけるみどりを創出していきます。
- ・ 市民が身近でみどりに親しむことができる環境づくりの一環として、生垣の造成などを支援していきます。
- ・ 公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」や公園ボランティア等の市民の活動を積極的に推進します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

- ・ 国では、平成 16 年度に都市における緑地の保全及び緑化ならびに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境をつくるため、「都市緑地保全法」を「都市緑地法」へと改定し総合的な整備をすすめる方向性を明確にしています。
- ・ 東京都が制定した「みどりの新戦略ガイドライン」では、公共が進める施策として、「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定し、2015 年までに優先的に整備着手する予定の都市計画公園・緑地の選定を行いました。

用語解説

・ 都市緑地法

都市における緑地を保全すると共に、緑化や都市公園の整備を推進することによって良好な自然的環境の形成を図ることを目的として昭和 48 年度に制定され、平成 16 年度に都市緑地法となった。日本の土地の多くは民有地であり、民有地のままでいかに緑を保全し、景観を向上させることができるかが期待されている。

環 2 持続可能な社会を確立するために

分野全体を取り巻く状況

地球温暖化問題による異常気象や大気汚染は深刻であり、規制措置等によって改善されつつも、今後も国、自治体、更には市民個人それぞれが対策を講じることが求められています。

本市では、西東京市環境基本計画を策定し、環境学習を推進することによる環境問題への意識啓発や、環境マネジメントシステムの導入、ごみの有料化、低公害車の導入など、持続可能な社会の確立に向けた取り組みを総合的に進めてきました。

現在、市内のごみの減量や環境保全に対する意識は高まってきましたが、大気汚染や最終処分場の問題など、引き続き地域を越えて解決しなければならない課題が存在しています。

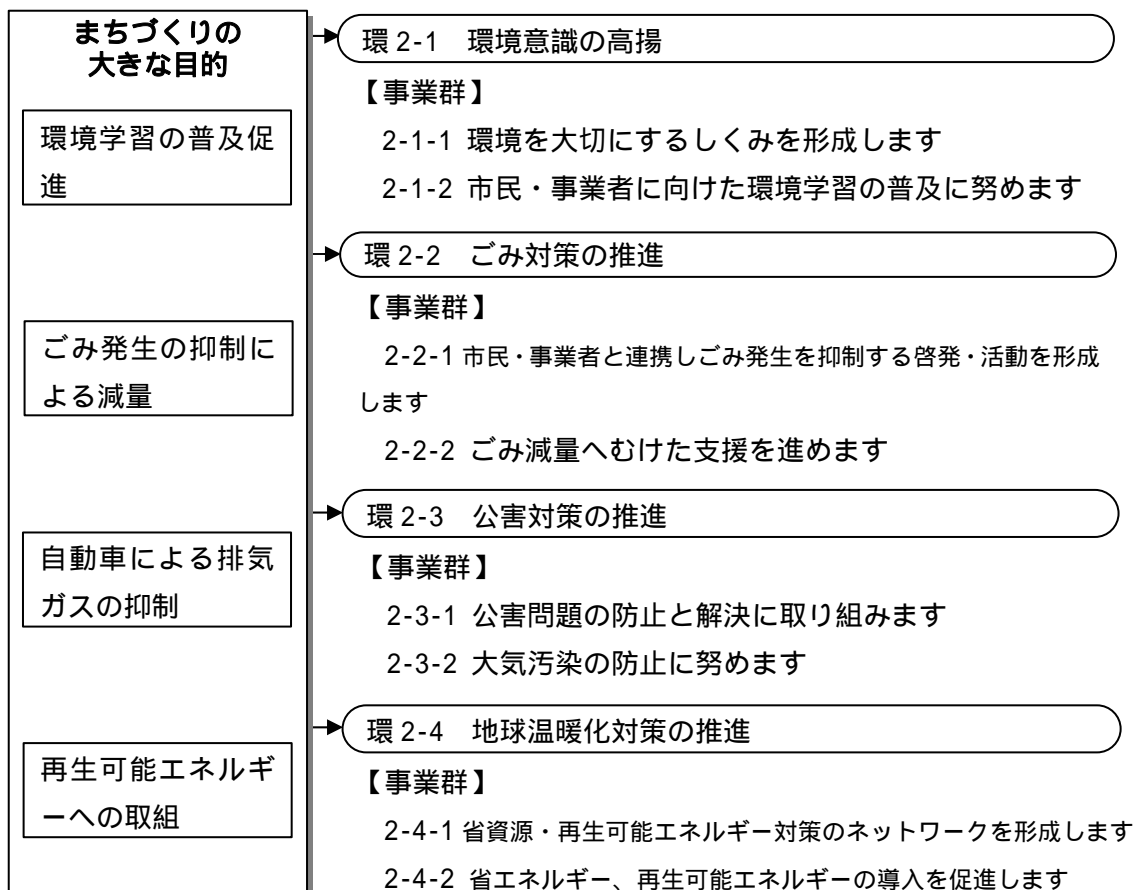
そのため、事業者や個人が持続可能な社会の確立に向けて実践し、限られた資源を効率的に活用していくよう、交通機関関係者と連携して公共交通の利用促進を図り、大気汚染や地球温暖化の防止に取り組む等、引き続き取り組みを充実していくことが求められています。

分野全体の目的

地球温暖化や環境汚染など地球規模で問題とされている環境問題や、大都市圏にみられるヒートアイランド現象は、ひとつの市だけで解決できる問題ではありません。しかし、個人一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であると共に、広域的な取り組みも必要となっています。

地球環境保全に向けて本市では、環境に配慮した行動を推進するために、目標設定やその達成状況の点検などの仕組みをつくるほか、学校や地域での環境学習を充実させ、意識づくりに取り組みます。また、ごみの減量や資源化など循環型システムの構築、省エネルギーや新エネルギーの計画的な導入による地球温暖化対策を進めていく等、環境を大切にすまちを実現します。

図表 3-4 環 2 持続可能な社会を確立するために～全体構成



環 2-1 環境意識の高揚

(担当する課：環境保全課、教育指導課)

施策を取り巻く現状

環境問題に対する関心は年々高まっており、世界的な取り組みが進んでいます。深刻化する環境問題は複合的な要素で成り立っていることから行政・市民・事業者がそれぞれ取り組むことが必要とされています。

西東京市では、平成 14 年度に環境基本条例を施行し、広範な環境保全策の設定と、これを体系的に推進していくための環境マネジメントシステムなどの取り組みを行ってきました。更に、『西東京市の環境』と題して、子どもが学習するためのパンフレットの作成などを行いました。しかし、生活の中で環境に配慮した行動を行うために、更に知識と情報が必要となります。

平成 20 年 7 月には、エコプラザ西東京がオープンしました。こうした施設を拠点に、市民一人ひとりが環境問題を理解し活動していくための環境学習の充実に取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

環境問題に一人ひとりが取り組み、日常生活の中で実践していくためには、環境学習や情報提供を行うことが重要です。

平成 20 年 7 月にオープンしたエコプラザ西東京を拠点に、市民・行政・事業者それぞれが環境問題へ取り組むことができるよう、西東京市ならではの環境問題への取り組みを進めていくことが重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ エコプラザ西東京を中心とした環境学習活動の展開
- ・ 西東京ならではの環境問題への取り組み

図表 3-5 市民意識調査にみる市民の意識

施策	区分	全体	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	分からない	無回答
公園・緑地などの 保全・活用	実数	2,418	1,063	978	101	20	93	163
	%	100.0	44.0	40.4	4.2	0.8	3.8	6.7
農地・屋敷林などの 保全・活用	実数	2,418	724	951	257	60	253	173
	%	100.0	29.9	39.3	10.6	2.5	10.5	7.2
公園の整備や道路・ 公共施設の緑化推進	実数	2,418	1,159	899	84	23	92	161
	%	100.0	47.9	37.2	3.5	1.0	3.8	6.7

資料：平成 19 年度 西東京市市民意識調査

環 2 - 1 環境意識の高揚の目標

環境を大切に作るしくみづくりや環境学習の推進を通して、市民・事業者および行政の環境意識の高揚をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 2 - 1 - 1 環境を大切に作る地域のしくみを形成します

- ・ 環境基本計画に基づき、地球温暖化対策、公害防止、みどりの創造・活用、ごみ減量や廃棄物処理対策など、広範にわたる環境施策を着実に実行していきます。可能な限り具体的な目標値を設定し、点検を行っていきます。
- ・ 市においては、環境マネジメントシステムによる環境に配慮した行動を率先して推進します。また、一人ひとりが環境に配慮する意識づくりを進めるため、環境に配慮した行動を推進する仕組みを検討し家庭や学校への普及に努めます。
- ・ 市内の教育機関や事業者と行政が連携し、環境問題に対応する産学公連携の取り組みについて検討します。

環 2 - 1 - 2 市民・事業者に向けた環境学習の普及に努めます

- ・ 環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習基本方により環境学習の推進を図ります。
- ・ エコプラザ西東京において、資源及びエネルギーの有効利用等、地域や地球環境の負荷低減に関する普及啓発、人材育成事業を行うと共に、市民等の自主的な活動場所を提供します。
- ・ 学校教育においては、環境読本（「西東京市の環境」）を活用すると共に、地域の自然や人材を活用した環境教育プログラムの導入などを検討します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

- ・ 都では環境保全活動を推進する為には地域・NPO・事業者・学校・行政といった主体がそれぞれの立場で取り組み、活動の輪を広げることが重要だとして「東京都環境パートナーシップコーナー」をWEB上に開き、事例紹介や相談などを行っている。

(東京都環境パートナーシップコーナー

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/psc/index.htm>)

- ・ 三鷹市では、環境学習プログラムとして、水や空気の浄化方法の調べ方や、身のまわりの調査のために、備品の貸し出しやパックテストなどの配布を行っている。

(三鷹市ホームページより <http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>)

用語解説

環境マネジメントシステム：企業や自治体などの組織が自らの活動から生じる環境への影響を自主的に継続的に改善していくための仕組み（マネジメントシステム）を規格化したもの。システムの運用として、「P(計画) - D(実施) - C(点検) - A(見直し)」というサイクルを導入しているのが特徴。

エコプラザ西東京の概要

基本的な考え方

1. 子どもから大人、高齢者まで多くの市民が体験や実践
(参加・試せる・利用する・集える)を重視した事業を実施する。
2. 一般的な啓発や学習のみならず、専門的な視点やより深く学習したいという人にも
応えられる事業を実施する。
3. 市民や事業者、教育機関等と連携して、事業の企画立案、実施に当たる体制を整える。
4. 地域における環境活動の支援や環境に関する情報の収集・発信を行う。

『(仮称)リサイクルプラザに関する提案書』(平成19年度)より抜粋

エコプラザ西東京の外面(仮)



エコプラザ西東京の内面

施設の内容

プラザ棟 1	
1階	事務室、相談室、ホール、講座室1・2、湯沸室、トイレ
2階	事務室、ロッカー室、浴室・脱衣室、乾燥室、洗濯室、環境学習コーナー、湯沸室、倉庫、トイレ
プラザ棟 2	
1階	多目的スペース、ホール、展示スペース、受付、器材室、実習室、湯沸室、トイレ
駐車場	

西東京市ホームページ/暮らし/ごみ・リサイクルより

(参照 URL:http://www.city.nishitokyo.lg.jp/kurasi/gomi_recycle/07052901/index.html)

施策を取り巻く現状

広域的な廃棄物の最終処分場である二ツ塚廃棄物広域処分場の延命は、西東京市のみならず多摩地域にとって大きな課題です。そのため、西東京市では、家庭ごみの有料化や、生ごみ処理購入助成、パンフレット等による啓発活動を進めてきました。

こうした取り組みにより、平成 12 年度からごみ総量は減少傾向にあり、全国や東京都の平均と比較しても低い値となっています。更に、市民意識調査によれば、ごみ減量化やリサイクル推進は、高い満足度となっています。

しかし、西東京市は、依然として最終処分場の配分量を超過しています。そのため、全体としてごみの発生元を抑制した上でリサイクルを進めていくといった、より効果的な取り組みが求められています。

施策全体の課題

ごみの発生元を抑制するためには、市民・業者・行政がそれぞれに取り組む必要があります。

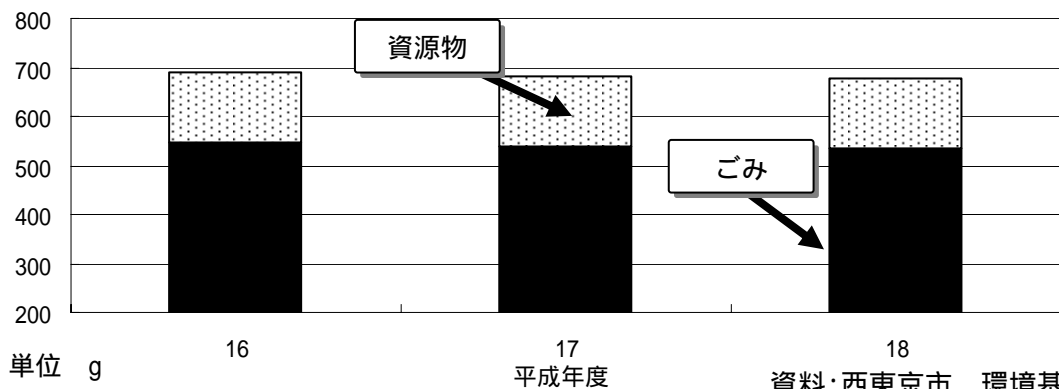
そのために、エコプラザ西東京を中心とした普及啓発活動を充実させると共に、市民の自主的な取り組みに対する支援、ごみ収集に関する事業者への対応の強化といった多面的な取り組みが必要となります。

また、有料化されたごみ事業への市民の理解を得るため、事業の健全化と情報公開に努めます。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ ごみ発生の原因を抑制するしくみの構築
- ・ 市民・事業者と連携した、ごみ減量への支援

図表 3-6 ごみ・資源物排出量の状況（市民一人一日あたり排出量）



用語解説

二ツ塚廃棄物広域処分場：西東京市が加入する東京都たま広域資源循環組合が管理・運営する一般廃棄物（焼却残渣、不燃ごみおよび焼却不適ごみ）の最終処分場で日の出町にある。

配分量：二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入する焼却残量等についてあらかじめ組合構成市町ごとに定められる搬入量のこと。この配分量を超過すると、追徴金の支払いを行わなければならない。

環 2 - 2 ごみ対策の推進の目標

できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみ減量化への取り組みを通して、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 2 - 2 - 1 市民・事業者と連携し、ごみ発生抑制に努めます

- ・ 市民や事業者が、できるだけごみを出さないという意識を高めると共に、ごみ減量のための各種施策を展開します。
- ・ 廃棄物の再利用・再生利用を進める市民啓発や学習などの拠点として、エコプラザ西東京を活用し、施策を推進します。
- ・ 現在自治会や子ども会を中心に行われている集団回収活動を、継続して実施していきます。
- ・ 廃棄物・減量等推進員と協力し市民自らがごみ減量に取り組むことのできるような体制を構築します。

環 2 - 2 - 2 廃棄物処理対策を進めます

- ・ ごみ・資源物については、柳泉園組合に搬入し、適正処理・資源化に努めていくと共に、柳泉園組合から排出される焼却灰については、引き続き二ツ塚廃棄物広域処分場に埋め立て処分していきます。
- ・ 最終処分場の延命化のため、廃棄物減容(量)化計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進していきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

- ・ 国では平成 19 年 4 月 1 日より改正容器包装リサイクル法を施行した。容器包装リサイクル法の改正は、事業者包装材やポリ容器などの削減を義務付けている。
- ・ 三鷹市では、ごみ処理総合計画 2010 という資源循環型社会の形成に特化した計画を市民会議での議論をもとに作成、現在施行している。本計画は、平成 13 年度に施行された「第三次三鷹市基本計画」の高次目標である、「高福祉、高環境」の理念を基につくられている。

用語解説

資源集団回収：集団回収とは、町会・自治会、PTA 等で住民が自主的にグループを作り、家庭から出る新聞、雑誌、古布、ダンボール等を集めて資源回収業者に引き渡し、資源として再び活用できるようにリサイクルするシステムを指す。

施策を取り巻く現状

平成 14 年現在、西東京市の一人当たり自動車保有台数は、東京都平均よりも高くなっています。また、近年では光化学スモッグ注意報の発令回数が増加しており、新たな課題となっています。

現在、西東京市では大気汚染や河川の水質汚濁について継続的に調査を行っており、発生状況をできるだけ早く把握することによって、早期の対策を行うよう努めています。

しかし、改善している部分はあるものの、依然として大気汚染の悪化を問題視する声もあり、今後、大気汚染を軽減するための措置が必要になっています。

更に、ダイオキシン類や浮遊粒子状物質、アスベストなどに対する未然防止策が全国に求められています。西東京市としても、国や東京都と連携しながら積極的に取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

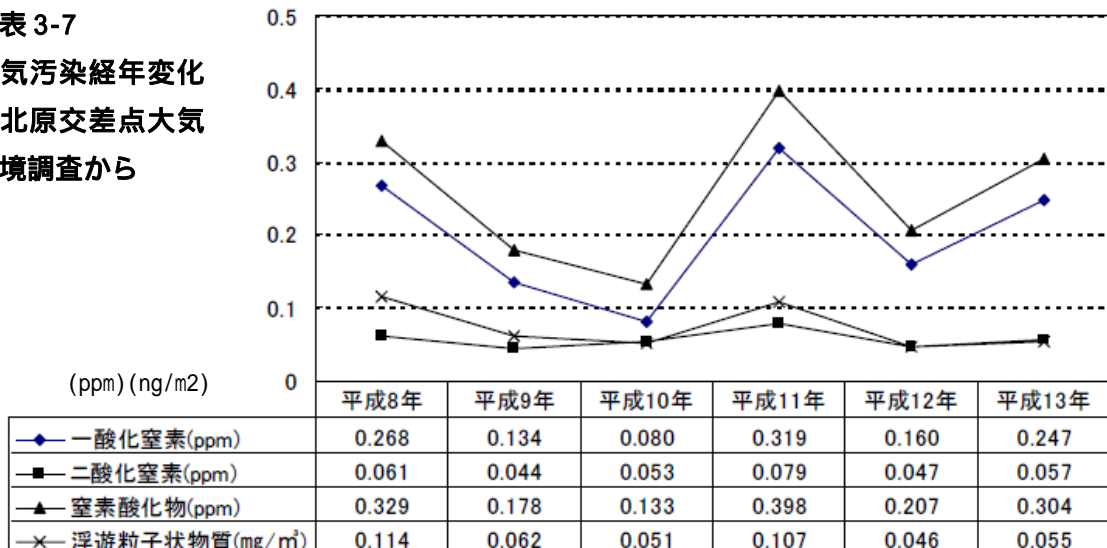
公害問題の悪化を防ぐためには、継続的な調査による問題の早期発見と措置が必要です。

特に、大気汚染については、低公害車の普及促進等の取り組みにより、排気ガスの抑制に取り組む必要があります。更に、公共交通機関の利用を促進し、大気汚染発生の原因そのものを抑制するため、交通機関の関係者と連携することが重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 低公害車等の普及促進
- ・ 交通機関関係者と連携した公共交通機関の利用促進

図表 3-7
大気汚染経年変化
～北原交差点大気
環境調査から



用語解説

ダイオキシン類：ごみ焼却の煤煙など、塩素を含むプラスチックなどを 880 度以下で燃やしたときに発生する科学物質。ダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現することから「類」がつく。人体への影響が大きいため、法律・条令などによって規制が行われている。

環 2 - 3 公害対策の推進の目標

自然や市民生活を守るため、公害のない環境づくりをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 2 - 3 - 1 公害問題の防止と解決に取り組みます

- ・ 自然や市民生活を守るため、大気汚染、河川の水質、地下水、騒音・振動等の調査などを引き続き実施していきます。また、公害に関する情報の市民との共有を図っていきます。
- ・ 新たな公害であるダイオキシン類等の有害化学物質や社会問題となっているアスベストについては、被害を未然に防止するため、近隣自治体・東京都・国と連携し必要な対策を速やかに行います。

環 2 - 3 - 2 大気汚染の防止に努めます

- ・ 各種公害の中でも、市域を越えた広域的な課題である大気汚染の防止のため、関係団体と連携を図り、市民・事業者・行政の意識の向上と着実な行動を推進します。
- ・ 市は現在実施している大気汚染測定を継続し、問題の発見に努めます。
- ・ 市は市民・事業者と協力して自動車利用の抑制、公共交通や自転車の利用促進、アイドリングストップ運動など大気汚染防止策を進めます。
- ・ 低公害車の普及促進に向けて、市は率先して低公害車の計画的な導入を進めると共に、事業者への働きかけや市民への意識啓発を行います。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

異常気象や海面上昇など、地球温暖化問題は深刻化しており、世界的な問題としての認識が深まっています。

国や東京都でも独自の温暖化対策のための施策を進めており、それぞれの自治体にも自主的な取り組みが求められています。更に国の方針では、これまでに比べて化石燃料への依存率の低下と再生可能エネルギー開発への取り組みが強化されています。

西東京市でも、温暖化対策地域推進計画の策定などに取り組んでいます。

平成 20 年 7 月にエコプラザ西東京がオープンしました。これを受け、地球温暖化への理解を深めると共に、エコプラザ西東京を拠点とした情報ネットワークづくりを進める必要があります。

また、地域における省エネルギー・再生可能エネルギー普及啓発に向けて取り組むことが必要です。

施策全体の課題

温暖化対策地域推進計画を策定し、市民・事業者を含めて、地域としての地球温暖化対策を進めていく必要があります。

エコプラザ西東京を拠点に、地球温暖化問題への理解を促進する必要があります。

省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーへの取り組みを進めるため、行政がモデルケースとなるよう、率先して取り組んでいく必要があります。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 再生可能エネルギーへの取り組みの促進
- ・ エコプラザ西東京の活用



環 2 - 4 地球温暖化対策の推進の目標

地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーをすすめるとともに、再生可能エネルギーの導入・活用をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

環 2 - 4 - 1 省資源・省エネルギー対策のネットワークを形成します

- 地球温暖化対策のため、地球温暖化対策実行計画を策定し、市が率先して温室効果ガスの削減に取り組むと共に、市民・事業者にも省資源・省エネルギーに対する協力を求めています。
- エコプラザ西東京において、省資源・省エネルギーに関する情報ネットワークづくりを進めると共に、地球温暖化対策を広域的に進めるため、自治体間の連携強化に努めます。

環 2 - 4 - 2 省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を促進します

- 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入を計画的に進めています。
- 公共施設への再生可能エネルギーの導入や公用車の低燃費車への買い替えなど、行政が率先して省資源、省エネルギー化に努めると共に、市民・事業所への再生可能エネルギーや低燃費車の導入を啓発・促進します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

安 1 快適な日常生活のために

分野全体を取り巻く状況

西東京市では、近年、大規模な住宅開発などが相次ぎ、人口増加による生活環境の変化が見られます。一方、高齢人口の増加も進んでいます。

生活環境や人口構成が変化する中で、多くの市民が景観、道路、公共交通の整備・充実が重要であると考えています。

西東京市では、人にやさしいまちづくり条例を制定し、バリアフリー化と良好な景観整備を促進する仕組みを定めました。計画的に都市計画道路・生活道路の整備を進めると共に、はなバスの運行など、道路交通環境の充実に取り組んできました。また、保谷駅南口、ひばりヶ駅周辺のまちづくりの推進など、市民の快適な日常生活の実現に取り組んでいます。

引き続き、住宅開発などとの調和を図りながら、だれもが快適に生活できるまちづくりを進めていくことが重要です。

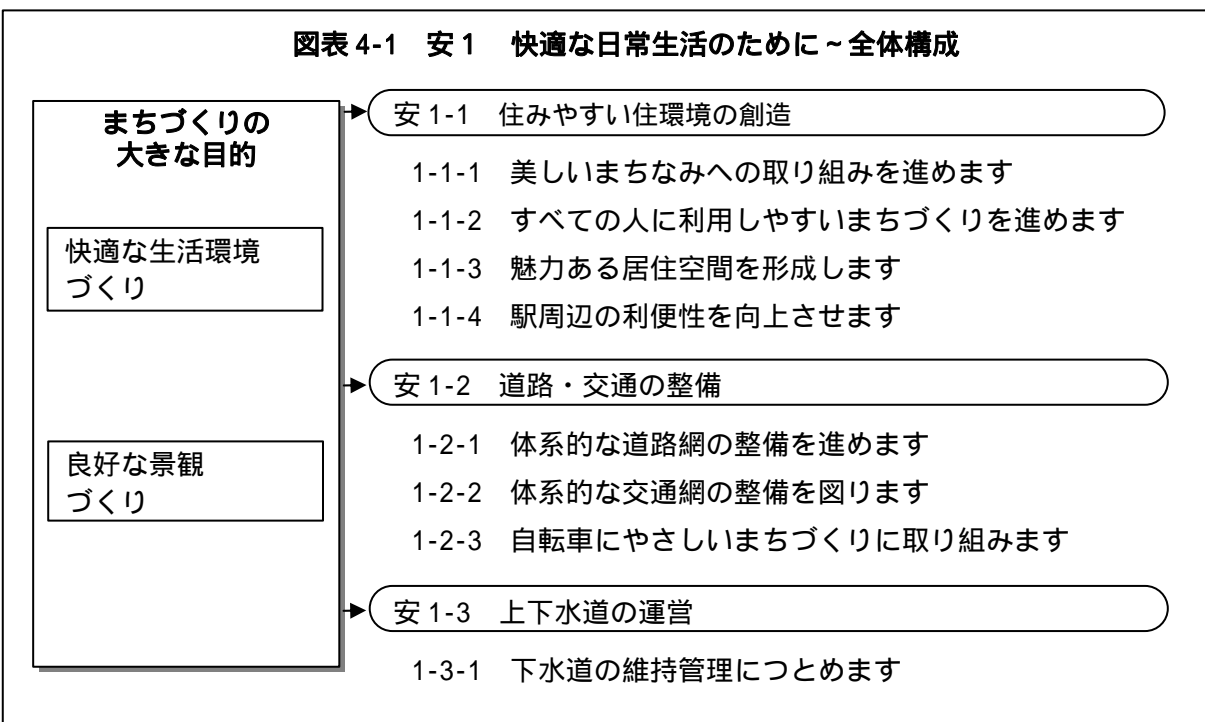
分野全体の目的

住みやすい住環境を創っていくために、市民・事業者・行政が連携協力して、まちづくりの理念や計画を作りあげていくと共に、地域に対する愛着や誇りを持てるまちづくりを積極的に進めていきます。中でも多くの人が集まる駅周辺の整備は、道路や自転車の問題などとあわせて取り組んでいきます。

また、市民意識調査では道路・交通環境の整備への要望が高いため、安心して歩ける道路を目指し、幹線道路と生活道路の計画的な整備を進めていくと共に、多くの市民に利用されているコミュニティバス（はなバス）のよりよい運行に向けた取り組みをしていきます。更に環境にやさしい身近な交通手段である自転車が活用されるよう、自転車交通環境の整備や自転車駐車場の整備を進めます。

下水道事業は面的な整備はほぼ 100%を達成しているため、適正な維持管理と安定した経営に努めていきます。

図表 4-1 安 1 快適な日常生活のために～全体構成



施策を取り巻く現状

西東京市では、これまで都市計画マスタープランに基づき、良好な景観づくりと市民が生活しやすいまちづくりに取り組んできました。

しかし、まちづくりを取り巻く環境は急激に変化しています。大規模な住宅開発等が進展する中で、良好な景観の整備を求める市民の意識は高まっています。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めていく必要があります。

西東京市では、平成 19 年度に西東京市人にやさしいまちづくり条例を制定し、バリアフリー化と良好な景観整備を促進する仕組みを定めました。

また、駅周辺の整備では、ひばりヶ丘駅北口の都市計画道路整備と沿道まちづくりや保谷駅南口第一種市街地再開発事業に取り組んでいます。

施策全体の課題

進展する都市開発と調和の取れた良好な景観整備が必要です。

また、高齢者の増加に対応するため、公共施設や住宅等のバリアフリー化を促進することが必要です。

駅周辺の公共施設の整備については、市民や事業者と連携して各地域の特性に合わせながら検討していくことが必要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 都市開発の進展や人口増加、高齢化等の社会状況の変化に対応した良好な景観整備
- ・ 高齢者数増に対応した施設整備
- ・ 各地域の特性に応じた駅前再開発の推進

用語解説

・ **都市計画マスタープラン**：本市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、まちづくりの基本理念、将来像、地域ごとのまちづくりのあり方について定められている。平成 16 年度に策定された。

・ **住宅マスタープラン**：地域の特徴などを踏まえ、安全・快適な居住環境を目標にした、総合的な住宅政策の基本的な方針がまとめられている。平成 17 年度に策定された。

・ **バリアフリー**：誰もが生活しやすいように建物内や屋外空間の物理的な障壁を取り除くことを指す。

安1-1 住みやすい住環境の創造の目標

市民、事業者及び行政が協働し、計画的にまちづくりをすすめることにより、住みやすい暮らしの空間を創ります。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

安1-1-1 美しいまちなみへの取り組みを進めます

- 都市計画マスタープランに基づき、地域の特性を活かし自然と都市機能の調和した良好な都市づくりを計画的に進めていきます。あわせて、住民の合意形成を図りながら地域固有の景観形成を誘導するための制度などを活用します。
- ゴミ・ゼロ運動など市民の自主的な活動を支援していくと共に、環境美化の取り組みについて検討していきます。

安1-1-2 すべての人に利用しやすいまちづくりを進めます

- 人にやさしいまちづくり条例に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。また、人にやさしいまちづくり推進計画を策定し協働のまちづくりを進めます。
- 市内の全駅にエレベーター・エスカレーターを設置していくほか、道路や交通機関、公共施設等を安全に利用できる環境を整備していくと共に、タウンモビリティについて調査研究していきます。
- 人にやさしい歩行者空間の確保のため、費用対効果に配慮しながら段差解消や電線の地中化を関係機関と連携を取りながら進めていきます。

安1-1-3 魅力ある居住空間を形成します

- 住宅マスタープランに基づき、住みなれた地域でいきいきとした生活を送れるよう、環境に配慮した魅力ある居住空間を目指していきます。
- 良好な生活環境の確保のため、建築基準行政の取り組みについて検討します。
- 老朽化した市営住宅についてのあり方を検討すると共に、高齢者住宅等の確保に努めます。
- ひばりが丘団地の建替え及び民間活力の導入については、引き続き市のまちづくりに整合した地域生活環境の整備を図ると共に、景観等に配慮した一体的なまちづくりを図ることを都市再生機構に要請していきます。

安 1 - 1 - 4 駅周辺の利便性を向上させます

- ・ 本市北部の商業中心拠点であるひばりヶ丘駅周辺の整備を推進します。南口側は、都営亦六住宅跡地を取得した共同企業体と協議を重ね地区計画を制定しました。その開発に合わせて、自転車駐車場や出張所などを整備します。北口側は、関係権利者をはじめ関係機関等と連携しながら、都市計画道路とのつながりを踏まえたまちづくりに取り組みます。
- ・ 生活に身近な商業施設が集積した保谷駅周辺は、南口地区を市街地再開発事業として、快適で安全な買物環境・良好な住宅環境となるよう整備を進めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

用語解説

・人にやさしいまちづくり条例：

西東京市では、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、大人も子どももすべての人が安心・安全に暮らせ、自由に行動できるまち、市民一人一人が主体となり、心優しくお互いに支え合えるまちを目指して、平成 19 年 12 月「西東京市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。内容の概要は以下です。

人にやさしいまちづくり条例（平成 20 年 4 月 1 日から施行）の内容

条例の内容は、人にやさしいまちづくり推進計画の策定及び大規模な土地取引行為の届出並びに大規模開発事業に対して、一定の手続きを定めました。また、これまで開発事業については、「西東京市宅地開発などに関する指導要綱」により、事業者の協力を得て実施していましたが、この条例により行政手続きの明確化を図りました。

市では、市民、事業者及び市の相互の協働により、すべての人が安心・安全に暮らせ、自由に行動できる人にやさしいまちの実現を目指していきます。

人にやさしいまちづくりの推進計画を策定します

推進計画では、人にやさしいまちづくりの推進を図るために次に掲げる事項について計画を策定します。

- (1) 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項
- (2) 人にやさしいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項
- (3) 高齢者・障害者等に配慮したまちづくりの推進に関する事項
- (4) 公共施設のバリアフリー化の推進に関する事項
- (5) 小規模店舗などのバリアフリー化の推進支援策に関する事項
- (6) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項
- (7) 公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する事項
- (8) 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、人にやさしいまちづくりに関する施策に必要な事項

以上

施策を取り巻く現状

道路交通環境を取り巻く変化として、平成 19 年度の道路交通法改正があります。飲酒運転への罰則強化、高齢運転者への対策の推進や自転車利用者への対策の推進といった新しい取り組みが、全国的に求められています。

西東京市では、平成 18 年度に西東京市交通計画、道路整備計画を策定し、計画的な道路整備を進めています。また、はなバスの運行、NPO 等による高齢者向け移送サービスの展開などの公共交通網の充実にも取り組んでいます。

また、本市では約 25%の市民が平日の交通手段として自転車を利用しており、自転車にやさしいまちづくりも求められます。

都市計画道路については、西東京都市計画道路 3・2・6 号線、3・4・11 号線といった路線整備を進めると共に、「ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進」の基盤事業として 3・4・21 号線の整備事業にも取り組んでいます。

しかし、市民意識調査によれば、依然として多くの市民が道路交通環境の整備を求めています。

今後も住宅開発等に伴う都市構造の変化に応じて、安全で快適な道路交通環境の整備を総合的に推進する必要があります。

施策全体の課題

安全で快適な日常生活のためには、都市計画道路・生活道路の整備等、道路交通環境の充実が重要であり、住宅開発等の進展にあわせて、計画的に道路ネットワーク形成を図ることが必要です。

一方、市民のニーズに応じたはなバスの運行に取り組むと共に、NPO 等の多様な主体と連携し、バリアフリー化等、人にやさしい公共交通及び関連施設の充実を図る必要があります。

また、自転車の利用や利用時の安全確保もまちづくりの重要課題であり、対応が求められています。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 都市計画道路・生活道路の整備
- ・ 安全で快適な道路ネットワークの速やかな構築
- ・ 公共交通及び施設のバリアフリー化
- ・ 多様な主体の連携による、様々なニーズに応じた公共交通の展開
- ・ 自転車を活用したまちづくりの検討

安1 - 2 道路・交通の整備の目標

道路・交通を整備し、市民の日常生活における利便性、安全性の向上をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます

- ・ 幹線道路については、円滑な車両交通の流れを確保するため、都市計画道路を中心に整備を進め、住宅地や駅周辺等における通過交通の侵入を抑制すると共に、避難路としての防災性を高めていきます。特に西東京市計画道路 3・2・6 線については、ゆとりある歩道や植栽帯等で構成される環境施設帯を備えた広幅員の幹線道路として整備します。
- ・ 通勤、通学、買い物などで日常的に利用する生活道路については、安全・快適に利用できるよう整備を進めます。また、道路整備計画に基づき、新設改良や拡幅を計画的に推進していきます。
- ・ これらの道路の整備にあたっては、歩車道の分離や歩道の広幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。

安1-2-2 体系的な交通網の整備を図ります

- ・ 交通計画に沿った取り組みを進め、関係機関と連携しながら、人と環境にやさしく、安全・安心に移動できる交通体系の実現を図ります。
- ・ 交通不便地域の解消に向けて、民間バス事業者の路線との役割を明確にすると共に、道路整備の状況や利用者需要等を考慮しながら、住民のニーズや公共施設へのアクセスに対応するルートの変更や新設等を検討します。
- ・ 鉄道との連続的な立体交差化については「踏切対策基本方針」に基づき、近隣市及び交通事業者と調整を図ります。

安1-2-3 自転車にやさしいまちづくりに取り組みます

- ・ 環境にやさしい身近な交通手段として、自転車の活用を促進します。そのための基盤整備として、市内の全駅に有料の自転車駐車を整備します。
- ・ 交通計画を踏まえた自転車の活用を重視した取り組みについて調査・研究していきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

図表 4-2 はなバス運行ルートマップ



出典：西東京市ホームページ
<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

施策を取り巻く現状

上下水道は市民生活の重要な基盤の 1 つです。上水道については、これまで東京都の受託事業として安定供給に努めてきましたが、東京都の「水道長期構想」に基づき、東京都への事務移管を完了しました。

そのため、今後は、安定供給や災害対策等について、事業者である東京都と連携していくことが必要です。

一方、下水道については、公共污水については市全域のほぼ 100%を整備済みです。しかし、管路施設やポンプ場の維持管理については、施設更新を含めて課題となっています。

また、污水处理費回収率が低くなっている現状から、受益者負担などの観点を踏まえた下水道事業・会計の健全運営を図る必要があります。

施策全体の課題

上水道については、安定供給や災害対策について東京都と連携していく必要があります。

下水道については、管路施設、ポンプ場等を適切に維持管理していくため、下水道事業・会計の健全運営の観点を踏まえつつ、施設更新を計画的に進めていく必要があります。

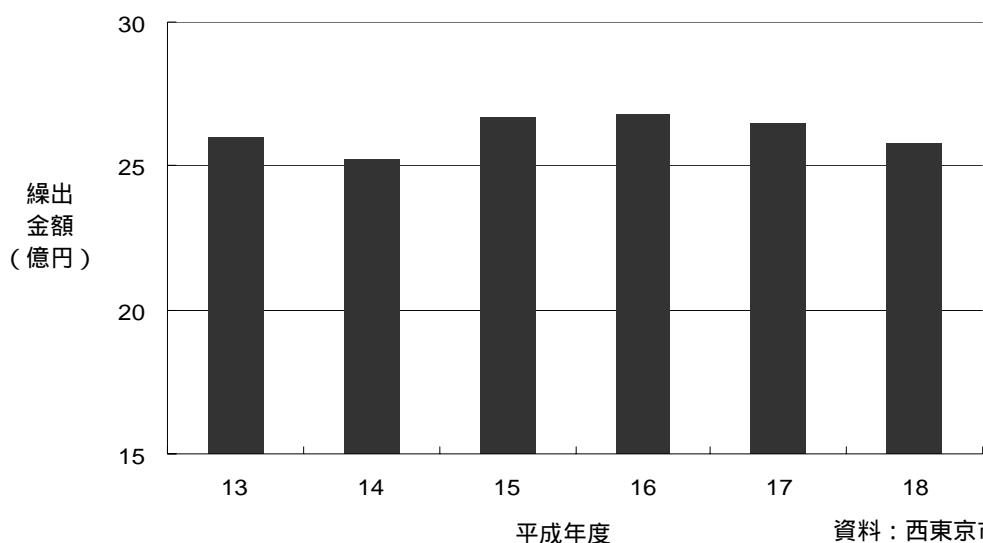
施策実施に向けたキーワード

- ・ 老朽化した施設の計画的な更新
- ・ 下水道事業・会計の健全経営

用語解説

污水处理費回収率：污水处理費 100 円当たりの使用量の収入割合

図表 4-3 西東京市 下水道事業特別会計への繰出金の推移



資料：西東京市財政白書

安1 - 3 上下水道の運営の目標

上下水道の安定運営と維持管理に努め、市民の生活を支えます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

安1-3-1 下水道の維持管理につとめます

- ・ 下水道事業の汚水整備については、高年次排水管の布設替及び管更新やポンプ場の管理など計画的な維持管理に努めていくほか、未水洗化世帯への水洗化を促進していきます。
- ・ 下水道事業について情報公開に努めながら経営の安定化を確保していくと共に、より一層の効率化を図るため、東京都や関連自治体と連携しながら、広域・共同化による下水道事業の運営について研究していきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策全体を取り巻く状況

近年、我が国の防災への取り組みには大きな変化が見られます。

平成 17 年度に中央防災会議は首都圏直下型地震の被害想定を発表しました。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、市町村に耐震化の促進が求められています。平成 19 年には新潟県中越沖地震が発生し、あらためて防災体制の構築の重要性への認識が高まっています。

また、自然災害に加え、テロや新興感染症、などの新たな危機、ネットワーク攻撃などの外部要因や不祥事などの内部要因などの多様な危機からのまちを守る危機管理の必要性が高まっています。

西東京市では、平成 19 年度に危機管理室を設置し、西東京市地域防災計画を見直すなど、地域防災体制の構築に取り組んできました。雨水溢水対策についても計画的に取り組んできました。

また、西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例の制定や西東京市交通安全計画の策定を行い、地域の防犯や交通安全への取り組みも進めてきました。

しかし近年、大規模な住宅開発等により、都市構造は急激に変化しています。こうした変化により地域の防災・防犯の中核を担ってきた自治会等の地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

今後は、引き続き自治会等や市民活動団体等と行政の連携を促進し、地域一体となって安心安全なまちづくりを目指す必要があります。

施策全体の目的

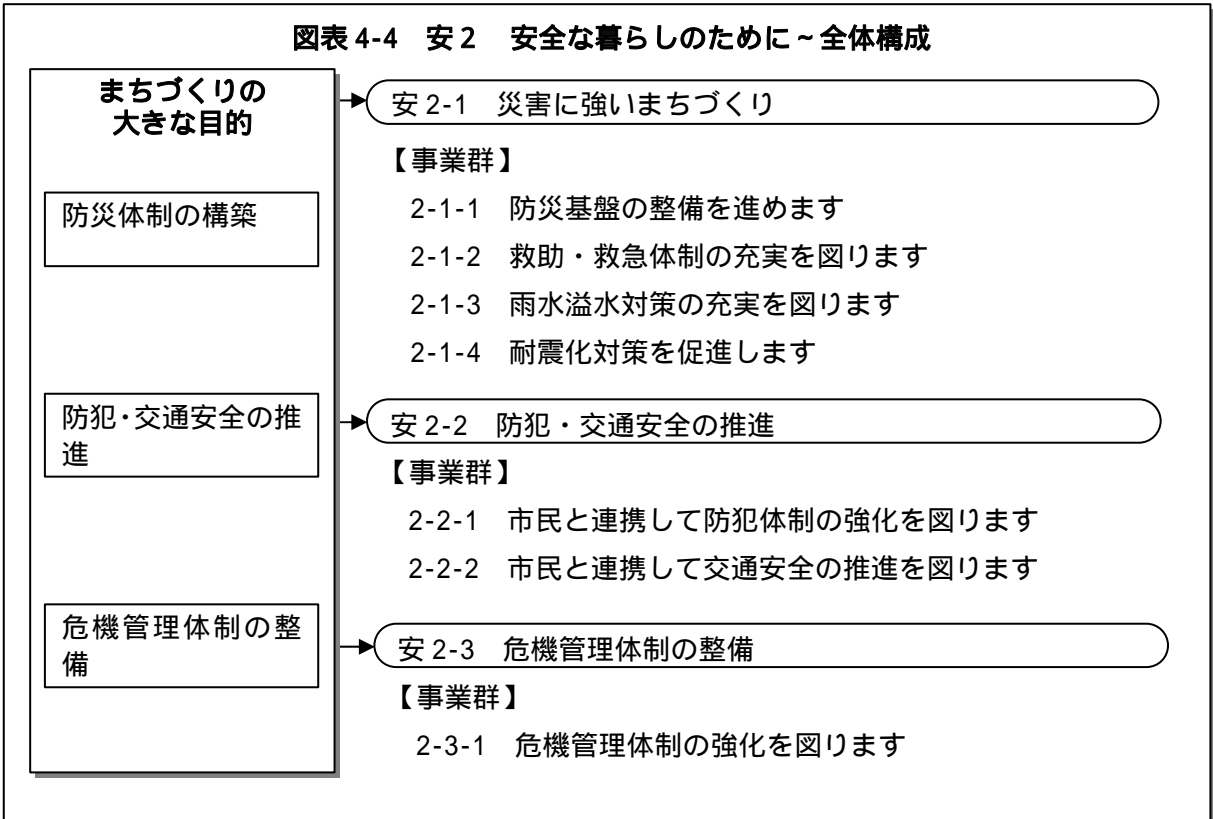
阪神・淡路大震災などの教訓を元に、災害に強いまちづくりが望まれています。地震や火災などの災害時に対応する防災基盤・ライフライン、緊急体制や地域住民と連携した防災活動など、計画的に危機管理に備えていきます。

加えて、市役所全庁的な危機管理体制の構築、危機管理の強化など全般的な体制整備が求められています。

また、台風や集中豪雨による都市型水害に対応するため、溢水地域の整備や河川改修・公共施設などへの治水対策を総合的に進め、都市における安全の確保を整えていきます。

あわせて、犯罪の予防や交通安全なども地域で力を合わせ、日頃から市民が一体となって取り組み、安心安全なまちづくりを目指します。

図表 4-4 安2 安全な暮らしのために～全体構成



施策を取り巻く現状

近年、法改正や大規模な地震災害の発生によって、地域での防災への取り組みはますます重要になっています。

西東京市では、平成 19 年度に危機管理室を設置し、西東京市地域防災計画を見直すなど、災害に強いまちづくりに取り組んできました。

一方、市内には新建築基準法施行以前に建築された住宅が約 25%あり、地震災害時の被害が懸念されます。雨水溢水が懸念される地域も存在します。

更に、近年の社会環境の変化により、地域防災の中核を担ってきた自治会等の地域コミュニティが希薄化しています。

引き続き、都市構造の変化に対応しながら耐震化や雨水溢水対策等、防災基盤の整備に計画的に取り組むことが重要です。

あわせて、自治会等の地域コミュニティや市民活動団体の防災活動への支援や、市内事業所・関係機関等との相互協定を進め、地域一体となった防災体制の構築に取り組む必要があります。

施策全体の課題

防災基盤の整備のために、助成をはじめとした支援による耐震化の促進が必要です。加えて、雨水溢水対策を中心に、建物密集地域の水害に対する懸念を解消することも重要です。

更に、地域一体となった防災体制を構築するために、自治会等の地域コミュニティや市民活動団体への支援や市内事業者・関係機関等との相互協定を進めることも重要です。

また災害を拡大させないため大規模災害時の外出者対策や防災のための意識啓発への取り組みも必要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 市内事業者・関係機関等との相互協定
- ・ 自主防災組織への支援の充実
- ・ 耐震補強への支援
- ・ 雨水溢水対策の推進

安2 - 1 災害に強いまちづくりの目標

市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備を計画的にすすめ、災害に強い安全・安心なまちづくりをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

安2-1-1 防災基盤の整備を進めます

- ・ 防災意識の高揚を図ると共に、防災市民組織づくりを促進し、市民主体の地域での防災態勢を整えます。
- ・ 防火水槽の設置、防災備蓄倉庫の設置、防災無線の整備など、計画的に防災基盤を整えていきます。
- ・ 地域消防組織としての消防団の強化を図られるよう、消防団員の確保、消防団詰所の整備、消防ポンプ車の購入等を計画的に進めていきます。

安2-1-2 救助・救急体制の充実を図ります

- ・ 災害から地域ぐるみで地域社会を守るための防災連携態勢の確立を図っていくと共に、消防署や医療機関など関係機関との連携を強化し、地域における救助・救急体制を整えます。
- ・ 近隣市や姉妹都市等、関係自治体との災害時における広域的な相互協力体制を整えます。

安2-1-3 雨水溢水対策の充実を図ります

- ・ 既設の雨水管の管理体制を整え、緊急性の高い地域を中心に、面的な雨水溢水対策を計画的に推進します。
- ・ 公共施設や家庭等への雨水浸透・貯留施設の整備を進めると同時に、貯留雨水の活用も促進します。

安2-1-4 耐震化対策を促進します

- ・ 耐震診断・耐震改修の必要性や重要性を広報し、相談体制を充実するなど、普及啓発活動を推進します。
- ・ 住宅や防災上重要な公共建築物等の耐震化を計画的に促進するため、支援策の充実を図ります。
- ・ ブロック塀の倒壊防止や家具類の転倒防止等、地震時の総合的な安全対策を促進します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

安全と安心のある市民生活のためには防犯と交通安全への取り組みが重要です。

防犯については、平成 16 年度に西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例を制定し、防犯に関する情報提供や市民の防犯活動への支援に取り組んできました。

交通安全については、平成 18 年度に西東京市交通安全計画を策定し、その推進に取り組んできました。

しかし近年の社会環境の変化により、これまで地域の防犯体制の中心となってきた自治会・町内会等の地域コミュニティが希薄化している傾向が見られます。市民の防犯への意識は高く、市民主体の防犯組織の充実を求める声もあります。

また、人口増加や都市構造の変化によって交通環境が大きく変化し、交通安全への市民の意識は高まっています。

今後は、市民、学校、行政の連携により地域一体となって防犯・交通安全に取り組み、急激に変化する社会構造、交通環境の変化に対応することが求められます。

施策全体の課題

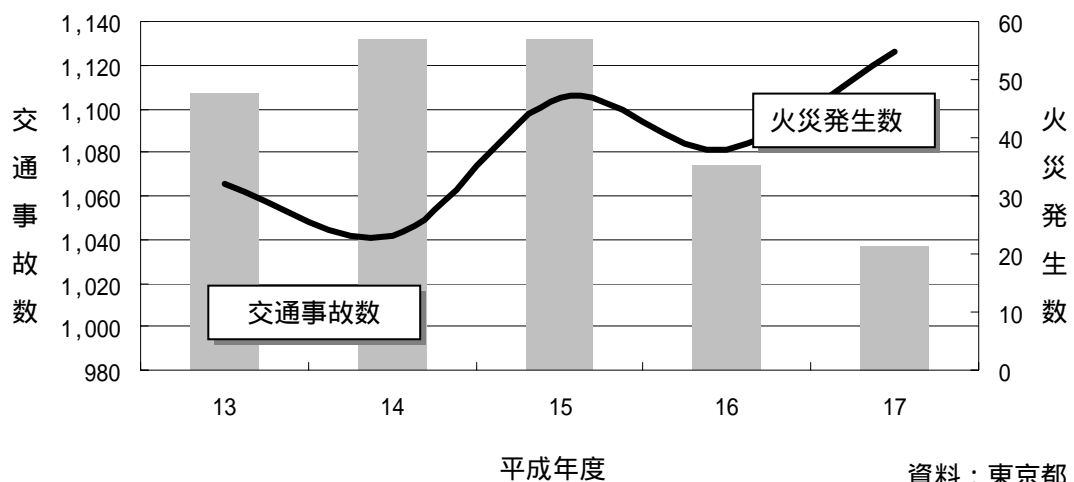
防犯については、社会構造の変化に対応するため、自治会・町内会等の地域コミュニティや市民防犯組織への支援、連携に取り組み、地域の防犯体制を強化する必要があります。

交通安全については、交通環境の変化に対応するため、市民、学校と連携して交通弱者である子どもの安全に力を入れることが重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 市民活動団体への支援
- ・ 市民、学校、行政が連携した防犯、交通安全への取り組みの強化

図表 4-5 西東京市 交通事故・火災発生数推移



安2 - 2 防犯・交通安全の推進の目標

防犯や交通安全を推進し、安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

安2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります

- ・ 「西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例」を推進する上で、防犯協会をはじめとする自主防犯団体の防犯活動を積極的に支援します。
- ・ 交番の設置やパトロールの強化などを東京都に要請すると共に、夜間における市民の安全確保のため、街路灯を整備したり、私設の街路灯設置の支援を行います。

安2-2-2 市民と連携して交通安全の推進を図ります

- ・ 交通安全意識を高めるため、関係機関と協力しながら交通安全キャンペーンや交通安全教室を開催します。
- ・ ガードレールやカーブミラー、道路のカラー舗装等、交通安全施設の整備を行うと共に、交通規制について関係機関に要請していきます。
- ・ 関係行政機関や地域安全連絡協議会等の地域市民の協力を得て、子どもの通学時の交通事故や不審者からの安全確保のため取り組みを推進します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が平成16年9月に施行され、その中で、国、都、自治体の役割がそれぞれ規定されるなど、自治体の危機管理に関する役割は、これまでと比較し、大きな転換期を迎えています。

従来 of 自然災害等だけでなくテロや新興感染症等の新たな危機への対処も必要となっており、またネットワーク攻撃等の外部要因や不祥事等の内部要因による多様な危機から行政機能を守るなど、行政経営上の危機管理の必要性も高まっています。

施策全体の課題

市内の様々な企業・団体との連携の構築を始め、危機に備えたりスクマネジメントの構築・改善が課題となります。

具体的には、危機管理体制の構築、危機発生 of 未然防止対策、危機発生時の対応等、危機管理の強化を図り、各種計画との整合性を図るなど体制の整備を推進する必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ まち全体での危機に備えたりスクマネジメント体制の構築・改善

安2 - 3 危機管理体制の整備推進の目標

危機から市民の生命、身体及び財産の安全並びに市の行政執行体制を確保し、安全・安心なまちづくりをめざします

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

安2-3-1 危機管理体制の強化を図ります

- ・ 全庁的、全市的な危機管理体制を構築します。
- ・ 備えの出来ていない危機や対策不十分な危機に対して、必要な対策の検討、構築を行います。
- ・ 職員の危機管理意識を醸成し、危機対応における未習熟な点を改善するために、研修・訓練等を実施します。
- ・ 危機管理に関する様々な活動状況や結果を検証し、絶えず見直す仕組みを構築していきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

分野全体を取り巻く状況

西東京市では、これまで援農ボランティアの育成、創業支援相談センターの運営、商工会ホームページの作成など、農業・商業・工業の振興に取り組んできました。

しかし、市内産業については農地の漸減、商店・事業所数の減少、従業員数の減少などが見られます。依然として、市民の買い物や通勤は、都心部などに流出している傾向も顕著です。

今後、地域経済を維持発展させ、活力あるまちづくりを行うためには、産業の活性化が欠かせません。そのため、市民、事業者、行政などの連携により市内の資源やネットワークを有効に活用し、既存産業の振興と新産業の創出に取り組むことが求められます。

更に、農業振興にあたっては、安全・安心な農産物の生産支援や援農ボランティアの組織化、景観形成や食育といった観点から、農地の多様な活用について検討することも必要です。

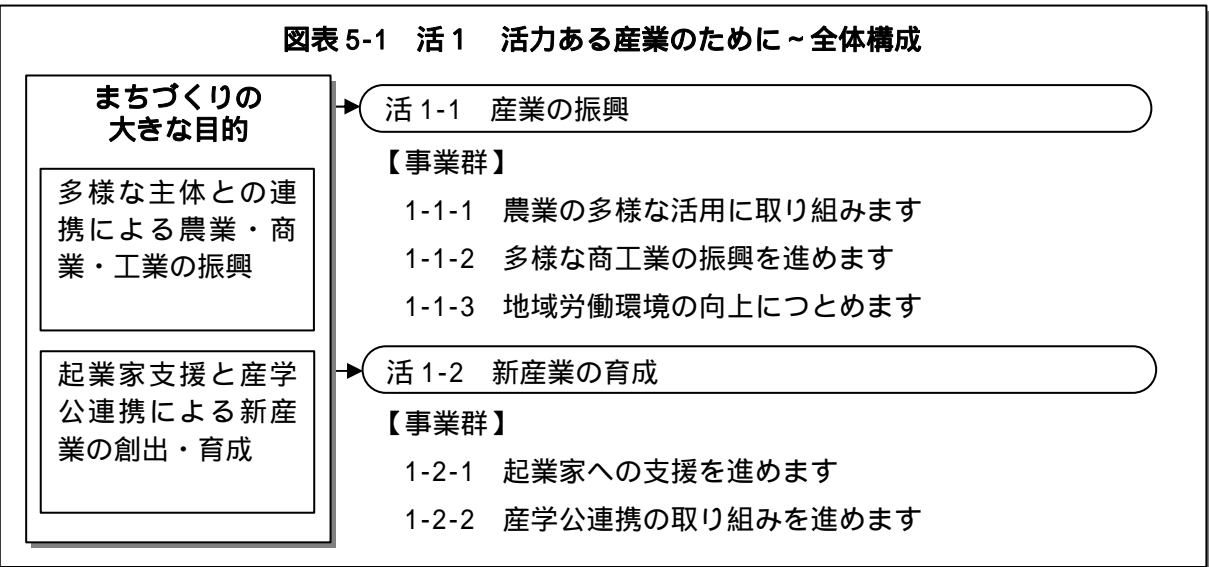
分野全体の目的

市場のニーズに応じて産業構造が変化する中、西東京市においては農業の経営耕地面積の減小、大手工場の移転や規模縮小、また、近隣地域の活性化による購買流出などの動きが見られます。一方、農業は食の新鮮さ、安全性、農地の保全の観点からの期待が高く、地域での流通・販売の促進が求められています。工業では、技術力の高い小規模工場の今後の発展が期待されます。また、商業においては、市の人口密度の高さなど商業環境を取り巻く潜在的可能性は高く、活力のあるまちづくりのために、商業の活性化は欠かせないものです。

地域経済の維持・発展のために、既存産業の新たな展開や、より一層の振興を図ると共に、労働環境の向上を目指します。

更に、これからは時代に対応した新たな産業の開発がしやすい環境をつくり、コミュニティビジネスやベンチャービジネス、SOHOなどの起業家支援や商店街活性化のための創業支援、産・学・公の連携などを推進していく中で、地域の活力の創出を図っていきます。

図表 5-1 活1 活力ある産業のために～全体構成



施策を取り巻く現状

西東京市では、これまで援農ボランティアの育成、商店街活性化への支援、中小企業への支援、就職相談会の実施など、農業、商業、工業の振興に取り組んできました。

しかし、農家数、商店数、中小企業数の漸減など、地域産業の停滞傾向は依然として続いています。特に、商店街では空き店舗が増加する一方、近隣市を含めた大型ショッピングセンターの建設が数多く見られます。

農業を見ると、全国的な食育や地産地消の動きや、自然環境への市民意識の高まりなどを受けて、そのあり方が見直されています。

一方、商業では、今後も続くと思込まれる人口の増加や、駅前のみちづくりの推進により、商業振興の潜在的な可能性が高まっています。工業では、技術力の高い小規模工場の発展が期待されます。

施策全体の課題

安心・安全な農産物支援や援農ボランティアの組織化や体験農園の運営など、地域に密着した農業の振興に取り組むことが必要です。また、食育や景観形成の観点から、農地の多様な活用についての検討が必要です。

商工業については、駅前における商業振興の可能性などを踏まえて、市民・事業者・教育機関・行政の連携により、地域資源の活用の観点から振興策に取り組むことが必要です。

また、市内の中小企業に対しては、引き続き支援を行うと同時に、市民・事業者・行政の連携により地域雇用を促進することも必要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 農業を活用したまちづくり
- ・ 多様な主体と連携した商工業の振興及び地域雇用の促進

図表 5-2 西東京市の商店数、年間商品販売額推移

平成年度	商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)		
	11	14	17	11	14	17	11	14	17
卸売業	207	206	203	1,256	1,301	1,144	78,224	59,080	57,289
小売業 (飲食店を除く)	1,516	1,396	1,345	9,736	9,316	9,170	152,897	149,932	147,512
総数	1,723	1,602	1,548	10,992	10,617	10,314	231,121	209,012	204,801

資料：商業統計調査報告

用語解説

- ・ **体験農園**：農家の受け入れにより、一般市民が指導を受けながら農業を行える農地を指す。
- ・ **援農ボランティア**：農業に関心を持つ市民が農業を学んで技術を習得し、実際に農家のお手伝いをする事で農家の労働力を支援するボランティア。
- ・ **食育**：「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる教育のことを指す。
- ・ **地産地消**：地域で生産されたものを地域で消費することを意味する。

活1 - 1 産業の振興の目標

市内の農業・商工業を振興し、地域経済の発展をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

活1-1-1 農業の多様な活用に取り組みます

- ・ 減農薬・減化学肥料による農業を推進し、安全安心農産物の普及を進めます。市内で生産される農産物などの商品価値を高め、収益性の高い都市型の産業としての魅力ある農業経営となるよう支援します。
- ・ 市民が生産の喜びと農業に対する理解を深められる機会を提供したり、地産地消を促進するなど、多面的に振興を図ります。

活1-1-2 多様な商工業の振興を進めます

- ・ 魅力ある商業や商店街をつくっていくリーダーを養成したり、商店街などの組織力を強化するための広域的な組織づくり、商工業者と生活者のパートナーシップによる商店街やまちづくりを進めています。
- ・ 中小企業者に対しては、自主的な経済活動を促進し、経営の安定を図るための支援をしています。
- ・ 商工業の振興を図るため、拠点整備の検討をします。
- ・ 情報産業など大規模な用地を必要としない形態の産業を誘致するための方策を検討していきます。

活1-1-3 地域労働環境の向上につとめます

- ・ 関係機関と連携し市民の就職機会を提供したり、国の中小企業者の退職金共済制度への加入を促進するなど、地域内の事業所やそこで働く人の労働環境改善を支援します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

西東京市の商工業を取り巻く環境は厳しさを増しており、商店の年間販売額や商店数、事業所数は減少傾向にあります。特に商店街では後継者不足から空き店舗の増加が顕著に見られます。

こうした状況の中、西東京市では、起業・創業への支援のために西東京創業支援相談センターの運営や、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業の実施を行ってきました。また、市内にある武蔵野大学、早稲田大学、東大農場等との連携に向けて、様々な取り組みを進めてきました。

しかし、新産業創出や、産学公連携の取り組みとしては目に見える成果が出ていないという現状もあります。

今後は、地域の新たな活力の創出に向けた効果に留意しつつ、西東京創業支援センターによる起業支援や市内大学との連携などを模索していく必要があります。

施策全体の課題

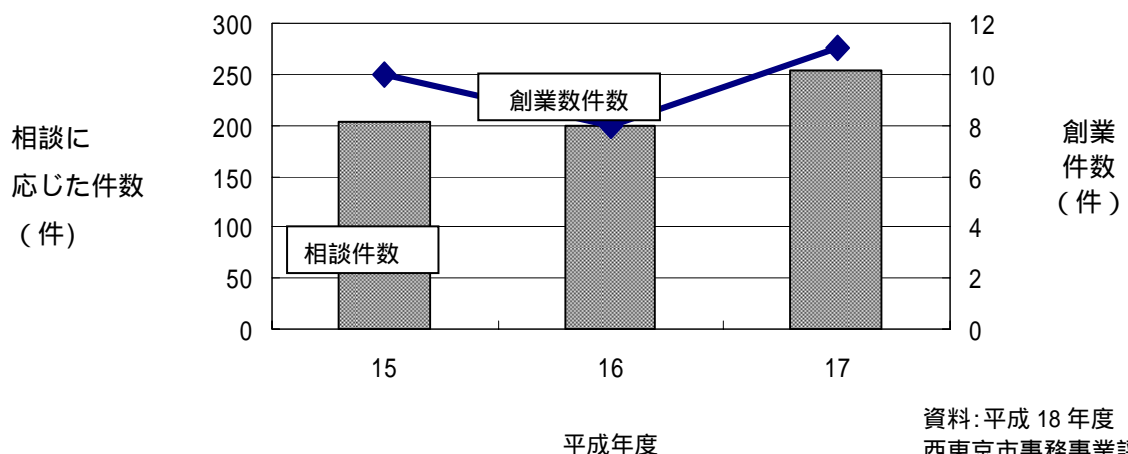
新産業の育成のためには起業家・創業家への支援が不可欠です。西東京創業支援相談センターを中心とした起業・創業しやすい仕組みづくりが必要です。あわせて、空き店舗の有効活用による商店街の活性化も求められています。

また、産学公連携による事業については市内の大学機関を活用しての具体的な事業の実施の拡充に取り組み、地域活性化のつなげる必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 西東京創業支援相談センターを中心とした起業、創業のための場、機会、情報の提供
- ・ 産学公連携による具体的な事業の実施
- ・ 東大農場を活用したまちづくり

図表 5-3 西東京創業支援センターで各種相談に応じた件数



資料：平成 18 年度
西東京市事務事業評価
報告書

活1 - 2 新産業の育成の目標

起業・創業に対する支援を行い、新たな地域産業の活性化をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

活1-2-1 起業家への支援を進めます

- ベンチャービジネス・SOHOなど、これから起業・創業を行う人に対して、事業内容、資金等の相談やアドバイスを行うと共に、その動きを誘発する助成や空き店舗活用、人材育成支援等を行います。

活1-2-2 産学公連携の取り組みを進めます

- 市内外の大学等の研究機関と事業者及び行政が共同または連携して行う「知的資源」を活用した起業や事業化について、コーディネート及びマッチングを行うほか、新たな展開を模索する異業種間の交流・連携についての調査・研究を進めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

用語解説

- 西東京創業支援相談センター**：起業、創業のための講習会や経営、情報、法律、金融などの専門家による特別相談、公的支援の相談、情報の提供などを行う。
- チャレンジショップ事業**：市内空き店舗での起業、創業への意欲を持つ人に市が家賃補助を行う。西東京市商店街振興プラン(平成14年度策定)の重点プログラムの1つ。
- 産学公連携**：産業界、大学や研究機関、行政が相互に技術、情報、施設などを出し合っ新製品や新技術の開発を行う活動のことを意味する。

分野全体を取り巻く状況

現在、観光のあり方が見直されています。平成 18 年度に観光立国推進基本法が制定され、観光による地域のにぎわいづくりの重要性が指摘されています。

西東京市では、まちの魅力の創造のために、これまで散歩道や水辺環境の整備に取り組んできましたが、更に自然環境を活かした景観整備を求める市民の意識が高まっています。また、アニメ産業や西東京市出身の有名スポーツ選手などの特色ある資源がありますが、近隣市と比べても、こうした地域資源の活用の余地が大きいと言えます。

更に、東京都による東伏見公園の整備と石神井川の改修などが進められており、市内に不足していた水とみどりの景観として、まちづくりに有効に活かしていくことが求められます。

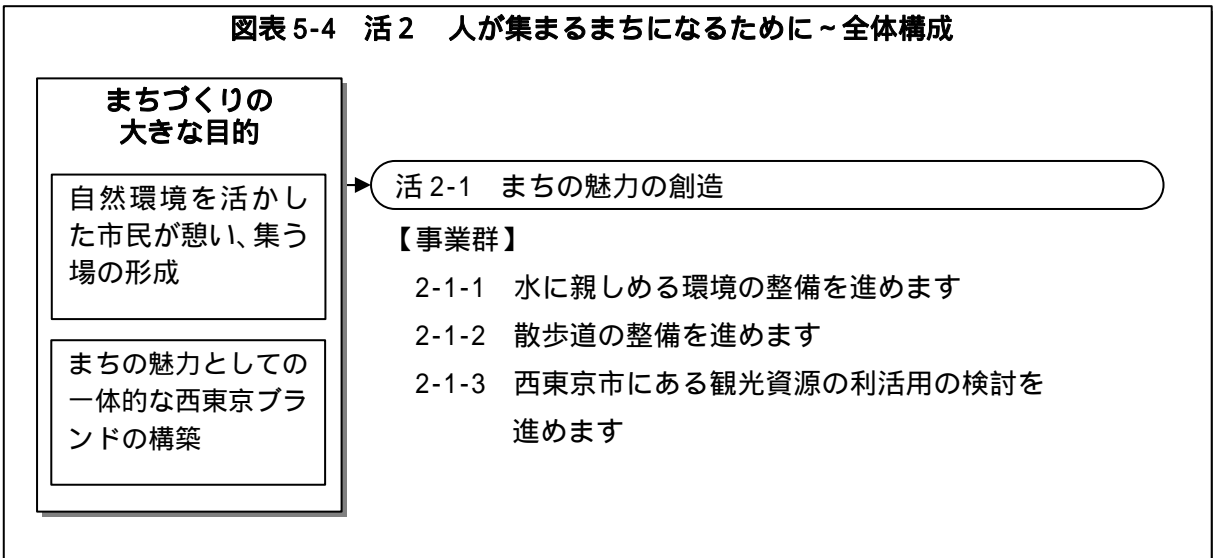
今後は、そうした地域資源に着目し、市民、事業者、行政の連携によって一体的なまちの魅力、「西東京ブランド」を形成し、人が集えるまちづくりを行うことが重要です。

分野全体の目的

まちの活力を維持するためには産業の活性化はもとより、人が集まるまちづくりが大切です。そのための魅力づくりとして、市内のみどりや川などの自然を保全、活用しながら、自然空間の憩いの環境づくりが必要となります。

日中や休日に訪れることのできる憩いの場や、水やみどりに親しみ遊べる場など、人が集いやすい環境を整備していきます。また、全市的なまちの魅力の創造として、市内に存在する自然環境を活かした散歩道などを整備し、それらを楽しむための散歩会や散策ルートの設定などの活動づくりを進めるほか、多様な観光資源を見出し活かす方策の検討を行い、人が集うまちを実現します。

図表 5-4 活2 人が集まるまちになるために～全体構成



施策を取り巻く現状

西東京市では、まちの魅力を創造するため、4つの重点プロジェクトを定めて市民の参加の下、その進捗を検証してきました。また、市内に散策ルートを設定し、散策会を実施するなど、周知に努めてきました。

一方、市民意識調査によると、多くの市民が良好な景観の整備と自然環境の維持が重要であると認識しています。合併後の一体的な魅力としての「西東京ブランド」の更なる成熟が必要であるという市民の声もあります。

現在、東京都による東伏見公園の整備と石神井川の改修などが進められており、市内に不足していた水とみどりの景観として、まちづくりに有効に活かしていくことが求められます。

今後は、住宅開発などと自然環境が調和した魅力ある景観づくりに取り組むと共に、アニメ産業や西東京市出身の有名スポーツ選手、更には石神井川周辺の景観創出といった特色ある地域資源を活用し、「西東京ブランド」を構築することが求められます。

施策全体の課題

一体的なまちの魅力としての「西東京ブランド」を構築するためには、市民、事業者、行政が連携することが不可欠です。交通関係の事業者などと連携したにぎわいのあるまちづくりをはじめ、多様な主体間の連携による仕掛けが必要です。

特に、アニメ産業、西東京市出身の有名スポーツ選手、石神井川周辺の景観創出など、西東京市の特色ある地域資源を活用し、魅力的な「西東京ブランド」を構築することが必要です。

更に、にぎわいのあるまちづくりのためには、ホームページやコミュニティラジオといった地域の情報媒体を活用し、まちの魅力を発信することが必要です。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 西東京ブランドの構築
- ・ 自然環境を活かした景観形成
- ・ アニメ産業や西東京市出身の有名スポーツ選手を活かしたまちづくり
- ・ 情報発信力の強化



用語解説

- ・ コミュニティラジオ：市町村に開設するラジオ局。地元のニュースを中心に住民参加で放送を作っていく地域密着型のメディア。

活2 - 1 まちの魅力の創造の目標

自然環境を活かした特徴あるまちづくりをすすめ、人が集まるまちとなるための魅力を向上させるとともに、人が集うきっかけづくりや観光資源の研究に取り組みます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

活2-1-1 水に親しめる環境の整備を進めます

- 市街地を流れる水辺空間を活用し、水とみどりに親しめる憩いの空間にするため、石神井川沿いは、親水広場の整備等を検討し、長期的には川沿いのほぼ全線について親水機能のある快適な空間の再生を図ることを目指します。

活2-1-2 散歩道の整備を進めます

- 市内に点在する公園や寺社、散歩道等をネットワーク化し、散策ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。白子川等のふたかけ河川については、緑道化を図ります。
- 東大農場の市民開放を促進したり、空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。

活2-1-3 西東京市にある観光資源の利活用の検討を進めます

- 人が集う魅力あるまちを目指して、市内の憩いの場や交通機関、商店街、特産物や文化財等の様々な観光資源の活用など、まちの魅力の創出と人が集まるきっかけづくりを研究し、実現へ向けての方策を検討します。

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

事業名	年次	性質	事業概要

協 1 まちを支える市民のために

分野全体を取り巻く状況

市民の価値観・ニーズの多様化や、地方分権の進展等、地域を取り巻く環境が変化中、地域課題も複雑化しています。

こうした中、行政だけでなく市民自らも地域のことを考えるとともに、市民活動団体・NPOと行政との協働によるまちづくりにも取り組まなければなりません。

西東京市では、これまで、地域コミュニティ形成のための事業に取り組むと共に、市民まつりへの支援やボランティアセンターとの連携を行うなど、市民主体のまちづくりを進めてきました。

また、協働によるまちづくりに向けては、NPO等企画提案事業の実施に取り組むと共に、「市民活動団体との協働の基本方針」の下、(仮称)市民協働推進センターを開設するなど、市民活動団体・NPOとの協働のまちづくりのための基盤整備に取り組んできました。

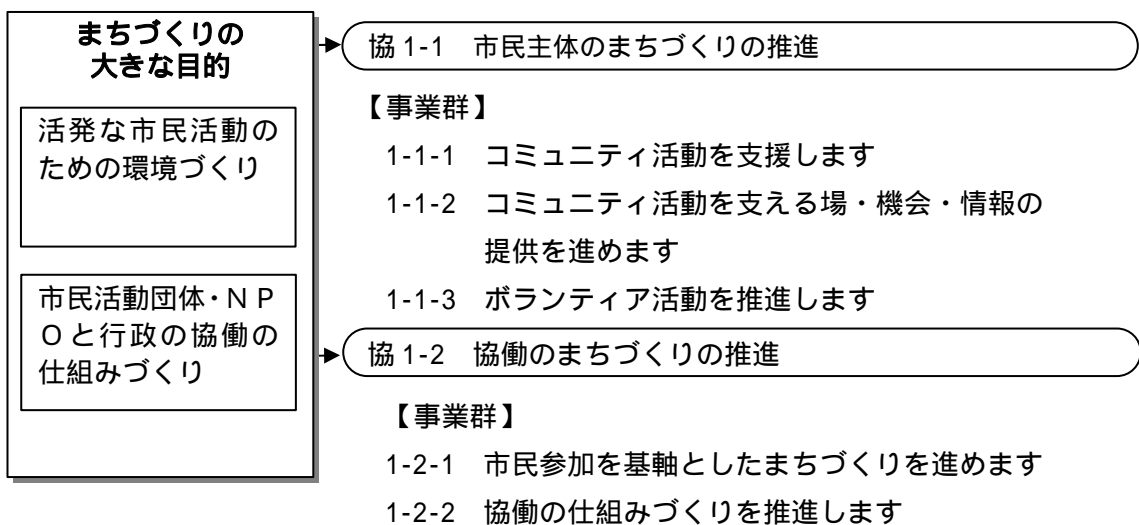
引き続き、市民自らによるまちづくりに対する支援や、市民活動団体・NPO・大学と行政が協働する仕組みづくりを進めていく必要があります。

分野全体の目的

まちに暮らし、まちを支える市民が自分たちのまちを創っていくという市民主体のまちづくりを進めるために、地域における良好なコミュニティづくりが求められています。人と人とのつながりを深めるため、活動の支援や活動の場の充実に図ります。更に、市内での交流にとどまらず姉妹都市・友好都市との交流、世代間交流などふれあいの機会を創出していきます。

また、まちづくりの推進に向けては市民活動団体・NPOとの協働が重要になってきました。市民の参加を推進すると共に、行政と市民活動団体・NPOや各種団体との連携の仕組みを構築していきます。

図表 6-1 協 1 まちを支える市民のために～全体構成



施策を取り巻く現状

東京都市部の中でも公民館等でのコミュニティ活動・市民活動が活発に行われていることが本市の特徴です。これまでも、コミュニティ施設の改修や電子予約システムの導入等、コミュニティ活動・市民活動を行いやすい環境づくりに取り組んできました。

平成 15 年度には、西東京市生涯学習推進計画を策定し、コミュニティ活動・市民活動と連携した市民主体のまちづくりの推進に取り組んできました。

しかし近年、人口増加等により地域を取り巻く環境は大きく変化しています。場・機会・情報の提供の要望等、コミュニティ活動・市民活動への市民の意識が高まっています。

今後は、社会環境の変化に応じて、市民活動を促進するための環境づくりを更に充実させることが求められます。特に、今後も増加する高齢者世代がまちづくりに参加できる仕組みづくりが重要です。

また、市民活動の中心となる地域組織についての調査を行い、適切な支援を行っていくことが必要です。

施策全体の課題

社会環境の変化や市民活動への市民意識の高まりに応じて、コミュニティ活動・市民活動への支援を充実させることが必要です。

運営面での支援やコミュニティ施設の改修をはじめ、地域交流活動事業の実施等により、コミュニティ活動・市民活動のための場・機会・情報の提供を進めることが重要です。

特に団塊世代の増加に対応するために多世代間交流を促進し、まちづくりに積極的に参加できる環境をつくることが重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 地域コミュニティ活動への支援
- ・ 多世代間交流の促進
- ・ コミュニティ施設の改修
- ・ 地域コミュニティの実態調査

協1 - 1 市民主体のまちづくりの推進の目標

市民の視点にたった活動の場や機会を充実させ、市民が主体的にいきいきと“まち”で暮らすための条件を整えます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

協1-1-1 コミュニティ活動を支援します

- ・ 公民館や地区会館、集会所、児童館等を通じて生まれる、趣味のグループや子育てのサークル等のコミュニティ組織が活動しやすいような環境の充実を図ります。地域の人たちが自ら住みやすいまちをつくっていく活動を支援します。
- ・ 趣味のサークル活動、自主防災、防犯組織、子育てサークル等、市民の主体的な地域活動など、西東京市ならではの地域コミュニティのあり方について研究・検討していきます。

協1-1-2 コミュニティ活動を支えるため場・機会・情報の提供を進めます

- ・ 市内には多様なコミュニティ施設があります。現在ある施設を有効に活用しながら、今後は、更に市民が利用しやすいような施設に向けて計画的に改修を行なっていくと共に、老朽化が進んでいる施設については計画的に建替えを検討し、コミュニティ施設の充実を図ります。
- ・ 姉妹都市である福島県南会津郡下郷町や友好都市である千葉県勝浦市・山梨県北杜市須玉町と様々なテーマで地域交流を継続しながら、今後の交流のあり方についても検討していきます。
- ・ 高齢者と児童、核家族の子育て世代と祖父母世代との交流など、世代間の交流の機会をつくります。
- ・ 市民交流の場である市民まつりを更に活性化するように支援していきます。

協1-1-3 ボランティア活動を推進します

- ・ ボランティア活動に関する情報提供を行い、ボランティアをしたい人、してほしい人のマッチングをするなど、社会福祉協議会が運営する「ボランティア・市民活動センター」等と連携して、ボランティア活動、市民活動の支援を行います。
- ・ ボランティア活動を様々な側面から支援すると共に、地域の活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がり促します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

本市では平成 14 年度に西東京市市民参加条例、平成 19 年度には市民活動団体との協働の基本方針を策定すると共に、(仮称)市民協働推進センターを設置するなど、協働のまちづくりに向けた基盤整備を進めてきました。また、NPO 企画提案事業を実施するなどの先駆的な取り組みを行ってきました。

しかし、市民活動団体・NPO の設立に関する相談が増加する一方で、人材や資金面での充実言った団体としての課題も見受けられます。そのため、これまでの協働に向けた基盤整備を基本に、市民活動団体・NPO の自立や、経営基盤強化といった視点から、協働のあり方を検証する必要があります。

また、今後は地域に存在する重要な資源である大学と、より一層の連携を進めることによって、より魅力的なまちづくりの基盤を整備していきます。

施策全体の課題

協働のまちづくりを推進するためには、市民活動団体・NPO と行政が協働するための環境づくりが重要です。

市民活動団体・NPO が環境の変化に対応して自立した活動するために、行政がその支援・育成に取り組むことが必要です。

例えば、指定管理者制度やNPO 企画提案事業等を適切に運用・実施することによって、市民活動団体・NPO と行政の役割分担の検討及び、公共サービスのあり方を見直すことが重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ NPO 等の自立に向けた育成、支援
- ・ 自立した市民活動団体や NPO を生み出すことでの連携

協1-2 協働のまちづくりの推進の目標

責任を持って主体的にまちづくりに参画する市民の団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出し合い、協働でまちづくりをすすめることをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

協1-2-1 市民参加を基軸としたまちづくりを進めます

- ・ 「西東京市市民参加条例」に基づき、市民意見を政策形成過程において取り入れていくため、審議会等への市民公募枠の確保や市民意見提出手続制度(パブリックコメント)、市民説明会、市民ワークショップなどを実施していきます。

協1-2-2 協働の仕組みづくりを進めます

- ・ 多元化する地域課題の解決や、多様化する市民ニーズへの対応には従来の画一的な行政サービスだけでは限界があります。個人・民間企業・NPO等と市が、それぞれの立場を自覚し、信頼関係を築くと共に、協力できる体制を整え、協働のまちづくりを推進していきます。
- ・ 武蔵野大学とは相互協力に関する協定に基づき、人事交流や人材育成、生涯学習の推進に取り組んでいきます。こうした取り組みを通じて大学との連携の仕組みづくりを進めます。
- ・ 市内の企業との協働の仕組みづくりを進め、多様な領域での交流・連携を進めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

分野全体を取り巻く状況

三位一体の改革以後、地方財政を取り巻く状況は厳しさを増しています。また、合併後10年を経過する平成23年度以降は、これまで活用してきた合併特例債の借り入れも修了し、さらに、地方交付税の合併算定替えによる特例措置も縮減されていきます。こうした状況のもと、まちづくりの新たなステップへの移行に向けて、強固な財政基盤を確立していくことが極めて重要です。そのためには、情報通信技術の活用や、市民に開かれた市政の推進と一体となった行財政改革を進めていく必要があります。

西東京市では、これまで、市報紙面やホームページをリニューアルするなど、情報提供の充実に努めてきました。また、西東京市地域情報化基本計画に基づき、公共施設予約システムの導入や、学校教育における情報化などに取り組んできました。

更に、西東京市地域経営戦略プランの策定と事務事業評価制度の導入を中心に行財制改革を進めると共に、田無・保谷庁舎の整備、市民窓口におけるワンストップサービスの導入など、身近な市民サービスの向上にも努めてきました。

引き続き、社会環境の変化に対応した、健全な自治体経営に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

分野全体の目的

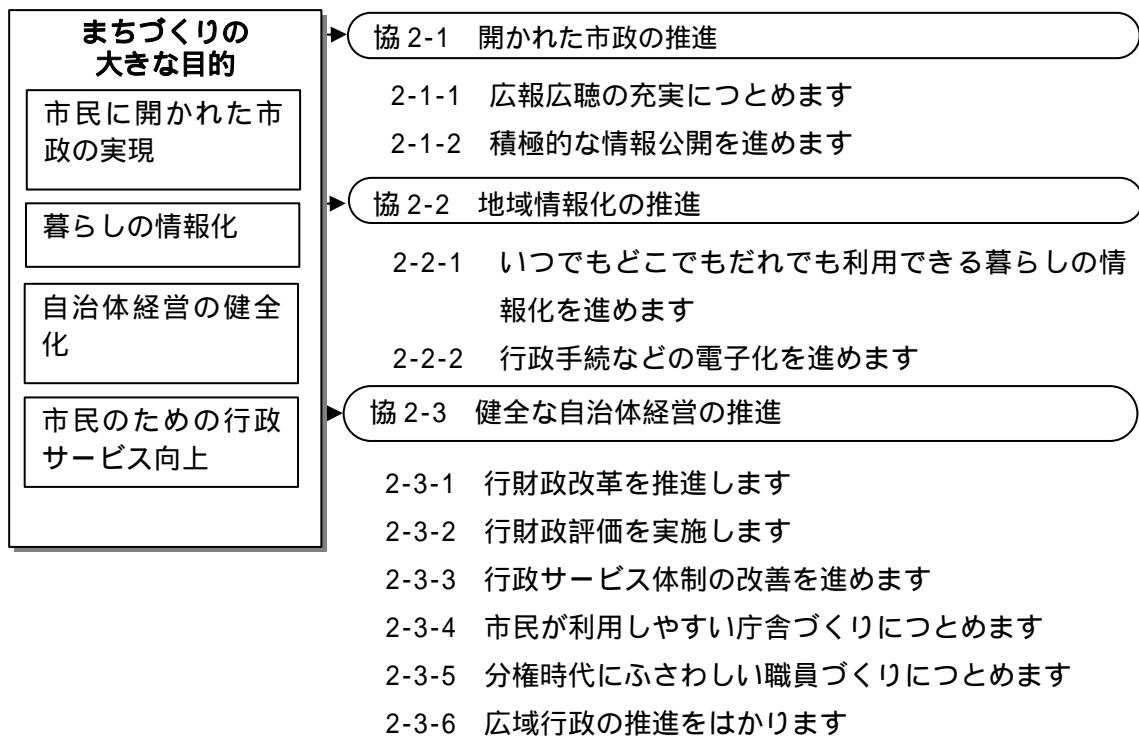
市民(団体)と市が協働でまちづくりを進めていくために、情報の共有化を図ると共に市政運営の透明性を高めていく必要があります。開かれた市政を進めるため、情報公開や情報提供を一層充実すると共に、市民の意見や提言などについての受信体制を強化し、双方向の情報提供の仕組みを整えていきます。

近年の情報処理・通信技術の目覚ましい進歩により、あらゆる場面で情報化が進展し、インターネットを主流とした情報伝達基盤の構築が進んでいます。市では地域情報化を計画的に推進しているところですが、情報格差の解消やセキュリティの確保にも配慮した取り組みが必要です。

また、新たな行政需要や地方分権への対応、行政サービスの主体が多様化する中での行政運営のあり方、国・地方を取り巻く厳しい財政環境への対応など、今後とも計画的な行財政改革を推進していく必要があります。更に、わかりやすい行政評価制度の確立や、行政サービス体制の見直しを進めていくと共に、広域行政の取り組みや2つに分かれている市役所庁舎の課題改善に取り組むなど、効率的な行政運営を進め、持続発展するまちを実現します。



図表 6-2 協2 持続発展するまちであるために～全体構成



施策を取り巻く現状

市民に開かれた市政の実現は、市民の市政への理解を深め、協働のまちづくりを進める上でも重要です。

西東京市では、広報誌、ホームページ、コミュニティラジオ、CATVなどの情報媒体を活用し市政の情報提供に取り組んでいます。

また、文書管理システムを運用し、情報公開にも積極的に取り組んでいます。

現在、ホームページへのアクセス数は増加傾向にあります。情報公開についても、公文書検索システムを利用した市民からの公文書開示請求の利用があるなど、情報通信技術を用いた情報提供には、一定の成果が見られます。

今後も市政情報に対するニーズは高まっていくことが予想されます。人口の流入により新しい市民も増加しており、そうした人々に対して市政への理解を深めてもらうためにも、市政の透明性を高める取り組みが必要です。

施策全体の課題

市政情報に対するニーズの高まりに対応するために、今後も多様な情報媒体を活用して市政情報の発信に取り組んでいくことが必要です。

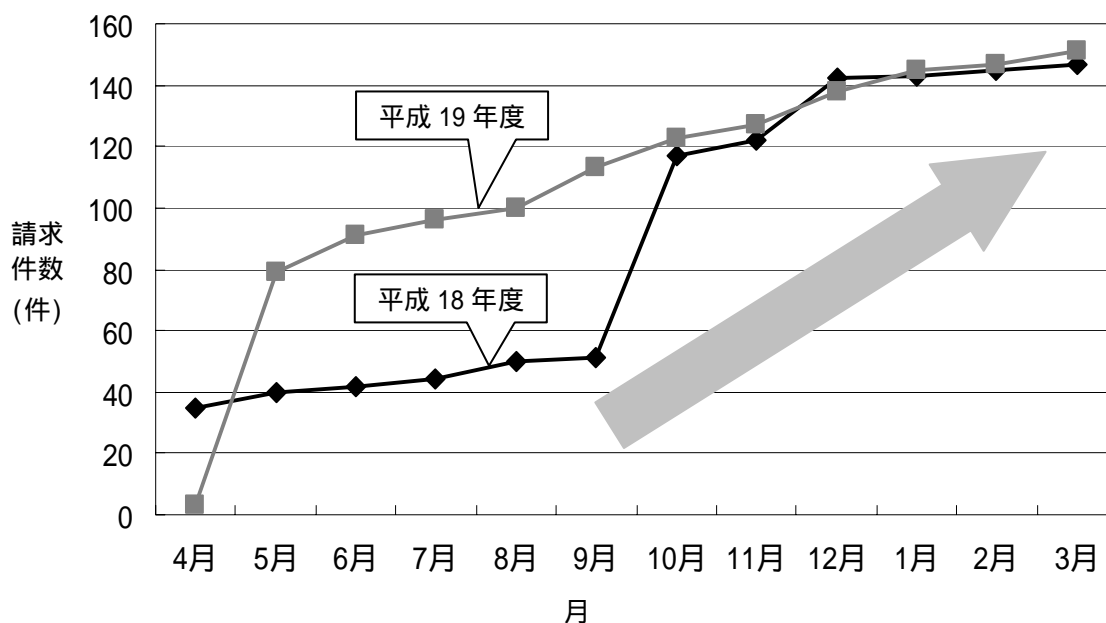
特に広報誌については、全市民に行き届く媒体として、政策・施策が決まったあとにただ伝えるのではなく、政策・施策の形成過程の公開、更に政策・施策への市民参加を呼びかけるなどの政策広報への転換や広告導入等についての検討が必要です。

また、情報公開については、ホームページからの公文書検索などのニーズに対応するため、さらに推進する必要があります。

施策実施に向けたキーワード

- ・「広報西東京」の充実
- ・情報公開のための体制の整備

図表 6-3 西東京市 公文書請求件数の推移（延べ数での推移）



資料：西東京市総務法規課 資料

協2 - 1 開かれた市政の推進の目標

市民が情報を得やすい仕組みを整えるとともに、情報管理に関する職員の知識・運用の向上を図り、市民と市と双方向の情報交流や市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をすすめます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

協2-1-1 広聴広報の充実につとめます

- ・ 市民が情報を得やすい環境の整備として、「広報西東京」、ホームページ、コミュニティ放送局を通して市民への情報提供を充実させます。
- ・ 高齢者や障害者など、すべての市民が情報を得ることができるよう情報発信に取り組みます。
- ・ 市民の意見を聴く手段として、現在の電子会議室などの活用を図ると共に、モニターや懇談会の設置など、積極的な市民の声の把握に努め、市民と市との双方向の情報交流ができる仕組みを実現していきます。

協2-1-2 積極的な情報公開を進めます

- ・ 市民への積極的な情報公開を推進するため、公文書の開示や行政資料の提供などを行う情報公開コーナーを充実させます。
- ・ 情報公開手続の電子化について一層の市民周知を図り、インターネットによる情報提供を充実させます。
- ・ 情報提供の手段として「出前講座」を引き続き実施します。
- ・ これらの施策を有機的に活用し、市政の透明化、市民との市政情報の共有化を目指します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

近年の情報通信技術の発達が目覚しく、総務省によればインターネットの世帯普及率は80%以上となるなど、情報化社会は実現のものとなりつつあります。

こうした情報化の進展に合わせて国でも平成18年度から「IT新改革戦略」が始まっています。

西東京市では、西東京市地域情報化基本計画に基づき市ホームページの充実や公共施設予約システムの導入、学校教育における情報化などに取り組んできました。また、電子政府に向けた国全体の取り組みを受けて、総合行政ネットワークの構築にも取り組みました。

一方で、情報化にはばく大な投資や維持管理経費が必要であり、費用対効果や効率的な運用の観点から、市の情報システム全体の最適化を図ることも重要です。

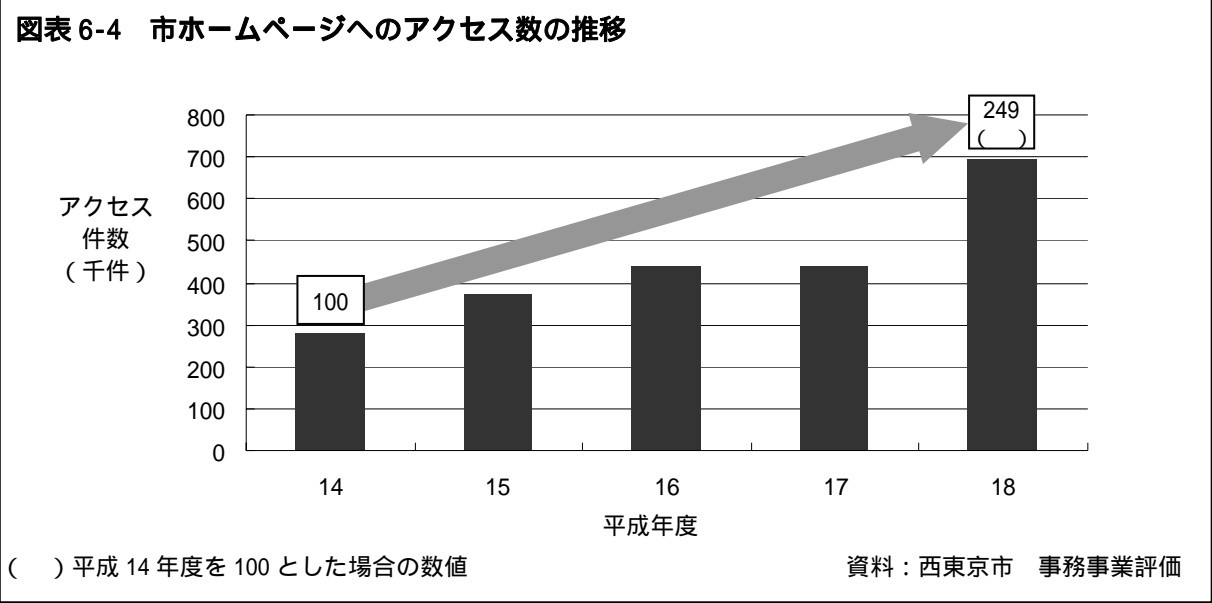
今後も情報通信技術の発達と普及が続くことが予想されますが、現在、進めているシステム最適化の視点を踏まえて、行政サービスの電子化等に取り組んでいくことが求められます。

施策全体の課題

システム最適化の視点を踏まえて、電子申請システムや地方税電子申告システム等、行政サービスの電子化を推進する必要があります。

同時に、地域社会の高齢化に対応した人にやさしい情報化の仕組みづくりが必要です。

- 施策実施へ向けたキーワード**
- ・ 地域情報化計画の見直し
 - ・ 市民同士のコミュニケーション強化
 - ・ 市民参加の促進
 - ・ 地域経済活性化
 - ・ 行政サービス電子化の継続・最適化
 - ・ 市ホームページの利用しやすさの向上
 - ・ 高齢者にとっても使いやすい情報システム構築



協2 - 2 地域情報化の推進の目標

人と人が出会い・対話する豊かな情報交流が生み出す、新しいかたちのコミュニケーション社会の創出をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

協2-2-1 いつでもどこでもだれでも利用できる暮らしの情報化を進めます

- ・ 地域情報化計画に基づき、こころの交流を大切にした地域情報化を推進します。
- ・ 安全に暮らすことのできる防災・防犯・交通・環境の情報、安心して暮らすことのできる医療・福祉の情報などを、だれでも簡単に得ることができる仕組みづくりを進めます。
- ・ 市民同士のコミュニケーションや市民と行政のコミュニケーションを活性化し、人と人とのつながりを大切に育てると共に、市民のアイデア、ノウハウ、知恵をまちづくりに活かせる情報化を進めます。
- ・ 地域経済が活性化し、にぎわいと活気があふれるまちとなるよう、特産品・新商品・各種イベント・求人・リサイクル等のあらゆる情報を提供できる仕組みを、市民・事業者・行政の協働により検討します。

協2-2-2 行政手続などの電子化を進めます

- ・ 時間や場所に制約されない行政サービスを提供するための電子市役所化を推進します。
- ・ 各種の申請や手続きなどがインターネットでできる仕組みについて、東京都、区市町村との連携を取りながら進めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

実質公債比率や将来負担率など、4つの財政健全化判断比率の公表とそれに応じた財政の「早期健全化」と「再生」を義務付けた「財政健全化法」の施行や、資産・債務改革への対応などを図ることを目的とした公会計制度改革など、今、地方自治体の財政健全化が強く求められています。

その一方、近年の人口増加や少子高齢化、行政需要の多様化・複雑化などに対しても、限られた財源のなかで、的確に対応していかなければなりません。

こうした中、平成 19 年度に地域経営戦略プランを見直すなど、自治体経営の健全化と行政サービスの向上に取り組むと共に、平成 18 年度からは事務事業評価による行政評価を本格運用しています。窓口サービスについても、保谷庁舎に総合窓口を設置するなど、ワンストップ化の取り組みを進めています。

今後も社会や都市構造の変化に対して柔軟に対応し安定的な行政サービスを維持するためには、健全な自治体経営が不可欠です。

これに対応して持続発展するまちづくりを行うために、行財制改革を推進する仕組み全般について、再構築を図りながら推進していくことが必要です。

施策全体の課題

健全な自治体経営のためには、行財政改革の推進、行財政評価の効果的な運用によって行政のスリム化と公共サービスの最適化に取り組むことが必要です。

行政評価については、事務事業評価から施策評価を中心とした制度に再構築し、行財政改革と限られた資源の効果的な配分に資する制度とする必要があります。

そうした観点を踏まえて、平成 22 年度以降の次期行財政改革大綱を策定することが必要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・次期行財政改革大綱の策定・推進
- ・行政評価制度の再構築
- ・地方自治体財政健全法への対応
- ・ワンストップサービスの充実

協2 - 3 健全な自治体経営の推進の目標

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

協2-3-1 行財政改革を推進します

- ・ 「西東京市行財政改革大綱」の進行管理を行いながら、健全で安定した行財政運営への取り組みや、適正な執行体制・人事体制の確立などを進め、行財政の効率化やサービスの向上を目指します。

協2-3-2 行財政評価を実施します

- ・ 市民満足度の視点から事務事業を見直し、事務改善につなげると共に、総合計画や個別計画の進行管理に役立てるため、本市の実態に合った行政評価の取組を進めます。

協2-3-3 行政サービス体制の改善を進めます

- ・ 市民の様々なニーズやライフスタイルに対応できるよう、多様なサービスの提供や窓口の改善など、市民から見てわかりやすく利便性が高いサービス体制の確立を目指します。
- ・ 行政サービスの質の確保と責任の所在に留意しながら、民間企業やNPOへの事業委託など、市民との協働による行政運営を行います。

協2-3-4 市民が利用しやすい庁舎づくりにつとめます

- ・ 田無・保谷庁舎を有効に活用し、市民サービスの向上を図るため、当面は両庁舎の整備を進めます。
- ・ 市民の利便性と事務執行の効率性などに留意した際の「1市2庁舎体制」の課題・問題点の調査を踏まえて、庁舎機能の整備・拡充についての検討を進めます。

協2-3-5 分権時代にふさわしい職員づくりにつとめます

- ・ 「西東京市人材育成基本方針」に基づき、社会情勢や市民ニーズに柔軟に対応できる人材の育成を図ります。
- ・ 各種研修への積極的な参加やOJT(職場内研修)の促進に努めます。

協 2 - 3 - 6 広域行政の推進をはかります

- ・ 広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策について、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。
- ・ 幹線道路、河川、ごみ処理等、広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

< 参考 >

基本構想

1 はじめに〔基本構想策定の目的と視点〕

平成 13 年（2001 年）1 月 21 日、21 世紀最初の合併により、新市「西東京市」が誕生しました。本市は、新市建設計画の基本理念である「21 世紀を拓き 緑と活気にあふれ 一人ひとりが輝くまち」の実現をめざし、新市建設計画をまちづくりの指針として行政運営を行ってきました。

この間、我が国における社会経済情勢は、大きな変革の時期を迎えています。

本市においても、経済情勢が依然として不透明な状況の中、少子高齢化の急速な進展に伴う社会的課題、地球的規模での環境問題、高度情報通信社会の到来など、地方分権の推進とあいまって、市民ニーズの多様化、高度化などへの対応が迫られており、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を行っていくことが求められています。

このような社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、また、新しいまちづくりを総合的かつ計画的にすすめていくため、新市建設計画との整合性を図りつつ、新たな市民ニーズを踏まえ、西東京市として初めての基本構想を策定し、21 世紀の新たな都市像をめざしたまちづくりをすすめていきます。

基本構想は、いわゆる「西東京市のまちづくり羅針盤」であり、わたしたちの望み〔基本理念〕と、その望みをかなえる理想のまち〔将来像〕を定めています。そして、この基本構想の策定にあたっては、まちに暮らす人の目線の重視、一人ひとりがいきいきと輝く環境づくり、自然との共生の実現、さまざまな分野の人々との連携・協働、安定したサービスを提供できる自治体経営などの視点を大切にしながら策定しました。

2 この計画をつくるにあたって(計画のフレーム)

以下のような条件のもと、この計画をつくりました。

目標年次

平成 25 年度 (2013 年度) をこの計画の目標とします。

想定人口

平成 25 年度における想定人口は、おおむね 20 万人とします。

本市の人口は、「西東京市人口推計調査報告」(平成 14 年 3 月)における人口推計では、平成 17 年 10 月 1 日現在の人口(189,295 人)は当時の高位推計(187,837 人)を上回る増加となっています。今後は平成 21 年までは人口は大きく増加し、平成 22 以降は緩やかに増加を続け、平成 25 年の目標年次における人口予測については、おおむね 200,000 人と推計されています。

(「西東京市人口推計調査報告書」(平成 19 年 10 月)より)

土地利用について

本市の土地利用用途は、住宅地の割合が非常に高く、今後も住宅を中心としたまちとして、良好な住環境を確保する必要があります。また、住宅地以外にも、駅周辺の商業地や工業集積地など、市の活性化と地域の生活を支えるための発展的な土地利用が求められているところもあります。

人々が暮らしやすい環境を保つため、現在の市街地の特性や将来の望ましい姿を踏まえて、土地利用については、次の 2 点を基本方針とし、都市計画マスタープランを策定していきます。

(1) 地域の特性に応じた土地利用の推進

戸建て住宅や集合住宅を中心とする住宅市街地と、住宅、商業施設、事業所などが混在する複合的な市街地に大別し、土地利用を図ります。

(2) みどりの保全を基調とした土地利用の推進

公園・緑地の整備や生産緑地、農地、屋敷林、樹林地の保全と育成を図り、緑化を促進します。

また、都市計画マスタープランにおいて地域別構想を定め、地域に即したきめ細かなまちづくりをすすめていきます。

まちづくりの課題

< 市民に愛されるまちをめざして >

21世紀最初の合併により誕生した本市は、これまでの歴史や伝統を大切にしながらも、将来にわたって大きな可能性をもったまちとして、市民とともに、この西東京市を「住みたいまち」「住みよいまち」に育てていくことが求められています。

また、本市がもつ各種の資源を活かしながら、「西東京市のアイデンティティ（C I）」を確立し、そして、まちの個性や魅力を築いていくことも大切です。

< 地方分権と住民自治 >

まちづくりや福祉など、市民に身近な課題について、いつ・どのようにすすめるかなどを決める権限が、国や都道府県から市町村へと移譲されつつあります。このことによって、これまで以上に市に自己責任能力が求められることになり、職員の政策立案能力がいっそう重要になります。また、市民自身も責任をもって主体的にまちづくりに参加・参画していくことができるよう、市政における市民参加をさらに発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できるしくみをよりいっそう充実させていくことが必要です。

計画的にまちづくりをすすめるためには、「計画 - 実行 - 評価 - 改善」といったサイクルを市民と行政が協力しながらすすめていく必要があります。

< 少子高齢化への対応 >

本市においては、当面、子どもの数が大きく減ることはないと言計されています。全国的に少子化がすすむのに対し、本市の子ども数が一定を保つということは、子育て環境のよりいっそうの充実が求められているといえます。安心して子育てのできるまちとして、まちの魅力を高めていく必要があります。

一方、高齢者は今後 10 年で増加すると予想され、市総人口に占める割合もますます高くなります。市民の多くは、介護が必要となった時の安心を求めており、福祉サービスを質・量ともに充実する必要があります。また、多くの高齢者は、これまでに培った経験と多様な能力を発揮できる活躍の場を求めています。高齢者の活躍できる社会の構築がこれからのまちづくりには欠かせません。

< 快適な生活環境の整備 >

本市は、住宅都市として多くの市民が暮らしを営むまちであり、道路・市内交通の整備・充実を望む声が大きくなっています。快適な居住空間の整備と、多くの人が集まる駅周辺の整備、道路・交通環境の整備をバランスをとりながらすすめていく必要があります。

市内の緑地環境は、農地や屋敷林などの民有地のみどりに依るところが多い現状であり、宅地化や土地利用の転換などによって減少していく可能性があります。こうした農地・民有地のみどりの保全が課題になっているほか、身近なみどりの活用・創造を望む声も大きく、うるおいとやすらぎのまちづくりが求められています。

< 循環型社会の構築 >

近年、市民の環境意識の高まりとともに家庭ごみの排出量は減っていますが、一方で事業系ごみの排出量は増えています。ごみの処理量を減らすのみならず、ごみ・リサイクルシステム全体における環境への負荷を減らしていくために、リサイクルの前にリユース(再使用)、ごみとなるものを購入しないなどを実践していくことが必要です。

また、地球環境問題(地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少など)が深刻になっており、限りある資源をどう使い、地球規模の環境をどう守るかということが大きな課題となっています。

そのためには、私たちの生活や事業活動を見直すことが大切であり、環境に配慮した循環型で持続可能な地域社会へと移行していく必要があります。

< 情報化への対応 >

情報技術の進展により、さまざまな情報のやりとりを容易に行うことができるようになってきました。その進化は日々めざましいものであり、市民へのサービス提供・情報提供を行うためにも、地域情報化をすすめていく必要があります。

一方、市民のだれもが、いつでも必要な情報を入手できたり、市民の考えや自分の考えも容易に伝えられるようにするためには、パソコンや携帯電話などのIT機器を保有していない、あるいは使いこなせない市民に情報格差が生じないように配慮する必要があります。

また、市民が安心して情報のやりとりができるようにするために、個人情報の保護とセキュリティ対策にも十分配慮する必要があります。

3 わたしたちの望み(基本理念)

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

西東京市に暮らして、まちを楽しんでいる人はどれだけいるのでしょうか？

今、多くの人の生活は、まち（地域）に縁遠くなりつつあります。市外での活動が多いために家の周辺のことを知らなかったり、市内で活動していても、近くにどのような場所があり、どのような人が住んでいるかわからないことがあるからです。

まちにはいろいろな「ひと・もの・こと」があります。例えば、ちょっとの時間子どもを見てくれる近くの人はいるか、ふらっと散歩できる場所はどこか、もし災害が起きたとき、自分はどうしたらいいのか。そのような人や環境などのさまざまなまちの姿を知り、つながりをもつことで、私たちは安心感を得て、元気に活動することができます。

“住む地域とのつながり”をもち、“一人ひとりがいきいきと輝く”ことは、まちに暮らす人の生活に欠かせない楽しみを生み出します。そして、「まちを楽しむ」気持ちは、住むまちを誇り、愛する気持ちをもたらすことにもなります。さらに、そのような人々が暮らすまちには、お互いを思いやり尊重できる「やさしさ」や、人と人とのコミュニケーションにあふれた「ふれあい」が息づきます。

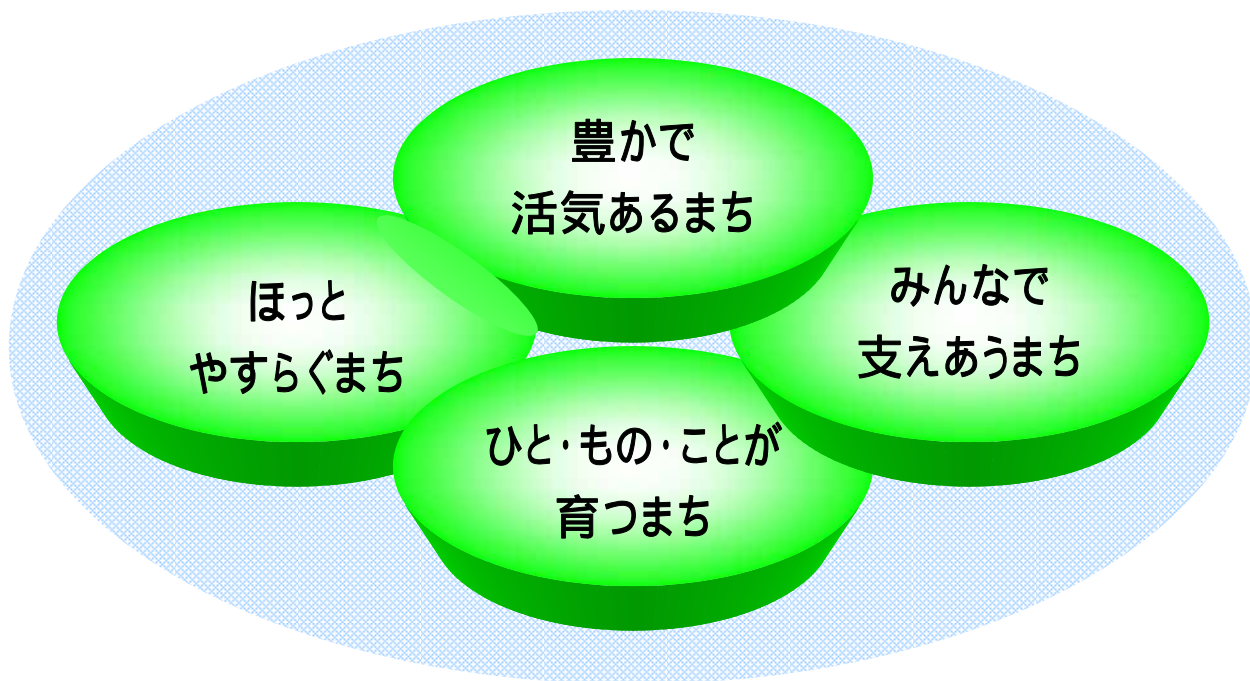
『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』ことが、私たちの望みです。

4 理想のまち(将来像)

「私たちの望み」をかなえるまちとは、どのようなまちでしょうか。

私たちの暮らしにはさまざまな場面があるため、「私たちの望み」はいくつもの顔をもっています。

そこで、生活者の視点から考えて4つの「理想のまち」を掲げます。



この理想のまちをめざしてプロジェクトを設定し、重点的に取り組んでいきます。

理想のまち 豊かで活気あるまち

魅力あるまちは、人や企業、情報やものが集まり、何かを生み出す可能性にあふれています。そこでは、買い物や通勤・通学などの日常生活や、事業所や商店街、農地における生産活動など、人が生活しやすく活動しやすい状態が実現されています。

このようなまちの姿に近づくためには、人や企業、団体等が自由に活動できる環境が必要となります。利便性の高い公共交通・道路、生活サービスを提供する施設の集積、活気ある産業が根づくしくみがあり、と同時に、人が集う空間が創出されていることが大事です。また、そのような状態をつくりだすことで、生活の負荷が少ない「職住近接」が実現し、人間の感覚や行動に適合した快適な生活を営むこともできます。

さらに、そのように人が息づく環境には、前提として一人ひとりが尊重され、その生き方が大切にされていることが大事であり、自由な活動や考えを発揮できることも必要とされます。

理想のまち ほっとやすらぐまち

都市の生活で“快適さ”“やすらぎ感”をもたらすもののひとつにみどりや自然がありますが、本市では、農地や雑木林、樹木や川など、数多くの自然を保有しています。それらの自然を守り、「みどりの散歩道」や「市民の憩いの空間」として活かすことにより、自然と共生するやすらぎの生活を実現することができます。

さらに、みどりだけではなく、安心できる空間や人とふれあえる場によっても私たちはやすらぎ感を得ます。例えば、「安全に歩くことができる道路」や「気軽に集える施設」や「人と人とのコミュニケーションのある商店街」などにより、安心できる環境で生活することができます。

都市機能の利便性の向上と同時に、このような「やすらぎを感じる身近な空間」をつくっていくことが大切です。

理想のまち ひと・もの・ことが育つまち

私たちが生活をおくるなかで、例えば映画や音楽、スポーツなどを“知りたい”“楽しみたい”、地域や社会のことを“学びたい”と感じる場面があります。このようなとき、手軽に知り、のびのびと活動することができ、楽しく学ぶことができる機会・場所が身近にあることは重要です。

子どもから大人まで市民が育ち、力を発揮できる環境として、また市民主体の活動を支える人材づくりとして、文化・スポーツ施設などの「娯楽や趣味を楽しむ場」や、学校・生涯学習施設などの「知識を得るための場」、さらにボランティアなどの「活動する場」づくりが求められています。

それと同時に、場だけではなく、知りたい・学びたいと思う歴史資源づくりや文化の創造、情報の受発信ができるしくみの提供、市民のネットワークづくりも重要です。

このような西東京に暮らす市民が育ち、地域資源が活かされ、活動が活気づく「ひと・もの・ことが育つ環境」が理想です。

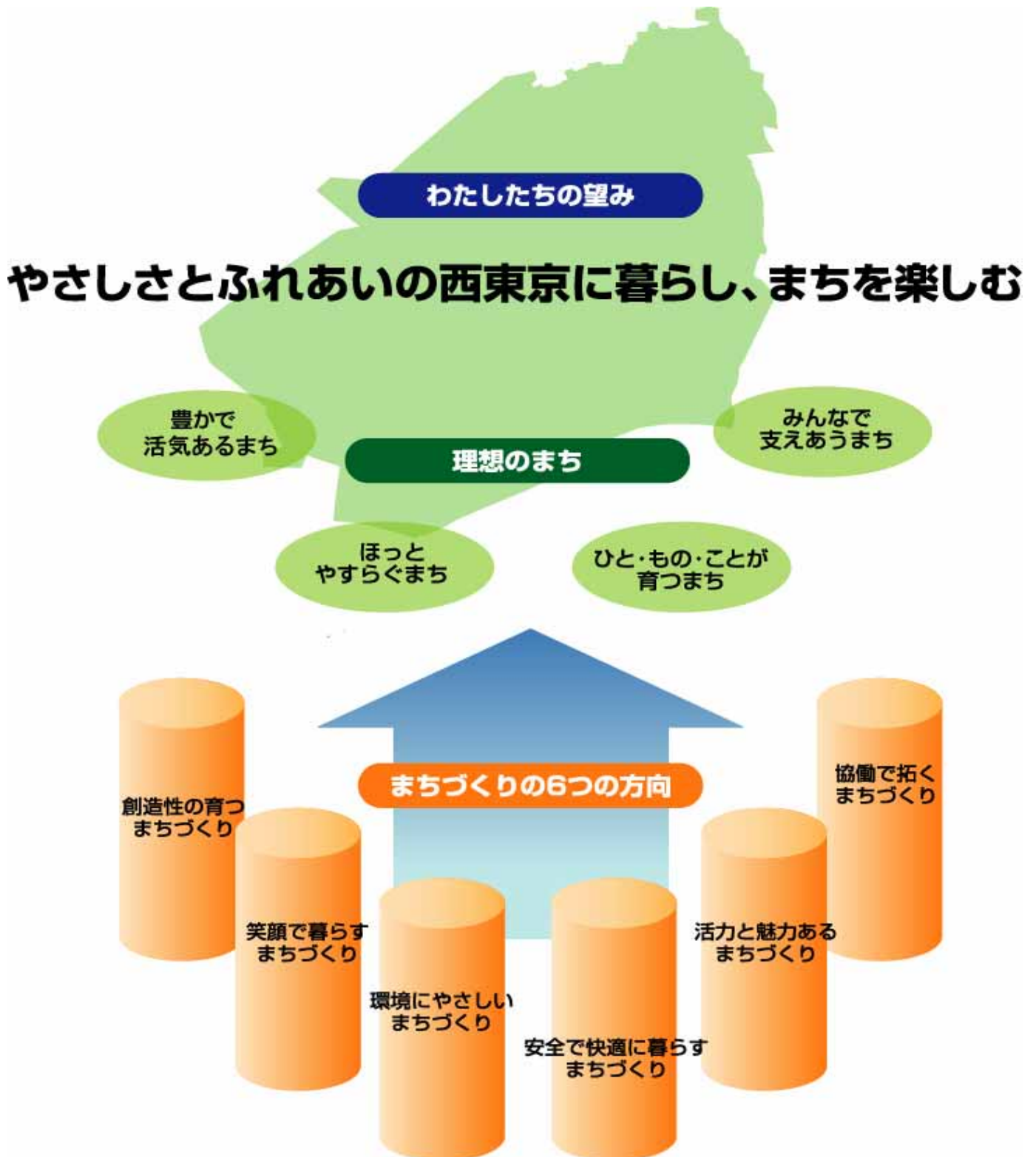
理想のまち みんなで支えあうまち

高齢社会への対応や商業集積地の魅力づくり、地域コミュニティの再生、省エネ・リサイクル等、今、まちは多くの課題を抱えています。これらへ対応できる地域の活動やしくみの再構築は不可欠となっています。西東京市が住みよい地域として存続し、自立していくためには、市民や企業、行政、NPO等が協働し、地域のサービス・産業・資源をお互いに活かしあい、支えあうしくみが必要です。

「支えあいのしくみ」とは、福祉サービスの充実、地域産業と地域消費の活性化、みどり豊かな自然環境の保全、資源循環の推進などであり、一つひとつのサービスの充実にとどまらず、複合的に連動したしくみのことです。また、このしくみには、それを担う人やコミュニティ、ボランティアが主体的に育ち、互いに影響し、向上しあう環境が求められます。

だれもが安心して暮らすことのできる地域をつくるために、このような地域の資源である「ひと・もの・こと」を見出し、育て、活かし、つなげることであり、みんなで支えあう行動を生み出すことが大切です。

5 まちづくりの方向



~ 創造性の育つまちづくり ~

市民一人ひとりには、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。

一人ひとりの個性が尊重され、のびやかに育ちあうことができる環境づくりとともに、だれもがいつでもどこでも豊かな学び・文化にふれあえるまちづくりをすすめます。

~ 笑顔で暮らすまちづくり ~

だれもが生きがいをもって豊かな人生をおくるためには、心身ともに健康であると同時に、地域での人と人とのふれあいが大切です。

市民が共に支えあいながら、地域のなかで安心していきいきと健康に暮らし、自立した生活を営むことのできるまちづくりをすすめます。

~ 環境にやさしいまちづくり ~

市民みんながやすらぎ楽しめる自然環境と、安全で持続可能な生活環境は、これからのまちづくりには欠かせない要素です。

居住環境の心地よさをづくり出す豊かなみどりを守り育てるとともに、地球にやさしい循環型のしくみを整えたまちづくりをすすめます。

~ 安全で快適に暮らすまちづくり ~

だれもが安全で快適に暮らしていくためには、計画的な都市基盤の整備や都市の安全性の確保は欠かせません。

快適な居住空間の整備と駅周辺・道路・交通環境の整備により、日常生活における市民の利便性の向上を図るとともに、防災・防犯に取り組むなど、安全に暮らせるまちづくりをすすめます。

~ 活力と魅力あるまちづくり ~

産業構造が変化するなか、市民や企業、行政相互による地域経済を発展させるしくみの構築が望まれています。

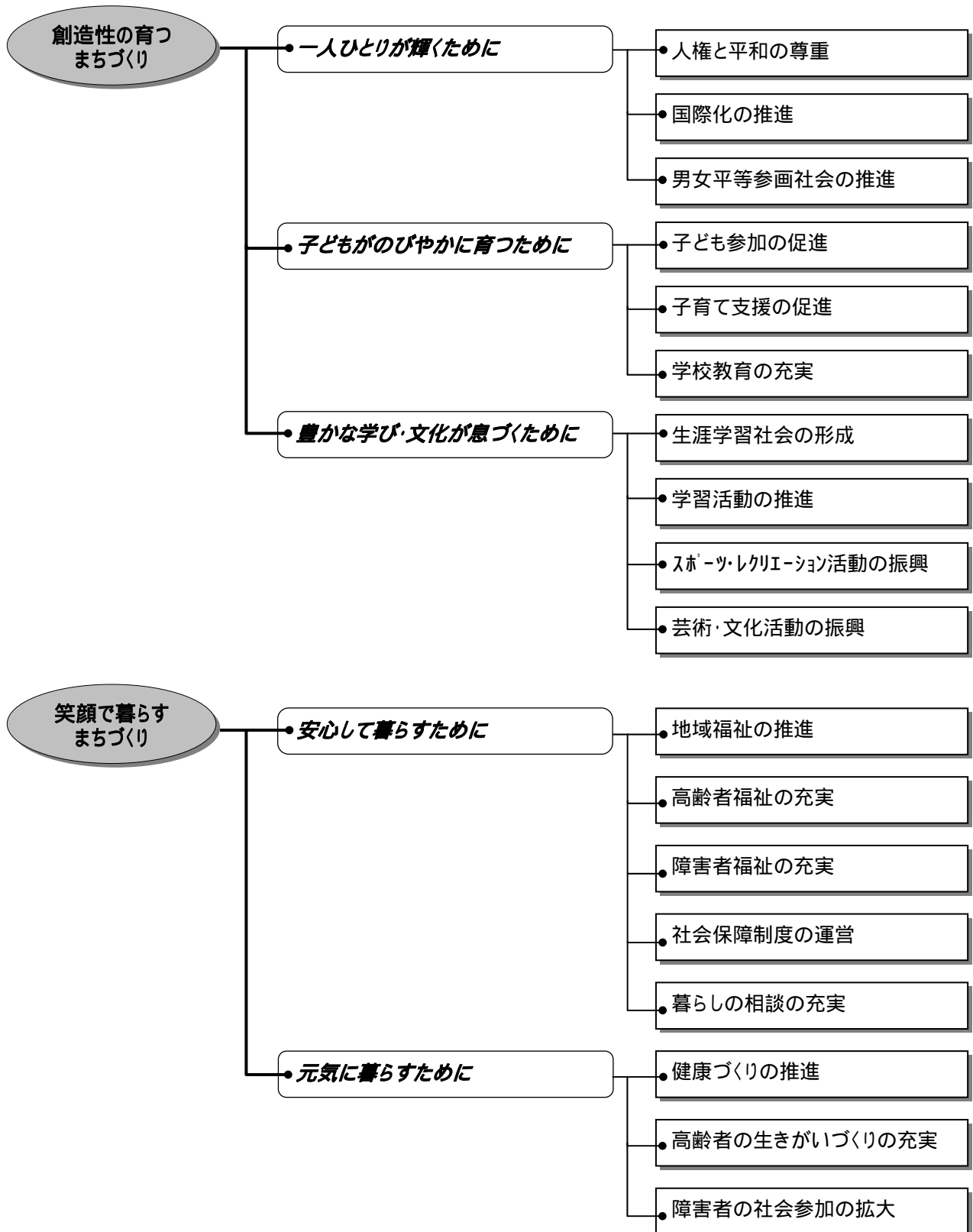
これからは、市内に根づく活力ある産業を支え、新たな産業育成を図るとともに、市内外から人が集まる魅力あるまちづくりをすすめます。

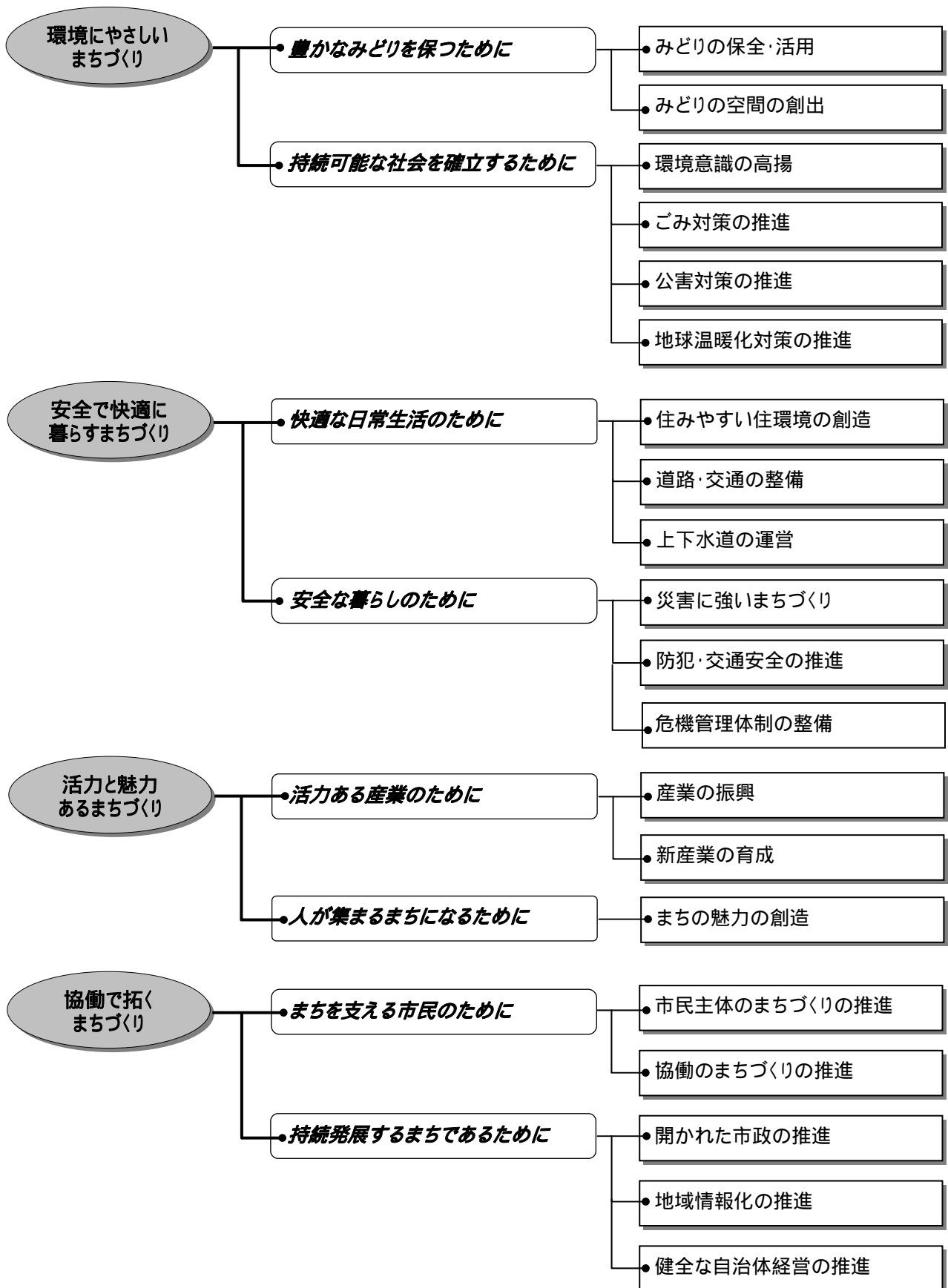
~ 協働で拓くまちづくり ~

多様化する市民ニーズに対応したまちづくりには、市民と行政のパートナーシップによる推進が不可欠です。

これからは、地域での市民の活動を支えるとともに、市民みんながまちづくりに参加できる機会を増やし、市民・企業・行政等が共に力を合わせて持続発展できるまちづくりをすすめます。

まちづくりの方向体系一覧





創造性の育つまちづくり

一人ひとりが輝くために

〔創 1〕

まちには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあい、さまざまな生活をおくっています。地域社会を支える市民一人一人は、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。人種・国籍・性別・年齢・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。あわせて、男女平等については、その意識づくり、平等参画の促進などに努めていく必要があります。

また、一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会をめざすとともに、国際理解を深め、多様な言語・文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。

子どもがのびやかに育つために

〔創 2〕

未来を担う子どもたちが、のびのびと育つためには、子どもの権利を尊重するとともに、親が安心して子育てできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

このため、子どもと同じ目線に立ち、一人一人の違いを認め、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりをすすめていきます。

また、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりを、子どもの立場を踏まえながらすすめるとともに、子どもの学びの場である学校を活力と魅力あるものとし、一人一人の個性を尊重し、豊かな心あふれる人間形成を図る環境をつくっていきます。あわせて地域と学校の連携をすすめ、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもの成長を支えていきます。

豊かな学び・文化が息づくために

〔創3〕

心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的なさまざまな活動がすすめられています。あらゆる人が生涯にわたって、身近な環境で、さまざまな文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんでいけるような取り組みが求められています。

このため、地域における自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図っていくとともに、それぞれの体力や技術などに応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりをすすめます。

また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援し、文化のまちづくりをすすめていくとともに、郷土の歴史を物語る文化財を保護し、地域文化を大切にするまちをめざします。

笑顔で暮らすまちづくり

安心して暮らすために

〔笑 1〕

超高齢社会の到来を目前にして、安心して暮らすための福祉の充実は多くの市民の希望です。福祉サービスの形態やしぐみが増えているなか、利用者の主体的な選択に応えていくため、サービスの充実と基盤整備が求められています。

これからは、高齢者や障害者(児)に限らず、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、生活支援のサービスや地域での見守り活動など、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティアなどの連携により取り組んでいく、生活自立のためのサポート体制を整えます。

そして、介護が必要になったり、障害があったり、生活に困ったときでも、共に支えあうほか、身近な暮らしの相談体制を整え、だれもが笑顔で暮らせるしくみの構築をめざします。

元気に暮らすために

〔笑 2〕

生涯にわたり可能な限り自立した生活を送るために、若いうちから健康づくりをすすめていくことは大切です。

これからは、安心できる保健医療体制として、高度医療や救急医療にも対応できる広域的な連携を図るとともに、市民の主体的な健康づくりや健康管理を支援するための取り組みをすすめていきます。

また、高齢者や障害者が、労働意欲や社会参加意欲を活かし、地域社会の一員として活動できるしくみを整えます。

そして、だれもが健康で生きがいをもって暮らし、豊かな人生をおくることのできる地域社会を実現します。

環境にやさしいまちづくり

豊かなみどりを保つために

[環 1]

豊かなみどりは私たちにやすらぎや潤いを与るとともに、多様な生物が生息する環境となります。本市は、都心に近いにもかかわらずみどりの豊富なまちです。しかし、樹木・樹林・屋敷林や農地などは、今後、都市開発や相続などにより失われていく可能性があり、これらの保全が大きな課題となっています。

これからは、公園や残された緑地を保全するとともに、街路や公共施設における緑化をすすめ、新たなみどりの空間を創出するなど、みどりにふれ、やすらぎを得られる都市環境を整備していきます。また、農地や樹木、樹林、生垣などを維持できるしくみを整えると同時に、市民が積極的に行う緑化活動を支援し、身近なみどりを創り出す施策を展開していきます。

さらに、自然が少なくなった市街地においても、動植物・野鳥・昆虫など身近な生き物の生息空間を確保し、日常生活のなかで自然とふれあえるよう、人と自然環境の健全な共生をめざします。

持続可能な社会を確立するために

[環 2]

地球温暖化や環境汚染など地球規模で問題とされている環境問題や、大都市圏にみられるヒートアイランド現象は、ひとつの市だけで解決できる問題ではありません。しかし、個人一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であるとともに、広域的な取り組みも必要となっています。

地球環境保全に向けて本市では、環境に配慮した行動を推進するために、目標設定やその達成状況の点検などのしくみをつくるほか、学校や地域での環境学習を充実させ、意識づくりに取り組みます。また、ごみの減量や資源化など循環型システムの構築、省エネルギーや新エネルギーの計画的な導入による地球温暖化対策をすすめていくなど、環境を大切にすまちを実現します。

安全で快適に暮らすまちづくり

快適な日常生活のために

[安1]

住みやすい住環境を創っていくために、市民・事業者・行政が連携協力して、まちづくりの理念や計画を作りあげていくとともに、地域に対する愛着や誇りをもてるまちづくりを積極的にすすめていきます。なかでも多くの人が集まる駅周辺の整備は、道路や自転車の問題などとあわせて取り組んでいきます。

また、市民意識調査では道路・交通環境の整備への要望が高いため、安心して歩ける道路をめざし、幹線道路と生活道路の計画的な整備をすすめていくとともに、多くの市民に利用されているコミュニティバス(はなバス)のよりよい運行に向けた取り組みをしていきます。さらに環境にやさしい身近な交通手段である自転車が活用されるよう、自転車交通環境の整備や自転車駐車場の整備をすすめます。

水道事業は安全な水を安定して供給していくため、水道施設の維持管理や水質の安全確保に努めていきます。また、下水道事業は面的な整備はほぼ100%を達成しているため、適正な維持管理と安定した経営に努めていきます。

安全な暮らしのために

[安2]

阪神・淡路大震災などの教訓をもとに、災害に強いまちづくりが望まれています。地震や火災などの災害時に対応する防災基盤・ライフライン、緊急体制や地域住民と連携した防災活動など、計画的に危機管理に備えていきます。

また、台風や集中豪雨による都市型水害に対応するため、溢水地域の整備や河川改修・公共施設などへの治水対策を総合的にすすめ、都市における安全の確保を整えていきます。

あわせて、犯罪の予防や交通安全なども地域で力をあわせ、日ごろから市民みんなで取り組み、安心安全なまちづくりをめざします。

活 力 と 魅 力 あ る ま ち づ く り

活力ある産業のために

〔活 1〕

市場のニーズに応じて産業構造が変化するなか、本市においては農業の経営耕地面積の減小、大手工場の移転や規模縮小、また、近隣地域の活性化による購買流出などの動きが見られます。一方、農業は食の新鮮さ、安全性、農地の保全の観点からの期待が高く、地域での流通・販売の促進が求められています。工業では、技術力の高い小規模工場の今後の発展が期待されます。また、商業においては、市の人口密度の高さなど商業環境を取り巻く潜在的可能性は高く、活力のあるまちづくりのために、商業の活性化は欠かせないものです。

地域経済の維持・発展のために、既存産業の新たな展開や、よりいっそうの振興を図るとともに、労働環境の向上をめざします。

さらに、これからは時代に対応した新たな産業の開発がしやすい環境をつくり、コミュニティビジネスやベンチャービジネス、SOHOなどの起業家支援や商店街活性化のための創業支援、産・学・公の連携等を推進していくなかで、地域の活力の創出を図っていきます。

人が集まるまちになるために

〔活 2〕

まちの活力を維持するためには産業の活性化はもとより、人が集まるまちづくりが大切です。そのための魅力づくりとして、市内のみどりや川などの自然を保全、活用しながら、自然空間の憩いの環境づくりが必要となります。

日中や休日に訪れることのできる憩いの場や、水やみどりに親しみ遊べる場など、人が集しやすい環境を整備していきます。また、全市的なまちの魅力の創造として、市内に存在する自然環境を活かした散歩道などを整備し、それらを楽しむための散歩会や散策ルートの設定などの活動づくりをすすめるほか、多様な観光資源を見出し活かす方策の検討を行い、人が集うまちを実現します。

協働で拓くまちづくり

まちを支える市民のために

〔協1〕

まちに暮らし、まちを支える市民が自分たちのまちを創っていく、この市民主体のまちづくりをすすめるために、地域における良好なコミュニティづくりが求められています。人と人とのつながりを深めるため、活動の支援や活動の場の充実を図り、あわせて団体間のネットワークづくりなど、地域での支えあいを支援していきます。さらに、市内での交流にとどまらず姉妹都市との交流、世代間交流などふれあいの機会を創出していきます。

また、まちづくりの推進に市民との協働が重要になってきました。市民の参加を推進するとともに、市民と市とがそれぞれの役割を自覚し、相互に補完し協力する必要があります。また、ボランティア活動支援の推進を図り、行政とNPOや各種団体との連携を構築していきます。

持続発展するまちであるために

〔協2〕

市民と市が協働でまちづくりをすすめていくために、情報の共有化を図るとともに市政運営の透明性を高めていく必要があります。開かれた市政をすすめるため、情報公開や情報提供をいっそう充実するとともに、市民の意見や提言等についての受信体制を強化し、双方向の情報提供のしくみを整えていきます。

近年の情報処理・通信技術の目覚ましい進歩により、あらゆる場面で情報化が進展し、インターネットを主流とした情報伝達基盤の構築がすすんでいます。市では地域情報化を計画的に推進しているところですが、情報格差の解消やセキュリティの確保にも配慮した取り組みが必要です。

また、新たな行政需要や地方分権への対応、行政サービスの主体が多様化するなかでの行政運営のあり方、国・地方を取り巻く厳しい財政環境のなか、今後とも計画的な行財政改革を推進していく必要があります。さらに、わかりやすい行政評価制度の確立や、行政サービス体制の見直しをすすめていくとともに、広域行政の取り組みやふたつに分かれている市役所庁舎の課題改善に取り組むなど、効率的な行政運営をすすめ、持続発展するまちを実現します。

➤ 新市建設計画重点施策 ◀
(アクションプログラム)

(仮称)合併記念公園の整備

(仮称)合併記念公園は、東京大学原子核研究所の移転に伴い、広さ約 45,600 m²の跡地に西東京市の誕生を記念したシンボリックな公園として整備する計画です。

公園には、子どもの遊び場、みどりへの親しみ、災害時の避難場所など、多様な用途があり、市民の期待や要望も高くなっています。そこで、(仮称)合併記念公園は、「自然・人・生き物のふれあいの場」との考えを基に、市民ニーズを反映した「ゆとり」と「活気」のある公園として、また市民参加により継続的に守り育てていく公園、さらに防災機能を付加した公園をめざして整備をすすめています。

市民に親しまれるとともに、市外の人たちにも利用してもらえ、地域全体の活性化につながるような公園づくりを行っていきます。

〔施策の展開〕

市民との協働による愛される公園づくり

多くの市民が楽しんで利用できる魅力ある公園をつくっていくためには、市民の意見を広く取り入れるとともに、市と市民が適切に役割分担しながら、維持・管理を協働で進めることが求められます。

公園ボランティアなど、園内の自然環境や施設の維持・管理に市民が積極的に参加できるしくみを整え、市民の意向を反映した公園をつくっていきます。

市民のふれあう場としての公園づくり

本市では、幼児期から青少年まで、子どもたちが安心して遊ぶことができる場の確保が求められています。また、子どもだけでなく、高齢者を含めて地域のさまざまな人たちとの交流を楽しみ、いろいろな過ごし方のできる場も望まれています。

これらのことをふまえ、市民まつりなどのイベント、地産地消をとり入れた朝市や園内での教養活動を開催することのできる施設、遊び場等を整備し、だれもが自由に集い、遊び、世代を超えた交流など、多様な体験やコミュニケーションが展開できる「人が集まる公園づくり」をすすめていきます。

誰もが楽しめる施設整備

公園は、さまざまな人びとが集まる場として、だれもが利用しやすく楽しめる環境を実現する必要があります。

拠点施設となるパークセンターや園路などの整備には、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、多くの人々が集まり「ゆとり」と「活気」が感じられる公園施設の整備をめざしていきます。

環境に配慮した施設整備

これからの施設は、地域の自然環境に配慮した設計や地球環境にやさしい太陽光発電などの新エネルギーの導入、剪定枝の堆肥化などのリサイクルのしくみを取り入れていくことが大切です。(仮称)合併記念公園でのさまざまな施設整備においても、これらの環境に配慮した施設設計やしくみを取り入れていきます。

また、豊かな自然環境を残す公園として、緑や昆虫や野鳥などの生息維持・拡大を図り、自然観察や環境学習を楽しむことができる機会づくりも求められています。

自然環境や新エネルギー、リサイクルなどに取り組むことにより、環境問題について市民とともに考え、行動できる公園づくりを行っていきます。

広域避難地としての機能整備

オープンスペースを有する都市公園には、災害時における防災機能が重要な役割のひとつとなっています。

(仮称)合併記念公園は、広域避難地である東京大学農場・演習林と隣接していることから、広域避難地の機能を補う公園として、また延焼防止帯、避難地、災害復旧拠点としての防災機能を備えることが要件となります。

また、大規模な災害から住民の生命を守る防災拠点として、防災備蓄倉庫や防火水槽などの施設整備を行っていきます。

コミュニティバスの運行

本市は、東西に西武新宿線・西武池袋線の鉄道2路線が横断し、両線の5つの駅間を、南北のバス路線が結ぶ交通体系となっています。

しかし、これらバス路線は、運行経路が幹線道路のみであるため、利用圏域が狭く、いわゆる公共交通の空白地域が存在していました。また、高齢者の増加に伴い高齢者等が利用しやすい交通ニーズの高まりに加えて、新市発足後の全市的なネットワークの形成が必要となってきました。このため、平成14年3月より市内4ルート「はなバス」の運行を開始し、市民の身近な足として、利用されています。

これまで、順調に利用者も増加し、平成15年6月20日には運行開始から1年3か月で利用者100万人を達成するなど、市民に親しまれるようになってきています。今後は、より利便性を向上させるための検討をすすめるとともに、夢のあるまちづくりやまちのイメージ向上に貢献できるコミュニティバスとして充実を図っていきます。

〔施策の展開〕

公共交通空白地域の解消

公共交通の空白地域である田無駅南西部地域や、西武池袋線北側の地域、谷戸新道と都道233号線の間地域を中心として、狭い道路幅員や交差点および不整形な道路線形における安全性を考慮しながら、公共交通空白地域の解消に努めていきます。

また、渋滞や踏切待ちなどのさまざまな交通事情を踏まえ、公共施設や駅・商店街等へのアクセス向上などを考慮し、適宜、既存ルートの見直しや延長を行い、運行の定時性の確保や利便性の向上をめざしていきます。

都市計画道路の整備にあわせた将来運行ルートの増設

現在、市内では都市計画道路の整備がすすめられていますが、その完成にあわせ、公共交通空白地域の解消をめざして、新たなルート運行の検討を行っていきます。特に、保谷庁舎周辺の行政サービス拠点やひばりヶ丘駅周辺の商業中心拠点を結ぶ新ルートについては、早期の実現をめざしていきます。

市民の利便性の向上

多くの人に親しまれるコミュニティバスとするためには、さまざまな人々が利用できる条件を整える必要があります。

「はなバス」では、高齢者や子ども、障害者など、いわゆる交通弱者が、気軽にバスに乗って余暇活動や買い物、通院、通学などができるよう、車両やバス停周辺のバリアフリー化、安全性の確保をめざしていきます。

また、住民のニーズにあわせて、運行時間・便数などのダイヤ改正や、乗車料金の一律 100 円の維持に努めるなど、今後も可能な限り多くの市民の意向を反映させながら、利便性の向上を図っていきます。

地域間移動における利用者増加に向けた取り組みの推進

市民の足である「はなバス」の利便性を維持・向上していくためには、相当額の収入を確保し、市の財政負担を軽減していく必要があります。そのためには、利用者を増やすことが必要です。

これまで、利用者のあまり多くなかった市内の事業所や学校への通勤・通学者などの利用促進のため、事業所や教育機関等への広報・PRをはじめ、鉄道からの乗換時間を考慮したダイヤ編成等による利便性の向上を図っていきます。

また、「はなバス」は、地域に密着したコミュニティバスとして、住宅地と商店街・公共施設等に連絡を図れることから、住宅地から商店街等への買物客の誘導や公共施設へのアクセス性が利用者のメリットとなります。たとえば、商店街と連携した買物優待券の発行や、「はなバス」のイベントの企画など、地域との関わりや、高齢者などの活動区域を広げる取り組みを進めることにより、利用者増加をめざします。

さらに、コミュニティバスは買い物だけではなく、市内のさまざまな資源（公園、学校、公共施設など）にアクセスできるため、まちの豊かさを楽しむことができます。西東京市の自然や歴史など、多くの資源を楽しむ散策ルートの設定や散策イベント等とのタイアップにより、市内外の多くの人が西東京市で過ごせるような取り組みも検討していきます。

地域情報化の推進

インターネットなど IT(情報技術)を利用して、時間や場所または立場や世代にとらわれない「新しいかたちのコミュニケーション」が生まれてきています。

ITを有効に活用すれば、行政サービスの向上や、市民のふれあいによる地域の活性化を図っていくことが可能となります。情報化は、市民の暮らしや地域経済、行政へとますます広がってきています。これからは、市民・事業者・行政の連携を、よりいっそうすすめていくことが必要となります。

そのために、環境、保健・医療・福祉、そして災害などの情報を的確かつ迅速に市民へ提供していく「安心して健やかに暮らせるまち(イキイキ情報化)」、次代を担う子どもたちの IT 機器への親しみをはじめ、あらゆる層の市民による地域の交流を活性化する「楽しく豊かなまち(ワクワク情報化)」、地域経済の活性化や雇用の拡大、交通情報の提供など都市機能を高める「うるおいある元気なまち(キラキラ情報化)」、市民がサービスや情報を簡単に利用できる「便利で快適なまち(ラクラク情報化)」の4つの視点で、地域情報化をすすめていきます。

〔施策の展開〕

安心して健やかに暮らせるまち(イキイキ情報化)

市民が安心して健やかに生活するためには、保健・医療・福祉、防災・防犯、環境に関する情報を安心して便利に受けられる環境を整える必要があります。

保健・医療・福祉サービスでは、関係団体や医療機関などの理解と協力を得ながら、情報の共有化をすすめ、情報やサービスをわかりやすく一元的に提供できるシステムの整備を推進します。

平常時の防災情報はもとより、災害発生時に住民が最適な行動をとることができ、災害状況・安否情報をさまざまな方法で市民が把握できる災害情報提供システムの整備を図ります。

また、環境学習を支援する環境情報提供システムを整備し、情報の提供に加えて地域全体の環境やリサイクル意識の向上を推進します。

楽しく豊かなまち(ワクワク情報化)

情報化社会を楽しく豊かに生活するためには、学校での情報教育環境や、あらゆる層の市民が学習活動等の情報の入手できる環境、まちづくりなどに市民の知恵を集約するしくみの整備が必要となります。

児童・生徒がインターネットを活用して情報発信を行えるような学校のホームページの活用や、不登校児童をサポートするネットワークシステムの構築により、学校・家庭・地域を結ぶ IT 活用を推進します。

また、生涯学習情報を一元的に提供できる生涯学習情報システムの構築を図り、市民交流の活性化の推進を行います。

さらに、市民が自由にコミュニケーションできる電子会議室や、地域活動情報ポータルサイトによる一元的な情報提供をとおして、市民の情報活用の利便性向上をめざします。

うるおいのある元気なまち(キラキラ情報化)

地域経済が活性化し、うるおいのある元気なまちを実現するためには、地域の店舗・商品情報等のイメージを高める情報が発信される環境や、就職情報等をいつでも利用できる環境、交通情報等を的確に提供する環境の整備が必要となります。

ホームページなどを利用して、商店・商店街や市民が感じた西東京らしさの情報を発信できる環境を充実していきます。商店等のインターネット活用を促進するため、事業者を対象とした IT 活用の支援を行いながら、商店や商品のデータベースを構築し、生活者の消費行動に供します。

また、交通機関利用者の利便性を図るためのバスロケーションシステムや、駐輪場情報の提供を推進します。

便利で快適なまち(ラクラク情報化)

便利で快適なまちを実現するためには、利用者が利用したいサービスや情報をいつでも、どこでも、簡単に入手できる環境を整える必要があります。

行政サービスにおいては、住民票等の自動交付機の設置場所の拡大、電子申請システムの構築により、市民の利便性向上に努めます。また、電子入札システムによる公共工事入札の迅速化および不正行為の防止を図ります。

また、市のホームページを充実させ、市が提供するサービスや保有する情報を積極的に公開し、市民が容易に要望や意見を伝えられるしくみの構築をめざします。

さらに、行政改革推進のため、電子決裁システムを構築し、行政事務の簡素化・効率化を図ります。あわせて、インターネットの活用に向けたセキュリティ対策の充実や、職員の IT 活用意識の向上に努めます。

ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進

ひばりヶ丘駅の乗降客は1日あたり約6万5千人と、市内では田無駅について多く、駅周辺は商店街・公共施設が集積しており、市民はもとより隣接市からも多くの人々が集まり、このエリアの商圈の中心に位置しています。

ひばりヶ丘駅周辺地域は旧市の市域が入り組んでいたため、これまで一体的な整備が行われてきませんでした。合併に伴い総合的な整備を中長期的に推進します。ひばりヶ丘駅前という立地条件を活かし、鉄道の利便性とにぎわいのある商業環境を備えた、利便性の高いまちづくりをめざします。

また、これらの整備を推進するうえでは、バリアフリーの観点を十分留意し、バリアフリーネットワークの形成に努めます。

〔施策の展開〕

ひばりヶ丘駅南口

ひばりヶ丘駅南口は、都市基盤整備公団が整備を計画している都営亦六住宅跡地の開発を中心に、駅前立地の利便性を活かし、さらなるまちの活性化を図れるよう、周辺整備をすすめていきます。

このため、駅前広場周辺の低未利用地の有効活用を検討するとともに、都営亦六住宅跡地周辺では、土地開発公社により先行取得した用地を有効に活用しながら、公共施設や公共自転車駐車場などを整備していきます。

これにあわせて、関連する市道を生活道路として拡幅整備し、歩車の分離を図り、安全性・快適性を高めます。

ひばりヶ丘駅北口

ひばりヶ丘駅北口は、小規模店舗が立ち並ぶ市道沿いの商店街となっていますが、道路幅員が十分ではなく、特に線路を横断する道路は車両の交通量が多く、歩行者の安全確保が課題となっています。また、住宅地の中には、行き止まりの道路も多く、緊急車両が転回できない等の問題や、防災上の問題などがあります。

これらの課題を解決するためにはいろいろな手法が考えられますが、商業地としての役割を確保しながら、良好な住環境を整えていくためには、地域住民の意見を尊重しながら、計画的なまちづくりをすすめていくことが必要です。

このため、早期に地域整備のための基本構想を策定したうえで、市街地と住宅地の調和したまちづくりを目標に、関係権利者をはじめ関係機関等と連携しながら、駅前広場の整備や魅力ある商店街の形成をはじめ、都市計画道路や生活道路の整備、良好な住宅地の整備に努めていきます。

南北通路の整備

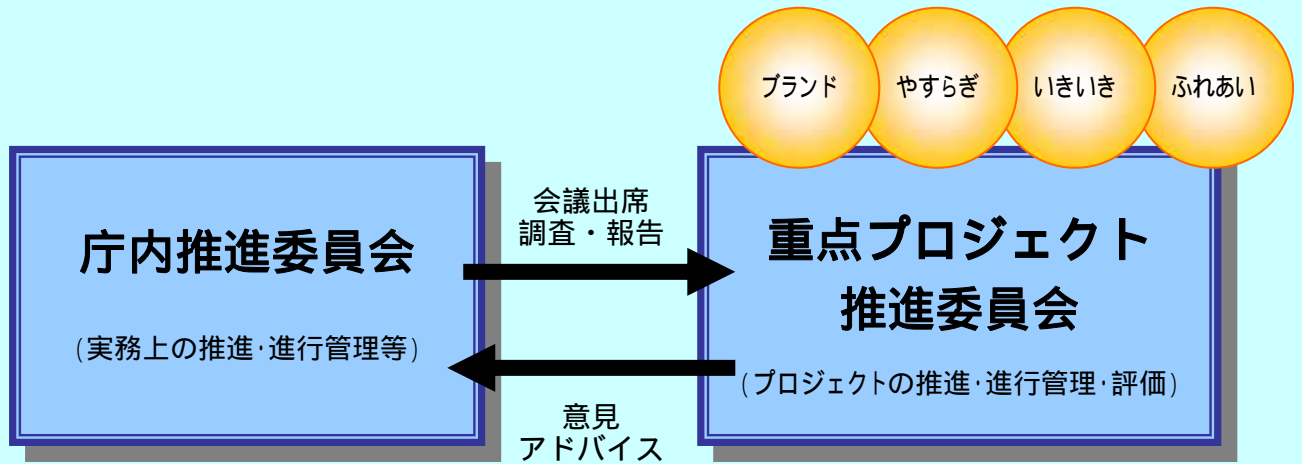
ひばりヶ丘駅周辺の南北一体の活性化を念頭においたまちづくりをすすめるため、鉄道を横断する手段として都市計画道路や駅舎の自由通路などの整備をすすめていきます。

バリアフリーネットワークの形成

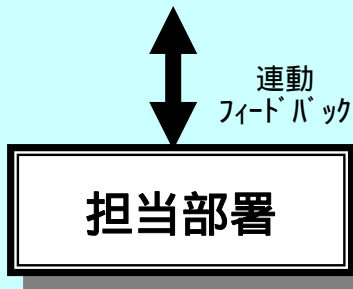
ひばりヶ丘駅周辺地域では、ハード・ソフト両面から、人にやさしいまちづくりをめざします。そして、バリアフリーのモデルとなるような新しい地域づくりを実現し、誰もが安全・安心・快適に移動できるバリアフリーネットワークを形成していきます。

資料編

【重点プロジェクト推進組織（案）】 *名称等は、すべて仮称



市長が委員長
各部 1 名程度（若手公募）



各分野から 4 名（市民・団体・事業者等）ずつ、計 16 名で構成
任期は 2 年（半数交代）

初年度のみ半数は任期 1 年

プロジェクトの推進・進行管理のほか、評価を行い次年度への引継（事業達成度合により、次年度強化していく事業を洗い出し）を行う。

